障がい者計画 2030（改訂版）

障がい福祉計画（第８期）・障がい児福祉計画（第４期）

（素案）

ページ調整

はじめに



区長あいさつ文

年　月　　板橋区長　坂本　健

目　次

第１部　総論

第１章　計画の策定にあたって

１　策定の背景・目的 3
２　計画の位置付け 5
（１）障がい者計画 5
（２）障がい福祉計画・障がい児福祉計画 5
（３）国の基本指針について 6
３　計画の期間 7
４　計画の対象 8
５　計画の推進に向けて 8
６　検討体制 8
（１）庁内検討体制 8
（２）外部検討体制 8
７　ＳＤＧｓとのつながり 9

第２章　板橋区の障がい者の現状とこれまでの振り返り

１　障がい者数の推移と傾向 １３
（１）障がい者の推移と傾向 １３
（２）障がい児の推移と傾向 １５
２　障がい者計画 2030 における重点項目の振り返り １７
（１）相談支援の充実 １７
（２）障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実 １７
（３）障がいのある人の就労の拡充 １８
（４）多様な生活の場の整備 １８
（５）差別解消・権利擁護の推進と地域交流の促進 １９
３　障がい福祉計画（第７期）・障がい児福祉計画（第３期）におけるサービスの利用状況、取組の振り返り ２０
（１）障がい福祉サービスの実施状況（第７期障がい福祉計画） ２０
（２）地域生活支援事業の実施状況（第７期障がい福祉計画） ２０
（３）障がい児向けサービスの実施状況（第３期障がい児福祉計画） ２０
（４）実施状況を踏まえて ２０
（５）板橋区障がい者実態調査の結果 ２１
（６）障がい福祉サービス費用の推移 ２４

第２部　板橋区障がい者計画 2030

１　基本理念 ２７
２　基本目標 ２７
３　戦略的な展開 ２９
４　施策の体系 ３０
５　板橋区障がい者計画 2030 における重点項目 ３７
６　成果指標の設定について ４２
７　基本目標に基づく施策の展開 ４３
（１）基本目標１「自分らしいくらしを支える」支援体制の整備 ４３

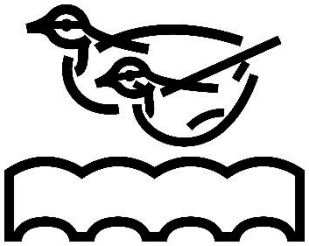
（２）基本目標２「安心してくらし続けられる」社会基盤の整備.....６０
（３）基本目標３「ともに共生社会を実現する」地域環境の整備.....７２
第３部　障がい福祉計画（第８期）・障がい児福祉計画（第４期）
第１章　障がい福祉計画（第８期）
１　障がい福祉計画（第８期）の位置付け.....８３
２　2029年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策.....８３
（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行.....８３
（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....８３
（３）福祉施設から一般就労への移行等.....８４
（４）地域生活支援の充実.....８５
（５）相談支援体制の充実・強化等.....８５
（６）障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上.....８６
（７）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....８６
３　計画目標を達成するための活動指標.....８９
（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行.....８９
（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....９２
（３）地域生活支援の充実.....９３
（４）発達障がい者等に対する支援.....９４
（５）相談支援体制の充実・強化等.....９４
（６）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....９５
４　地域生活支援事業の必要量の見込みと確保の方向性.....９６
（１）必須事業.....９６
（２）任意事業.....９８
第２章　障がい児福祉計画（第４期）
１　障がい児福祉計画（第４期）の位置付け.....１０１
２　2029年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策.....１０１
（１）４つの中核機能を確保、インクルージョン推進のための協議の場の設置.....１０１
（２）難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保.....１０１
（３）主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保.....１０２
（４）医療的ケア児等支援の協議の場の設置及びコーディネーターの配置.....１０２
（５）障がい児入所施設に入所する児童の大人にふさわしい環境への移行調整の協議の場の設置.....１０３
（６）障がい児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保.....１０３
（７）強度行動障がいの状態にある児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備.....１０３
３　計画目標を達成するための活動指標.....１０５
（１）障がい児支援の提供体制の整備等.....１０５
資料編
１　制度の変遷.....１０８
２　板橋区障がい福祉計画（第７期）及び障がい児福祉計画（第３期）の計画目標と実績.....１１２
３　板橋区障がい者実態調査結果.....１１４
４　板橋区地域保健福祉計画推進本部.....１２７

５　板橋区障がい福祉計画等策定委員会.....１３０
６　板橋区地域自立支援協議会.....１３３
７　検討経過.....１３７
８　板橋区障がい福祉サービス等事業所一覧（2026年7月時点）.....１３８
９　用語集.....１４６

※　本計画中において、※が付されている語句は、146ページからの用語集に内容を掲載しています。

障がい福祉サービスの概要は87～88ページ、障がい児向けサービスの概要は104ページに掲載しています。

第１部　総論



第１章　計画の策定にあたって

１　策定の背景・目的

２　計画の位置付け

３　計画の期間

４　計画の対象

５　計画の推進に向けて

６　検討体制

７　ＳＤＧｓとのつながり

1－1　計画の策定にあたって

共生社会の実現をめざして

「板橋区障がい者計画 2030・障がい福祉計画（第８期）・障がい児福祉計画（第４期）」は、障害者基本法、障害者総合支援法※及び児童福祉法に基づく法定計画であり、「板橋区基本構想」における福祉・介護のめざす姿や、福祉に関する上位計画である「板橋区地域保健福祉計画 2030」が掲げる地域共生社会※の実現をめざすものです。

板橋区の障がい福祉における取組を進めていくうえでの基本的な考え方や、計画の位置付けや期間などを示します。

策定の背景・目的

障がい福祉を取り巻く環境は、高齢化や障がいの重度化、特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、多様化・複雑化しています。

障がい福祉の基本方針を定める「障がい者計画」と、その実施計画に相当する「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」により、障がいがあっても自分らしく安心してくらし続けられるまち「板橋」を創ります。

計画の位置付け

障がい者計画は、障害者基本法に基づく、区の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、サービスの必要量を定めるとともに、その提供体制の確保を図るための計画であり、障がい者計画の実施計画に相当する計画です。

「板橋区基本構想」及び「板橋区基本計画 2035」の方向性を念頭に、関連する個別計画と連携を図りながら、取組を進めていきます。

計画の期間

障がい者計画は 2024 年度から 2030 年度までの７年間を計画期間としていますが、上位計画の改定を受けて 2026 年度に一部改訂をします。

障がい福祉計画（第８期）及び障がい児福祉計画（第４期）は、国の基本指針に基づき、2027 年度から 2029 年度までの３年間を計画期間とし、３つの計画の連携により、計画的な施策・事業展開を図っていきます。

計画の対象

障がいがあっても自分らしく安心してくらし続けられるまち「板橋」をみんなで創ることとし、障がいや難病※などにより支援を必要とする人だけでなく、区民や支援を行う人も含め、すべての人を対象とします。

計画の推進に向けて

施策の推進にあたっては、進捗状況を把握のうえ、点検・評価を行い、必要に応じて見直しを図ることで、実効性のある取組を進めていきます。

第1部　総論

第1章　計画の策定にあたって

1　策定の背景・目的

○　2014 年、日本は、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准し、条約締結国になりました。2016 年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障がい者を取り巻く状況は少しずつ変化しています。特に、2024 年には「改正障害者差別解消法」が施行され、民間事業者にも「合理的配慮※」の提供が義務付けられるなど、社会全体で共生社会の実現に向けた取組が進められています。

2024 年には、障がい者の地域生活の支援体制の充実や、多様なニーズに対する支援や障がい者雇用の質の向上などを定めた「改正障害者総合支援法」が施行され、2025 年には、障がい者が自身の特性に合った就労先（一般就労※、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型））を選択するための専門的なアセスメント（能力評価・意向確認）を行う新しい障がい福祉サービス※「就労選択支援」が創設・施行されました。また、2026 年に、高次脳機能障がい※への理解を促進するとともに、高次脳機能障がい者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を、切れ目なく受けられるようにするため、「高次脳機能障害者支援法」が施行されています。2027 年には、支援の対象を「医療的ケア※児及びその家族」から「医療的ケア児等及び重症心身障がい※者並びにそれらの家族」に拡大する「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律」の施行が予定されています。

○　2022 年、障害者権利条約について、国際連合（国連）の「障害者の権利に関する委員会（権利委員会）」による日本の審査が初めて行われました。医療機関や施設に入院・入所している障がい者が地域に出て自立した生活を送る権利の保障や、インクルーシブ教育システム※の推進などへの総括所見が示されており、その趣旨を踏まえて、障がい者の権利の実現に向けた取組を引き続き推進する必要があります。

○　東京都においては、国際スポーツ大会として、2021 年に東京 2020 パラリンピックが、2025 年に東京 2025 デフリンピックが開催されました。こうした国際大会の開催を契機として、障がい者の社会参加の促進や、障がい者への理解の深化が一層求められています。

○　東京都では、手話は独自の文法を持つ一つの言語であるという認識を広げるとともに、手話の利用が普及するよう、2022 年に「手話言語条例」を施行し、手話を必要とする人の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活できる社会の実現をめざすとともに、手話を使用しやすい環境づくりを進めています。また、2025 年には、「東京都障害者情報コミュニケーション条例」を施行し、必要な配慮や、コミュニケーション手段が異なることについて関心と理解を広げ、情報通信技術の活用のほか、多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりを進めています。

○　板橋区においては、2025 年 10 月に、概ね 10 年後を想定した将来像を「未来をひらく　緑と文化のかがやくまち　“板橋”」とする板橋区基本構想を策定し、福祉・介護のめざす姿として「安心して住み慣れた地域で暮らせるまち」を掲げ、「誰もが幸せを実感している」「つながりと愛着がはぐくまれている」まちの実現に向けて取組を進めています。また、区の福祉分野の上位計画としては、2026 年３月に、「地域でつながり支え合う　だれもが安心して暮らせる共生のまち　いたばし」を基本理念とする「板橋区地域保健福祉計画 2030」（以下「地域保健福祉計画」という。）を策定しています。

○　板橋区は、2026 年 1 月に、区民一人ひとりの創意を原動力とし、あたたかでやさしいつながりを創り出す創造都市（Creative City）であることを宣言しました。板橋区基本計画 2035 の最初の３年間におけるアクションプログラムであるいたばし№1 実現プラン 2028 では、基本構想に掲げる３つの視点（ひと・まち・みらい）を取り入れた（１）ウェルビーイング戦略、（２）クリエイティブ戦略、（３）トランスフォーメーション戦略を示しており、戦略的取組をとおして、誰もが健やかにくらし続けられる環境整備などを推進しながら、創造都市（Creative City）として、多様な主体の協働・共創による新たな価値創出や地域課題の解決などにつなげる取組を展開していきます。

○　障がい福祉を取り巻く環境は、高齢化や障がいの重度・重症化（医療的ケアが必要な障がい者を含む）、発達障がい※や強度行動障がい※、医療的ケア児などの特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、多様化・複雑化しています。区では、地域生活支援拠点等※の整備などを進めてきましたが、障がいがあっても自分らしく安心してくらし続けられるまち「板橋」の創造に向けて、相談支援の一層の充実、多様な生活の場の整備など、着実に取り組んでいく必要があります。

○　このため、「板橋区障がい者計画 2030」は 2030 年度までを計画期間とするものではありますが、区の上位計画をふまえつつ、創造都市（Creative City）として新たな価値創出や地域課題の解決などにつながる取組を戦略的に展開することとし、一部改訂します。また、「板橋区障がい福祉計画（第７期）」「板橋区障がい児福祉計画（第３期）」については、計画期間が 2026 年度をもって終了することから、2027 年度からの新たな計画を策定します。

○　これによって、既存のサービスの充実や仕組みの見直しを進め、障がいがあっても創造都市の一員として、地域の中で多様なつながりを持ちながら、自分らしく安心してくらし続けられるまち「板橋」を実現していきます。

2　計画の位置付け

（１）障がい者計画

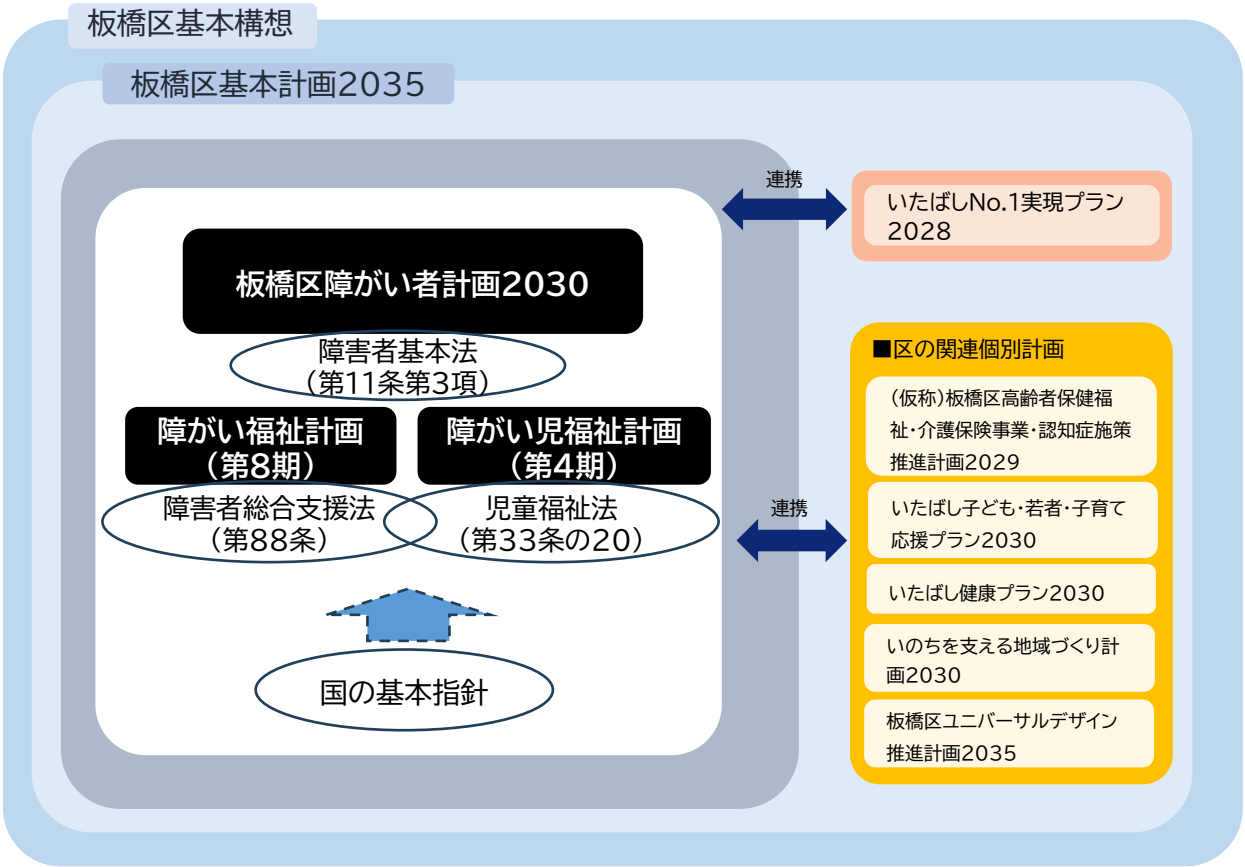
区の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、区民、関係機関、団体、事業者、区が、それぞれ自主的かつ積極的に創造的な活動を行い、地域の価値創出、課題解決、人と人との交流につなげ、その取組を継続していくための指針となる計画で、障害者基本法第 11 条第３項に基づく「市町村障害者計画」にあたるものです。

（２）障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障がい福祉計画、障がい児福祉計画は、国の基本指針（障害者総合支援法第 87 条、児童福祉法第 33 条の 19）に基づき、障がいのある人又は障がいのある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画です。

それぞれ、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」にあたり、障がい者計画の実施計画に相当する計画です。

【板橋区の各計画との関係】



（３）国の基本指針について

計画策定の根拠となる国の基本指針「障がい福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」は、2026 年 3 月に改正・告示されました。

基本指針で示された計画策定の基本的な考え方などは以下のとおりです。

①　基本的理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援や、課題に対応したサービス提供体制の整備、地域共生社会の実現に向けた取組などに配慮し、総合的な計画を作成する。

②　障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

基本的理念を踏まえ、全国で必要とされる訪問系サービスの保障や、希望する障がい者等への日中活動系サービス等の保障、グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実、福祉施設から一般就労への移行、強度行動障がいの状態にある者及び難病患者等に対する支援体制の充実、高次脳機能障がい者に対する支援などに配慮して目標を設定し、計画的な整備を行う。

③　相談支援に関する基本的考え方

相談支援体制の充実・強化、地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保、発達障がい者等に対する支援、地域自立支援協議会の活性化の視点により取り組むことが必要である。

④　障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ること、地域社会への参加・インクルージョン※の推進、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制や障害児相談支援等提供体制の確保が重要である。

⑤　障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方

将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要がある。また、質の高い障がい福祉サービスを効率的かつ効果的に提供する観点から、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の取組を一層充実する必要がある。

⑥　障がい福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、以下について、目標を設定する。

①福祉施設の入所者の地域生活への移行、②精神障がい※にも対応した地域包括ケアシステム※の構築、③福祉施設から一般就労への移行等、④障がい児支援の提供体制の整備等、⑤地域生活支援の充実、⑥相談支援体制の充実・強化等、⑦障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上、⑧障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

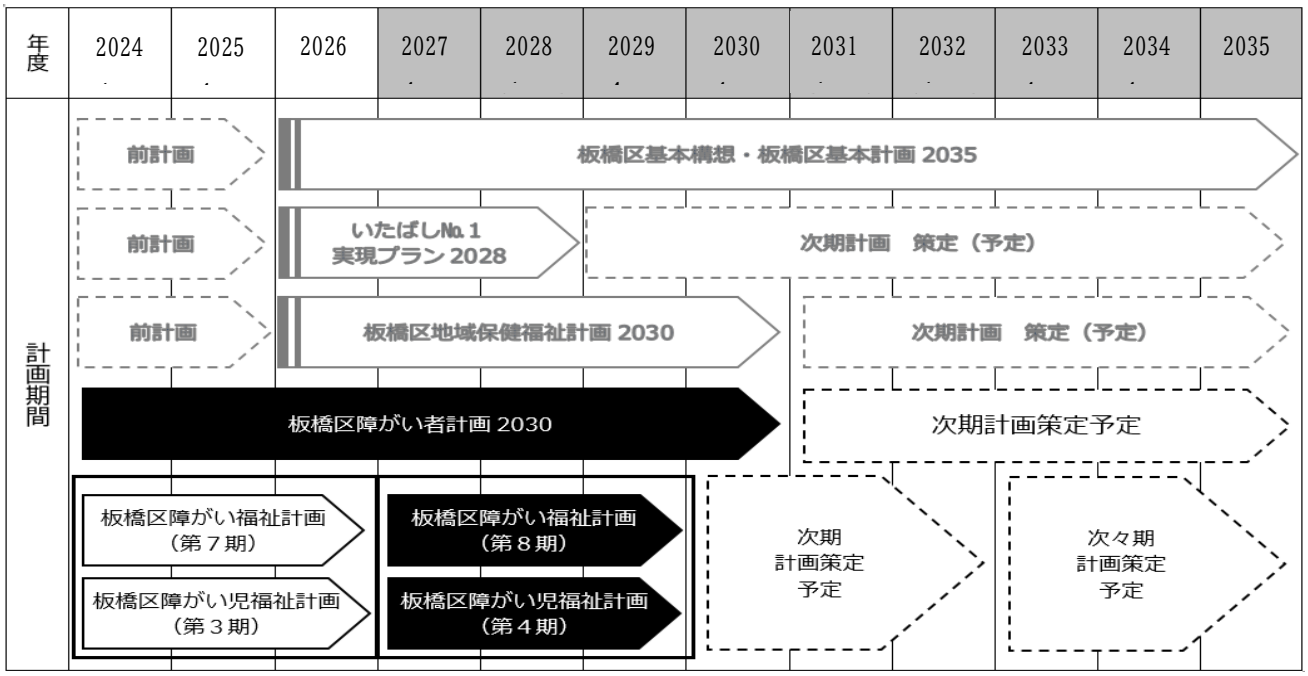
⑦　その他自立支援給付及び地域生活支援事業※並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

①障がい者等に対する虐待の防止、②意思決定支援の促進、③障がい者等の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進、④障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進、⑤障がいを理由とする差別の解消の推進、⑥障がい福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3　計画の期間

障がい者計画は、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の指針となる基本計画です。障がい者施策は、施設整備や制度設計など長期的な視点が必要であることから、2024 年度から 2030 年度までの７年間を計画期間としており、2026 年度の一部改訂による計画期間の見直しは行いません。

一方、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づく３年間を計画期間としています。よって、「障がい福祉計画（第８期）・障がい児福祉計画（第４期）」は、2027 年度から 2029 年度までの３年間を計画期間とします。



4　計画の対象

本計画は、障がいがあっても自分らしく安心してくらし続けられるまち「板橋」をみんなで創っていくための計画です。障害者手帳※の有無に関わらず、障がいや難病などによって日常生活や社会生活において、何らかの制限を受けたり、不自由な状態にある人だけでなく、健常者や支援を行う人も含めた、すべての人（＝みんな）を対象とします。

5　計画の推進に向けて

計画の進捗状況を適切に把握するため、学識経験者や地域の障がい福祉に関わる関係者、当事者などにより構成される「板橋区地域自立支援協議会※」において、計画推進にあたっての課題の検討、進捗状況の点検・評価を行っていきます。

また、板橋区地域自立支援協議会の各定例部会などを活用し、本計画に掲げる重点項目などの検討を深め、障がい者施策全体としての調和を図るとともに、より実効性のある取組を進めていきます。

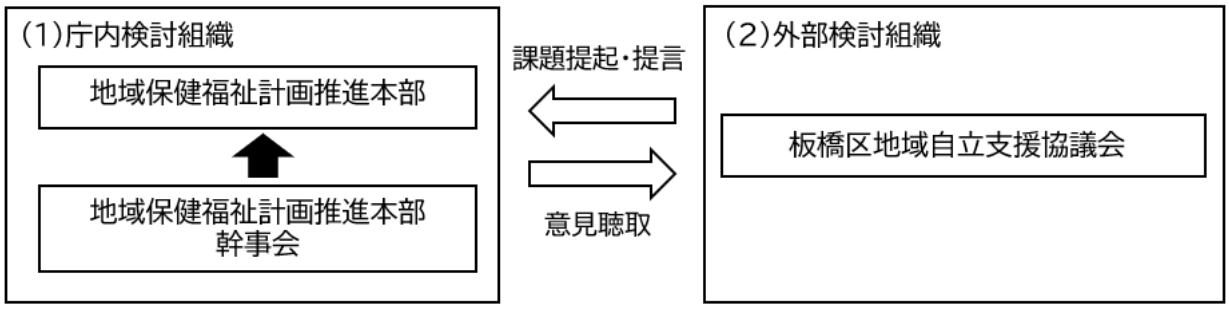
6　検討体制

（1）庁内検討体制

課長級で構成する「板橋区地域保健福祉計画推進本部幹事会」において検討を進め、区長を本部長とする「板橋区地域保健福祉計画推進本部」（庁議）において決定します。

（2）外部検討体制

2026 年度の一部改訂および策定にあたっては、学識経験者や地域の障がい福祉にかかわる関係者、当事者などにより構成される「板橋区地域自立支援協議会」において聴取した意見を、計画に反映します。



７　ＳＤＧｓとのつながり

○　ＳＤＧｓは、2030 年までによりよい世界をめざす国際目標として 2015 年に国連で採択された「持続可能な開発目標」です。17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind)」を基本理念としています。

○　このＳＤＧｓの理念は本計画がめざす地域共生社会の実現と密接に結びついており、17 のゴールは本計画における施策との相関性が高く、地域福祉を持続的に推進する上で重要な指針となります。

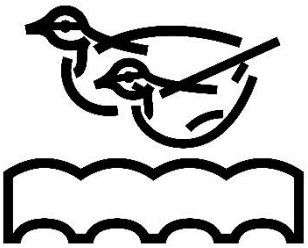
○　区は、2022 年５月に「ＳＤＧｓ未来都市」に選定され、「絵本のまち」という独自の特色を生かした施策を展開しており、区民・団体・企業等が SDGs を自分ごととして捉え、学び、目標をもって行動する「ＳＤＧｓのローカライズ」の普及・促進を進めています。

○　本計画では、ＳＤＧｓの基本理念を意識して取り組み、地域住民や地域の多様な主体がつながり、支え合うことでだれもが安心して暮らし続けられる地域社会の実現をめざした施策を展開していきます。

SDGsにおける17のゴール



第１部　総論



第２章　板橋区の障がい者の現状とこれまでの振り返り

１　障がい者数の推移と傾向

２　障がい者計画 2030 における重点項目の振り返り

３　障がい福祉計画（第７期）・障がい児福祉計画（第３期）におけるサービスの利用状況、取組の振り返り

1－2　板橋区の障がい者の現状とこれまでの振り返り

適切な支援につなげていくために

障がい者数の推移と傾向の把握をはじめ、障がい者計画 2030 における重点項目や、障がい福祉計画（第７期）・障がい児福祉計画（第３期）のサービス利用状況、取組の振り返りを行いました。また、2022 年度に実施した障がいのある人を中心とした板橋区障がい者実態調査の結果を引き続き活用します。

障がい者数の推移と傾向

障がい者数は、2025 年度までは増加傾向でしたが、2026 年度は、37,241 人と減少に転じました。難病患者は増加傾向にあり、精神障がい者においても、2025 年度の増加は顕著となっています。

障がい児については 2026 年度は、1,305 人となっており、近年は横ばい傾向となっています。しかしながら、手帳を所持していなくても支援を必要とする子どもも潜在的に存在しているため、ニーズを的確に捉える工夫を図り、適切な支援につなげていく必要があります。

障がい者計画 2030 における重点項目の振り返り

障がい者計画 2030 においては、「相談支援の充実」、「障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実」、「障がいのある人の就労の拡充」、「多様な生活の場の整備」、「差別解消・権利擁護※の推進と地域交流の促進」の５つを重点項目と位置付け、取組を進めてきました。

今後は、これまでの成果や課題を踏まえ、より充実した施策・事業に取り組んでいきます。

障がい福祉計画（第７期）・障がい児福祉計画（第３期）におけるサービスの利用状況、取組の振り返り

障がい福祉サービスについて、日中活動系サービスでは、生活介護や療養介護のほか、就労支援に係るサービスが増加しています。また、居住系サービスでは、共同生活援助（グループホーム）が増加しており、そのほか、計画相談支援をはじめとする、相談支援に係るサービスが増加しています。

障がい児向けサービスにおいては、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用が急増しています。

また、2022 年度に実施した「板橋区障がい者実態調査」において、障がい福祉サービスの利用状況や生活実態、施策の推進に必要なことなどが明らかになっています。

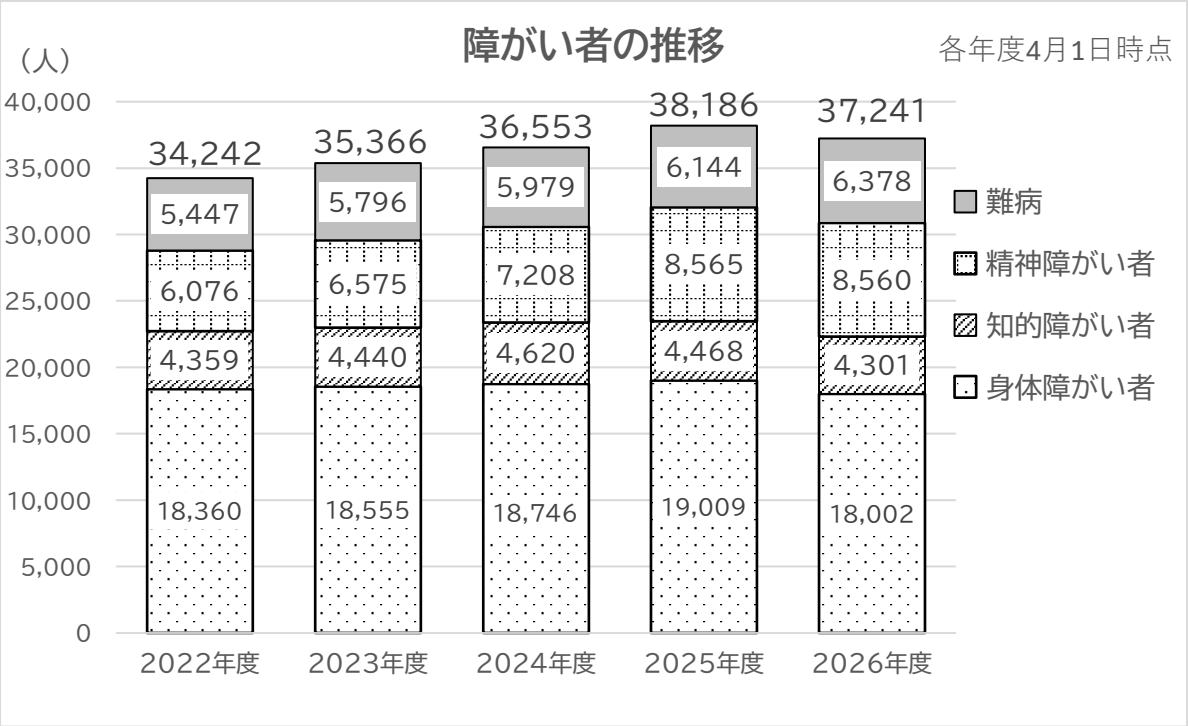
第２章　板橋区の障がい者の現状とこれまでの振り返り

１　障がい者数の推移と傾向

（１）障がい者の推移と傾向

①障がい者全体（障がい児を含む）の推移と傾向

障がい者は、年々増加していましたが、2026 年度は 37,241 人と減少に転じました。知的障がい※者は 2024 年度に、身体障がい※者は 2025 年度をピークに、減少に転じています。精神障がい者は、2025 年度までの増加が顕著でしたが、2026 年度は前年度からほぼ横ばいとなっています。難病においては、引き続き増加傾向となっています。



（各年度４月１日時点）

年　度		2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	伸び率
板橋区人口		567,091 人	570,076 人	574,768 人	580,912 人	585,118 人	103.2%
障がい者数		34,242 人	35,366 人	36,553 人	38,186 人	37,241 人	108.8%
	身体障がい者	18,360 人	18,555 人	18,746 人	19,009 人	18,002 人	98.1%
	知的障がい者	4,359 人	4,440 人	4,620 人	4,468 人	4,301 人	98.7%
	精神障がい者	6,076 人	6,575 人	7,208 人	8,565 人	8,560 人	140.9%
	難病	5,447 人	5,796 人	5,979 人	6,144 人	6,378 人	117.1%

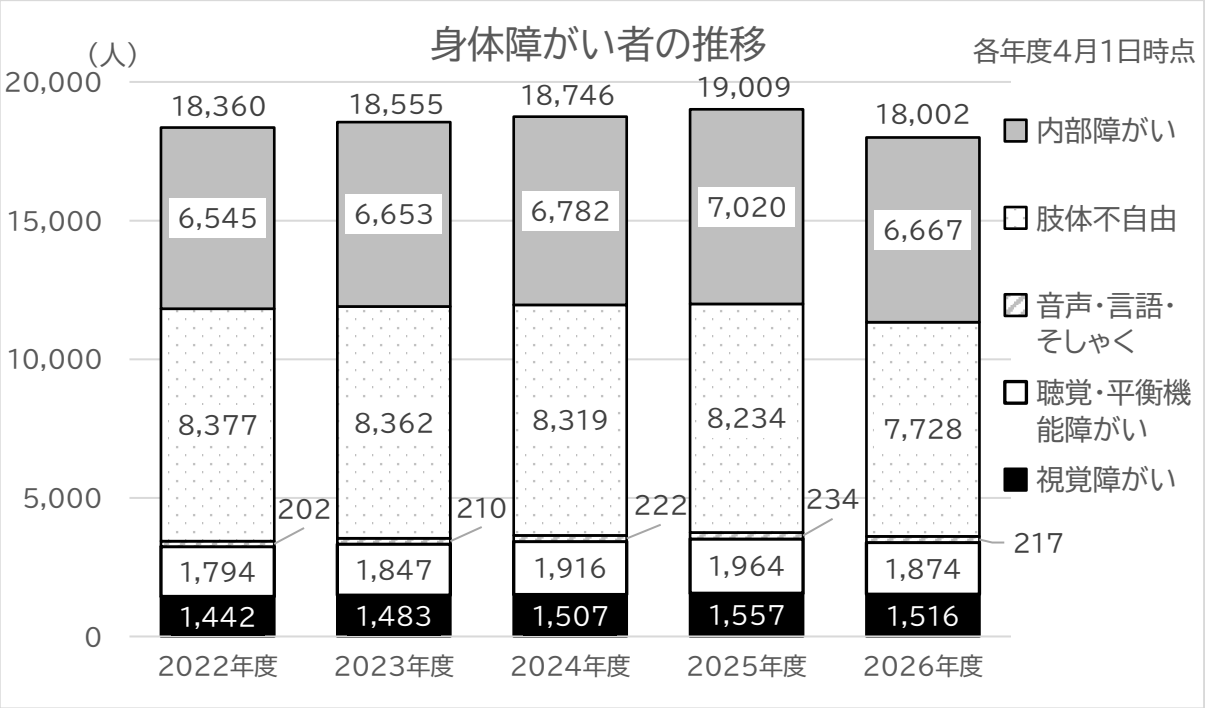
＊…伸び率は、2026 年度における 2022 年度比

＊…統計上、各障害者手帳所持者を障がい者としており、難病については、難病医療費等助成制度認定者数を計上している。

＊…難病者数には、スモン、先天性血液凝固因子欠乏症等、人工透析を必要とする腎不全を含む。

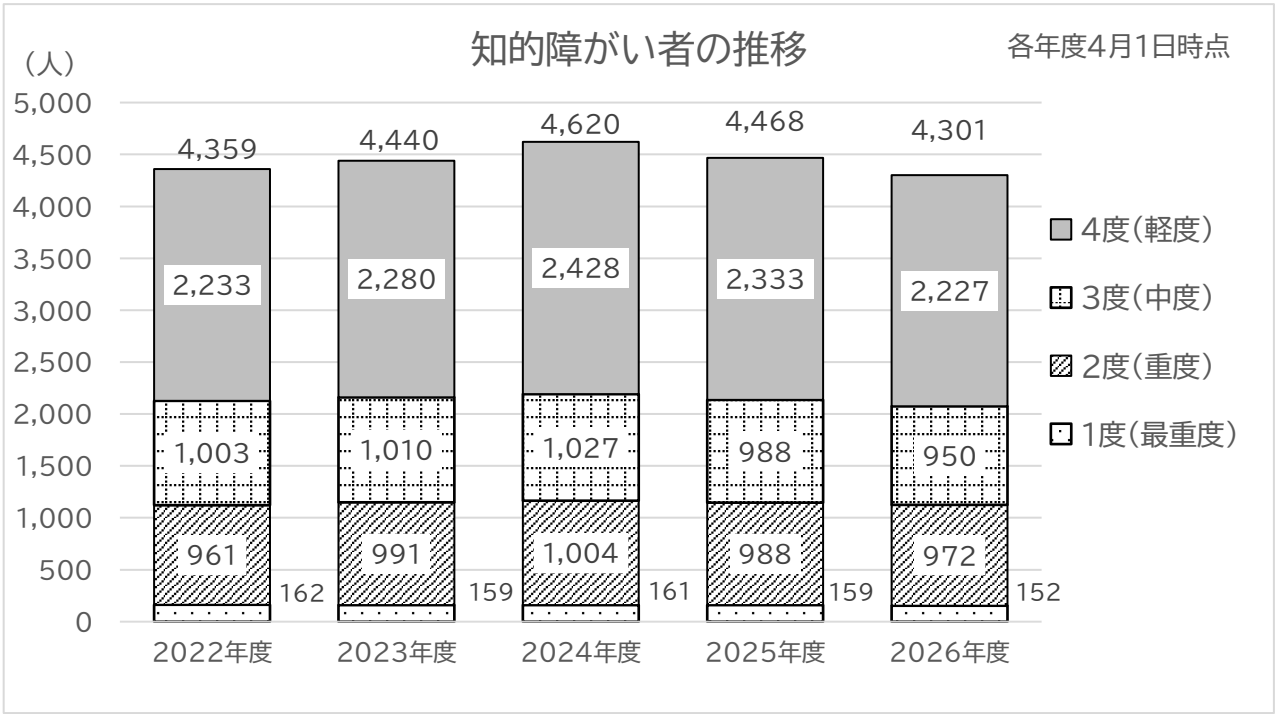
②身体障がい者の推移と傾向

身体障がい者の推移を見ると、2025 年度までは全体として増加傾向にありましたが、2026 年度は 18,002 人となり、減少に転じました。種別ごとの割合は、多い順に肢体不自由※、内部障がい※となっています。



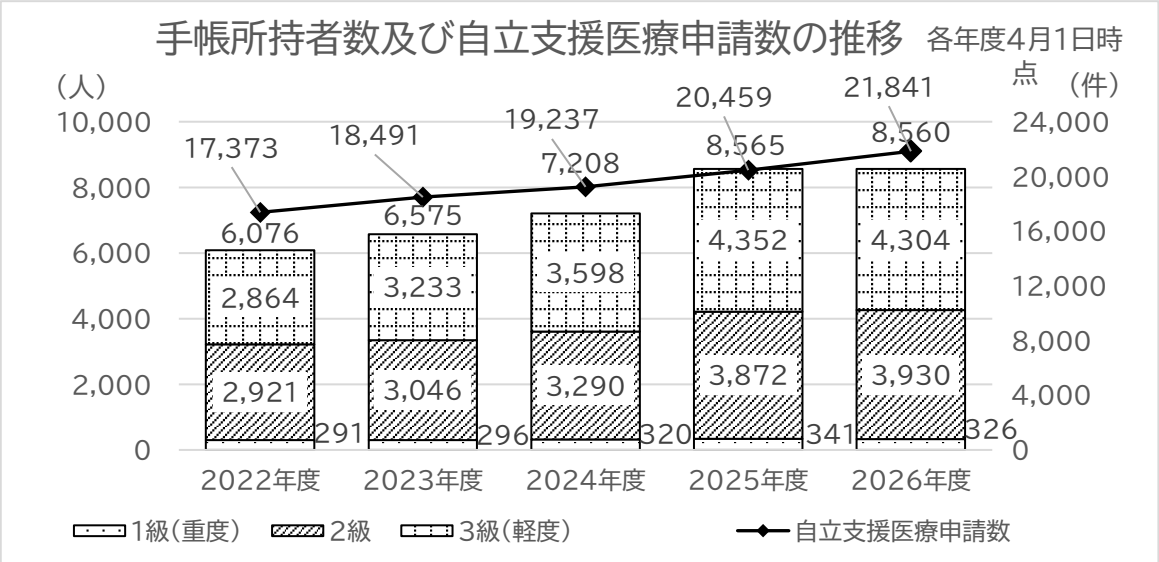
③知的障がい者の推移と傾向

知的障がい者の推移を見ると、2024 年度をピークに減少に転じており、2026 年度は、4,301 人となっています。認定別の割合は、４度（軽度）の方が最も多くなっています。



④精神障がい者の推移と傾向

精神障がい者の推移を見ると、2026 年度においては 8,560 人となっており、昨年度比ではほぼ横ばいですが、ほかの障がいと比べると、近年の増加が顕著です。2026 年度は、2022 年度に比べて 2,484 人増（伸び率：約 141%）となっており、認定別では、３級（軽度）が最も増加しています。自立支援医療（精神通院医療）※の申請数も、2022 年度に比べて 4,468 件（伸び率：約 126%）増加しています。

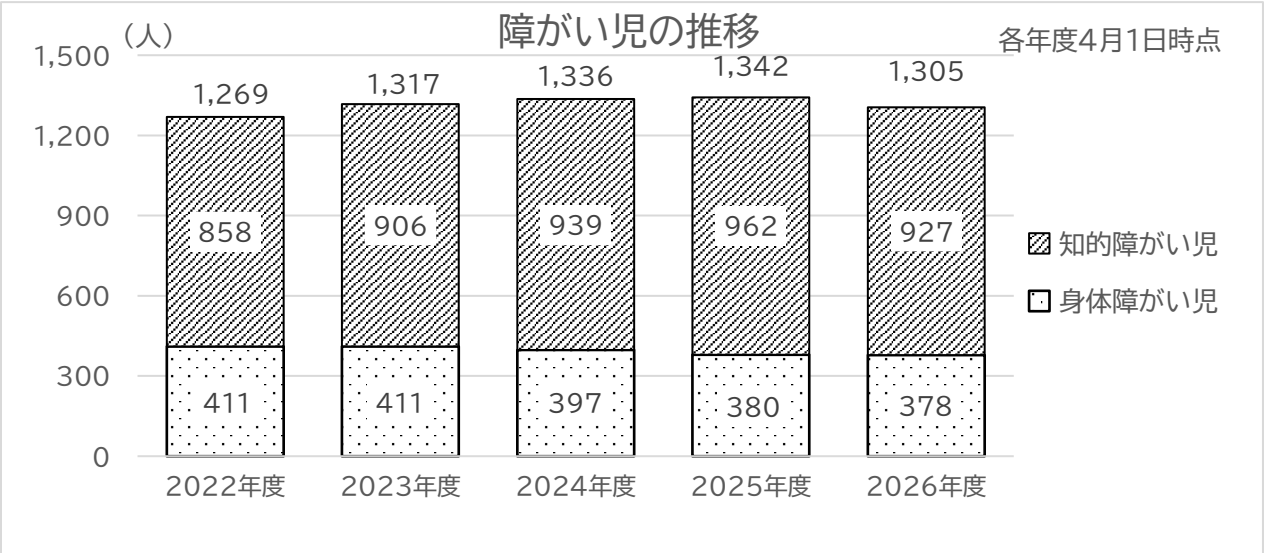


（２）障がい児の推移と傾向

①障がい児全体の推移と傾向

障がい児は、各障がいに関する手帳を所持している 18 歳未満を計上しています。

手帳を所持する障がい児は増加傾向にありましたが、2026 年度は 1,305 人で、2025 年度をピークに減少に転じています。一方、発達の遅れやつまづきなど、手帳を所持していなくても支援を必要としている子どもも潜在的に存在しています。また、医療的ケア児については、全数の把握に向けた仕組みの構築を進めており、こうした子どもたちの存在や多様化するニーズを的確に捉え、適切な支援につなげていくことが求められています。



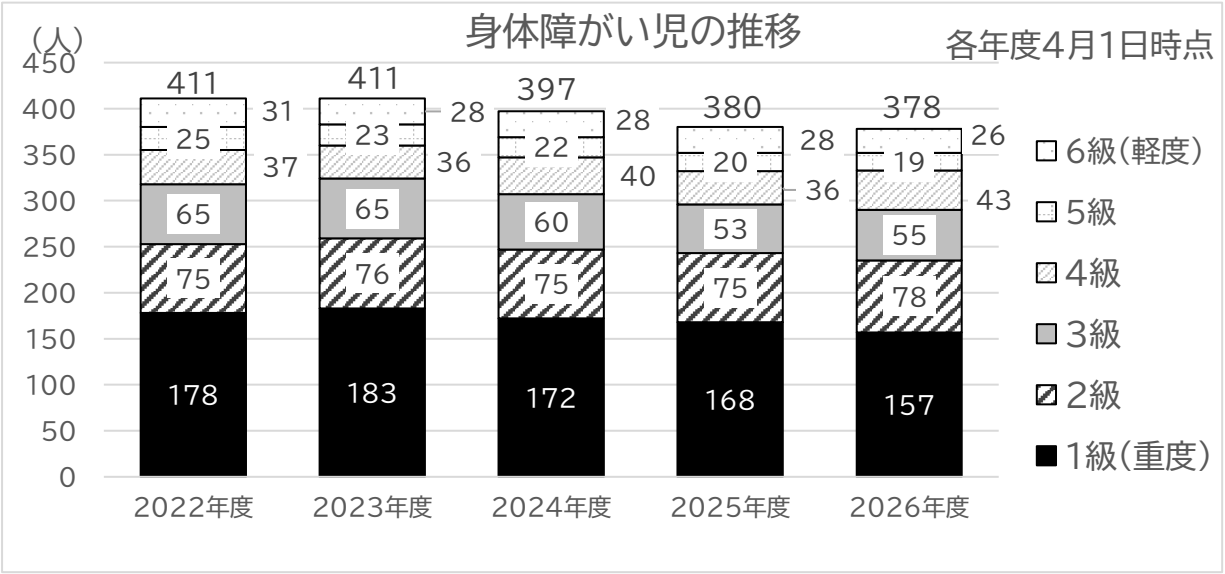
（各年度４月１日時点）

年　度		2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	伸び率
18 歳未満人口		71,474 人	70,596 人	69,901 人	69,552 人	69,081 人	96.7%
障がい児数		1,269 人	1,317 人	1,336 人	1,342 人	1,305 人	102.8%
	身体障がい児	411 人	411 人	397 人	380 人	378 人	92.0%
	知的障がい児	858 人	906 人	939 人	962 人	927 人	108.0%

＊…伸び率は、2026 年度における 2022 年度比

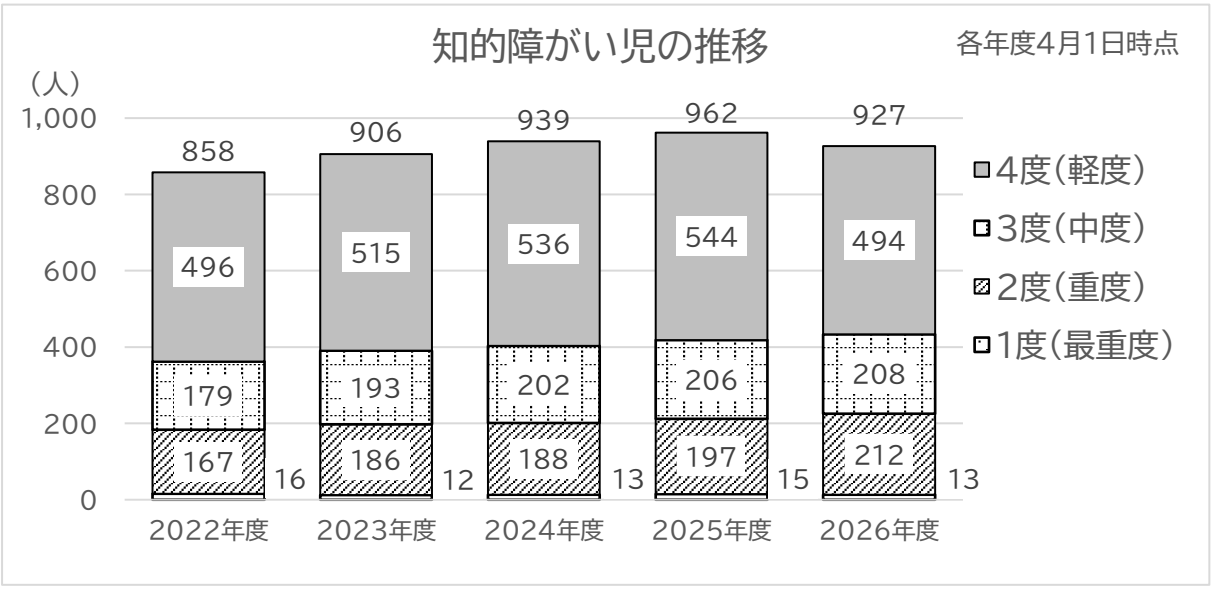
②身体障がい児の推移と傾向

身体障がい児の推移を見ると、2024 年度から微減傾向にあり、2026 年度は 378 人となっています。また、認定別に見ると、１・２級の占める割合が多く、重度の障がい児が多くなっています。



③知的障がい児の推移と傾向

知的障がい児の推移を見ると、2026 年度においては 927 人となり、2025 年度をピークに減少に転じていますが、４度（軽度）が減ったことにより、２度（重度）や３度（中度）の障がい児は増加傾向にあります。



2　障がい者計画 2030 における重点項目の振り返り

障がい者計画 2030 においては、基本理念を「つながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心してくらし続けられるまち」とし、（１）相談支援の充実、（２）障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実、（３）障がいのある人の就労の拡充、（４）多様な生活の場の整備、（５）差別解消・権利擁護の推進と地域交流の促進を重点項目と位置付け、取組を進めてきました。

（１）相談支援の充実

○　基幹相談支援センター※では、相談支援事業所の支援や相談支援専門員の育成を行いました。区内事業所の主任相談支援専門員と連携して、相談支援事業所を訪問してモニタリング※検証を行うなど、相談支援事業所を後方支援しています。

○　相談支援・障害児相談支援の充実のため、板橋区地域自立支援協議会（相談支援部会）や相談支援事業所実務担当者連絡会において、地域の相談支援体制に関する課題を共有しました。関係機関が連携して、相談支援事業所の質の向上に向けて取り組むための、協力体制を確保しています。

○　強度行動障がいの支援体制の構築に向けて、支援ニーズの把握を進めてきました。2024 年度に当事者家族にヒアリングし、2025 年度の区内の相談支援事業所にアンケート調査した結果からは、強度行動障がいに対応した短期入所（ショートステイ）や共同生活援助（グループホーム）設置へのニーズが高く、旧三園中継所跡地を活用した施設整備においては、強度行動障がいの状態にある方を支援するグループホームの整備を予定しています。

○　板橋区発達障がい者支援センター（あいポート）※では、精神保健福祉士※や社会福祉士※等による専門相談、グループワークや選択制プログラム等による社会参加支援、発達障がい者の家族を対象とした家族学習会などを実施しており、成人期の発達障がい者に対する総合的な拠点として支援に取り組んでいます。

○　板橋区子ども発達支援センターでは、発達に気がかりのある乳幼児からおおむね 15 歳までの子どもを対象に、公認心理師※や言語聴覚士※、作業療法士※による個別の専門相談を実施しています。また、保護者や支援者を対象とした、子どもの行動、言葉、コミュニケーションなどについての講座を開催し、発達に気がかりのある子どもへの理解と対応を深める取組を実施しています。

（２）障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実

○　2025 年度から、医療的ケア児とその家族に寄り添った支援体制として、「医療的ケア児等コーディネーター事業」を開始しました。医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児等が必要とする保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの他分野にまたがる支援の利用を調整し、支援体制の充実に取り組んでいます。また、子ども発達支援センターの中に、医療的ケア児相談窓口を新たに設置し、ライフステージに応じた相談支援を実施しています。

○　重症心身障がい・医療的ケア児等会議を運営しており、関係者が一同に会して、重症心身障がい児及び医療的ケア児への支援に関する地域課題や対応策を情報共有し、意見を交換しています。

○　区内には児童発達支援センター※が３か所設置されており、障害児相談支援や関係機関との連携など、中核的な療育支援施設としての役割を担っています。

○　児童発達支援事業所と放課後等デイサービスの整備は進んでおり、2024 年度と 2025 年度の２年間で 16 か所の事業所が新規開設しました。また、2025 年度末時点で、重度心身障がい児や医療的ケアを必要とする子どもを受入可能な児童発達支援事業所が２か所、放課後等デイサービスが４か所設置されています。

○　インクルーシブ教育システムの構築に向け、個別的知能検査の拡充や特別支援アドバイザーの増員などにより、適切なアセスメントに基づく指導・支援の充実を図ってきました。医師等専門家の相談体制の強化により教員の専門性向上を進めるとともに、学校生活支援員の配置拡充により、障がいのある児童・生徒や特別な支援を必要とする児童・生徒の生活介助と安全確保等の体制整備を進めています。さらに、多様な教育的ニーズに対応するため、自閉症・情緒障がい特別支援学級※の設置に向けた検討を進めています。

（３）障がいのある人の就労の拡充

○　板橋区障がい者就労支援センター（ハート・ワーク）※を運営し、障がい者の一般就労と職場定着を支援してきました。精神障がいのある人の増加や複雑化する就労ニーズに応えて相談機能を強化するとともに、生活面や医療面を含めた伴走型の就労定着支援を実施し、安定した就労定着率を維持しています。さらに、地域開拓促進コーディネーターを増員し、障がい者雇用を行う企業へのサポート、就職機会の拡充、実習機会の拡充に取り組んでいます。

○　障がい者活躍推進計画に基づき、区職員の計画的な障がい者雇用に取り組んでいます。障がい政策課の障がい者活躍推進係においては、一般就労へのステップの場として、区の職員として就労する「チャレンジ就労」の採用を拡大してきました。実習生の受入れも拡充し、区職員としての就労体験を増やすとともに、庁内の軽作業や出先施設への派遣業務を通じて、庁内業務改善・効率化に寄与しています。

○　また、2025 年度からは、チャレンジ就労職員の業務を支援する「障がい者活躍支援員」を配置しています。交流会の実施や新たな執務スペースの確保をとおして、安心して働ける環境づくりを行っています。

○　就労継続支援Ｂ型事業所などの工賃※向上に向けて、各施設の業務受注の機会を拡大しました。各施設で生産した自主商品を販売する「スマイルマーケット」では、各種イベント出店や SNS を活用した商品 PR により、売上も着実に増加しています。

（４）多様な生活の場の整備

○　地域生活支援拠点等については、①緊急時の相談支援体制の整備、②緊急時の受入体制の整備・充実、③一人ぐらしの体験の機会・場の確保、④専門的人材の確保・養成、⑤多様なニーズに対応できる連携体制の構築に向けて、基幹相談支援センターを軸として様々な地域資源を活用しながら面的整備型で整備していくこととし、サービス提供体制の拡充を図っています。

○　板橋キャンパス（都有地活用）※に今後開設予定の障がい福祉サービス事業所においては、緊急時の受入対応が可能な短期入所（ショートステイ）、一人ぐらしの体験の機会・場として体験利用できる部屋を１名分確保した共同生活援助（グループホーム）が整備される予定です。

○　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについては、国の構築支援事業に参加し、保健・福祉・医療関係者による協議の場を設置しました。今後はこの協議の場を活用し、関係者間で連携しながら、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしいくらしをするための地域課題など、検討を進めていくこととなります。

○　水害時の円滑な避難の実現に向けて、「避難行動要支援者※名簿」に記載されている方のうち、荒川・新河岸川浸水域及び土砂災害警戒区域にお住まいの方について、災害危険度の高いところから優先して「個別避難計画※」を作成しています。

（５）差別解消・権利擁護の推進と地域交流の促進

○　2024 年 4 月 1 日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。区民を対象に、法改正の周知用の冊子を配布するとともに、障がいを理由とした差別の禁止や、合理的配慮などについて学ぶ講演会を実施しています。

○　区では、職員が事務や事業を行うにあたり、障がいを理由とした差別を行わず適切に対応するための基本事項や事例を示した「職員対応要領」に基づき、「板橋区障害者差別解消法ハンドブック（板橋区職員向け）」を作成し、職員研修などを通じて実践に向けた周知に取り組んでいます。

○　障がい者福祉施設等の職員向けに、「障がい者虐待※防止研修」を実施しました。また、事業所説明会や連絡会において、障がい者虐待について説明し、板橋区の通報窓口を周知することで、虐待の早期発見、対応に繋げるための体制づくりに取り組んできました。

○　成年後見制度※の利用促進のため、権利擁護いたばしサポートセンターを中心に、権利擁護総合相談、成年後見制度の利用に関する相談や講演会を実施し、区民への普及に取り組んでいます。

○　「障がい者週間記念行事※」や「障がい者理解促進事業」などを通じて、障がい及び障がいのある人に対する理解を促進するとともに、区の窓口では ICT によるコミュニケーション支援機器を導入し、円滑なコミュニケーションを促進しています。

３　障がい福祉計画（第７期）・障がい児福祉計画（第３期）におけるサービスの利用状況、取組の振り返り

障がい福祉計画（第７期）・障がい児福祉計画（第３期）において示している 2024 年度と 2025 年度の２か年における支援の種類ごとの事業量見込みと実績については次のとおりです。

（１）障がい福祉サービスの実施状況（第７期障がい福祉計画）

○　訪問系サービスでは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護の利用者数が増加しました。居宅介護の伸び率が非常に大きくなっています。また、同行援護と行動援護は、利用者数・利用時間数ともに実績が見込量を上回っています。

○　日中活動系サービスでは、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労定着支援、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）、療養介護の利用者数が増加しました。就労定着支援と就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）は、利用者数・利用時間数ともに実績が見込量を上回っています。

○　居住系サービスや相談支援では、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援、計画相談支援の利用者数が増加しており、実績が見込量を上回っています。

（２）地域生活支援事業の実施状況（第７期障がい福祉計画）

○　理解促進研修・啓発事業や手話奉仕員※養成研修事業は、年度ごとに実績人数にばらつきはありますが、事業は着実に実施しています。移動支援事業は、実施事業所数は増加しているものの、利用時間数は減少しています。

○　日常生活用具給付等事業の実利用者数は、見込量を下回っていますが、地域活動支援センター※機能強化事業の実利用者数は、見込量を上回っています。

（３）障がい児向けサービスの実施状況（第３期障がい児福祉計画）

○　児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の利用者数は、いずれも急増しています。福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の利用実績は、ほぼ横ばいとなっています。

（４）実施状況を踏まえて

○　これまでの区におけるサービス利用状況をもとに、国からの基本指針に示された成果目標を達成するため、活動指標を見込み、計画を策定します。

（５）板橋区障がい者実態調査の結果

2022 年度に、計画策定の基礎資料として、障がい福祉サービスの利用状況や生活実態、障がい者施策の推進に必要なことなどを把握するため、板橋区在住の障がい者（児）、一般区民の方を対象に「板橋区障がい者実態調査」を実施しました。

【調査概要】

調査期間：2022 年９月７日から 2022 年９月 30 日

調査対象：6,000 人

・区内在住の障がい者（児）及び一般区民から無作為抽出した 5,800 人

・板橋区発達障がい者支援センター（あいポート）利用者　100 人

・手帳を所持していない幼児（児童発達支援事業所利用者）　100 人

回答方法：郵送及びインターネットによる回答

調査区分	配布数（件）	有効回収（件）	有効回答率
障がい者（児）	5,000	2,148	43.0%
一般区民	1,000	338	33.8%

「板橋区障がい者実態調査」の結果、明らかになった傾向は次のとおりです。

①障がい者の回答結果の傾向

障がい福祉サービスの利用状況は、全体で３割強の方が利用していると回答しています。障がい種別では、知的障がいと発達障がいでは５割、高次脳機能障がいでは４割の方が利用していると回答しています。

利用しているサービスは、居宅介護や生活介護、計画相談支援がほかのサービスより高い傾向にあります。

共生社会実現のため特に注力すべきことは、障がいのある人の一般企業への就労の促進のほか、学校での障がいに関する教育や情報の提供といった理解促進を求める割合が高くなっています。

障がいのある人への理解度は、障がいにより多少のばらつきがあるものの、４割の方が足りていないと回答しています。

差別や嫌な思いの経験は、高次脳機能障がいや難病では２割にとどまる一方、発達障がいでは６割、知的障がいと精神障がいでは５割前後の方が経験ありと回答しています。

②障がい児の回答結果の傾向

障がい福祉サービスの利用状況は、６割弱の方が利用していると回答しています。

利用しているサービスは、放課後等デイサービスが４割と最も高くなっており、計画相談支援、児童発達支援が２割台とほかのサービスより高くなっています。

共生社会実現のため特に注力すべきことは、学校での障がいに関する教育や情報の提供と答えた方が７割を超え、非常に高くなっています。

障がいのある人への理解度は、障がいにより多少のばらつきがあるものの、５割以上の方が足りていないと回答しています。

差別や嫌な思いの経験は、６割以上の方が経験ありと回答しています。

③一般区民の回答結果の傾向

福祉ボランティア活動への関心度は、関心がある方と関心がない方が、それぞれ５割弱となっており、ほぼ半数ずつになっています。

障がい者差別※を見聞きした経験は、経験ありと答えた方が約５割ですが、そのうち１割弱の方が「よくある」と回答しています。

障がいのある人への理解度は、５割の方が足りていないと回答しています。

共生社会実現のため特に注力すべきことは、学校での障がいに関する教育や情報の提供、通常の学級への受入れやインクルーシブ教育システムの推進といった子どもたちの教育のほか、障がいのある人の一般企業への就労の促進といった、障がい者と同様の傾向が見られました。

④障がい種別の回答結果の傾向

ア　身体障がい

日中の過ごし方は、自宅にいる方と働いている方がそれぞれ３割前後を占めており、居宅介護などの在宅サービスを望む割合が高い一方、正社員でほかの職員と勤務条件などに違いがない方が多いことから、就労支援サービスを望む割合は低くなっています。

災害時の困りごとは、避難場所の設備や環境への不安のほか、投薬治療が受けられなくなることや安全な場所への移動が難しいことなどが挙げられています。

幼稚園・保育施設・認定こども園（以下、「園」という。）や学校生活での困りごとは、通うのが大変、トイレなどの設備が整っていないなど、環境に関することが挙げられています。

仕事上での困りごとは、給与・工賃などの収入が少ないほか、通勤が大変との回答が挙げられています。

イ　知的障がい

日中の過ごし方は、特別支援学級・特別支援学校※に通っている方と福祉施設・作業所などに通っている方がそれぞれ約３割を占めており、放課後等デイサービスのほか、計画相談支援や地域移行支援、地域定着支援、行動援護など地域生活に関連するサービスを望む割合が高くなっています。

災害時の困りごとは、約６割の方が安全な場所への移動が難しいほか、約５割の方から周囲とのコミュニケーションがとれないことが挙げられています。

園や学校生活での困りごとは、通うのが大変、トイレなどの設備が整っていないなど環境に関することが挙げられています。

仕事上での困りごとは、給与・工賃などの収入が少ないほか、職場の人間関係に関することが挙げられています。

ウ　発達障がい

日中の過ごし方は、回答者は若年層の方が多く、平日、特別支援学級・特別支援学校に通っている方が約３割を占めており、児童発達支援のほか、就労移行支援や就労定着支援などの就労支援サービスを望む割合が高くなっています。

災害時の困りごとは、周囲とのコミュニケーションがとれないほか、避難場所の設備や環境への不安などが挙げられています。

園や学校生活での困りごとは、先生の理解や配慮が足りない場合があることや、障がいに対する理解や配慮が引き継がれないなど、先生の専門性や人材育成に関することが挙げられています。

仕事上での困りごとは、給与・工賃などの収入が少ないほか、職場の人間関係に関することが挙げられています。

エ　精神障がい

日中の過ごし方は、自宅にいる方が約４割を占めているため、計画相談支援や居宅介護などの在宅サービスのほか、地域移行支援や地域定着支援などの地域生活に関連するサービスを望む割合が高くなっています。

災害時の困りごとは、約６割の方から投薬や治療が受けられないことが挙げられています。

園や学校生活での困りごとは、先生の理解や配慮が足りない場合があることや、障がいに対する理解や配慮が引き継がれないといった、先生の専門性や人材育成に関することのほか、まわりの児童・生徒たちの理解が得られにくいことが挙げられています。

仕事上での困りごとは、給与・工賃などの収入が少ないほか、職場の人間関係や障がいに対する職場の理解不足が挙げられています。

オ　高次脳機能障がい

日中の過ごし方は、自宅にいる方が約３割を占めており、自立訓練のほか、就労移行支援のサービスを望む割合が高くなっています。

災害時の困りごとは、災害時ひとりでの避難ができない方が約６割を占めている中、安全な場所への移動が難しいことが挙げられています。

園や学校生活での困りごとは、回答者数が少ないため分析することはできませんが、まわりの児童・生徒たちから障がいに対する理解が得られにくいことが挙げられています。

仕事上での困りごとは、回答者数が少ないため分析することはできませんが、通勤が大変であることが挙げられています。

カ　難病

日中の過ごし方は、働いている方が約４割、自宅にいる方が約３割を占めており、居宅介護や生活介護などの在宅サービスを望む割合が高い一方、正社員でほかの職員と勤務条件などに違いがない方が多いことから就労支援サービスを望む割合は低くなっています。

災害時の困りごとは、災害時ひとりでの避難ができない方は約２割でほかの障がいに比べて低いものの、投薬や治療が受けられないことや、避難場所の設備や環境への不安が挙げられています。

園や学校生活での困りごとは、通うのが大変であるほか、先生の理解や配慮が足りない場合があるといった、先生の専門性に関することが挙げられています。

仕事上での困りごとは、給与・工賃などの収入が少ないほか、通勤時間・日数が多く体力的に不安であることが挙げられています。

（６）障がい福祉サービス費用の推移

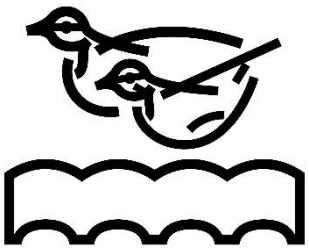
年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
決算額	13,785,253 千円	15,098,388 千円	16,026,529 千円

障がい福祉サービスに係る費用は、高齢化や障がいの重度化による 1 人あたり給付費の増加や、自立支援給付費の報酬改定などを背景に増加しており、当面の間は同様に増加が続くと見込んでいます。

一方、区の財政は、これまで、特別区民税の増収などによる堅調な歳入環境が見込まれていましたが、国による不合理な税制改正の恒常化に加え、物価上昇などの懸念も山積しており、老朽化が進む公共施設の更新需要などを考慮すると、緊張感を持って対処しなければならない状況です。特に、事業を総合的・体系的に推進するためには、重点的かつ安定的に財源を配分していく必要があります。

そのため、次期障がい福祉計画・障がい児福祉計画の計画期間である 2027 年度から 2029 年度はもとより、将来を見越し、事務事業一つひとつについて、効果や効率性を見極めつつ、創意工夫を重ね、サービスの質の維持・向上を図っていきます。

第２部



板橋区障がい者計画 2030

１　基本理念

２　基本目標

３　戦略的な展開

４　施策の体系

５　板橋区障がい者計画 2030 における重点項目

６　成果指標の設定について

７　基本目標に基づく施策の展開

2　板橋区障がい者計画 2030

ともに創る　だれもが自分らしく
安心してくらし続けられるまち　板橋

本計画のめざす、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えながらくらすことができる「地域共生社会」の実現に向け、基本理念・基本目標・施策・事業を体系的に整理し、計画的に取組を進めていきます。

また、区において解決すべき優先課題やニーズの高い事項については、国の基本指針なども踏まえ、重点項目と位置付け、対応を図っていきます。

基本理念

創造都市（Creative City）として、障がいの有無にかかわらず、地域の中で自分らしく安心してくらし続けられる環境づくりを推進することとし、基本理念は「ともに創る　だれもが自分らしく　安心してくらし続けられるまち　板橋」とします。

基本目標

本理念の実現をめざし、「ひと（個人）」「まち（地域）」「みらい（しくみ）」の視点に着目した３つの基本目標を設定し、基本目標に基づく施策の展開を図っていきます。

板橋区障がい者計画 2030 における重点項目

本計画の策定にあたり整理した障がい者の現状や、前計画の進捗評価により明らかになった課題、板橋区障がい者実態調査等に基づくニーズ及び国の基本指針などを踏まえ、計画期間に重点的に取り組むべきことを「重点項目」として５つ位置付けています。

【５つの重点項目】

① 相談支援の充実
② 障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実
③ 障がいのある人の就労の拡充
④ 多様な生活の場の整備
⑤ 差別解消・権利擁護の推進と地域交流の促進

基本目標に基づく施策の展開

施策の展開に向け、前計画において成果を挙げるなど、継続的に取り組んでいく事業のほか、今回明らかになった課題の解決に資する事業を計画事業として選定しています。

第２部　板橋区障がい者計画 2030

１　基本理念

基本理念　ともに創る　だれもが自分らしく　安心してくらし続けられるまち　板橋

板橋区は、区民一人ひとりの創意を原動力とし、あたたかでやさしいつながりを創り出す創造都市（Creative City）です。上位計画である地域保健福祉計画の基本理念「地域でつながり支え合う　だれもが安心して暮らせる共生のまち　いたばし」をめざし、本計画にもとづいて、障がいがあっても、地域の中で多様なつながりを持ちながら、自分らしく安心してくらし続けられるまち「板橋」を実現していきます。そして、その実現に向けて、区民、関係機関、団体、事業者、区などの主体が共創する基盤を整えていきます。

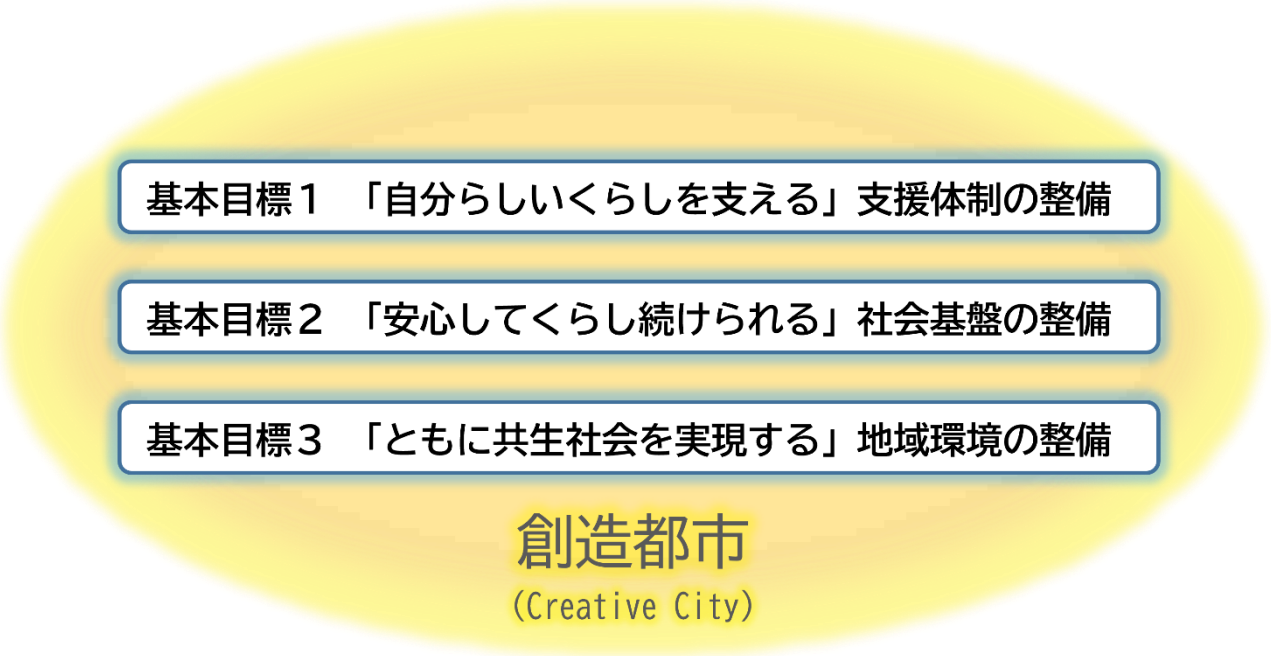
これまでの障がい者計画では、「つながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心してくらし続けられるまち」を掲げてきました。今回の一部改訂においてもめざすまちの姿は変わりませんが、創造都市（Creative City）の視点をより明確にし、めざすまちの実現に向けて多様な主体が自主的かつ積極的に活動を行い、地域の価値創出、課題解決、人と人との交流につなげ、その取組を継続していくための指針と位置付けることとし、基本理念を

「ともに創る　だれもが自分らしく　安心してくらし続けられるまち　板橋」

へと改定します。

２　基本目標

基本理念を具現化するために、「ひと（個人）」「まち（地域）」「みらい（しくみ）」の視点に着目し、次の３つの基本目標を設定し、基本目標に基づく障がい者施策の展開を図っていきます。



【基本目標１】　「自分らしいくらしを支える」支援体制の整備

障がいのある人が自分らしく生き生きと豊かにくらしていくためには、生活や生き方を自ら選択・決定し、その人に合った支援を適切に活用できる環境が重要です。

このため、本人の意思決定を尊重した相談支援により、必要なサービスへ円滑につなぐとともに、区をはじめ関係機関同士が連携しながら、障がい福祉サービスの充実と質の向上に取り組みます。

また、障がいの特性に応じたきめ細かな支援や、障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実を図るとともに、関係機関の連携を強化し、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築することで、「自分らしい暮らしを支える」支援体制づくりを進めます。

【基本目標２】　「安心してくらし続けられる」社会基盤の整備

障がいのある人が地域で安心してくらし続けるためには、一人ひとりの多様な生き方や価値観が尊重され、それを支える社会基盤が整っていることが重要です。

このため、経済的な自立を支える就労の機会の拡大や地域で安定して生活できる居住の場の確保を進めます。

また、障がいのある人とその家族が安心して生活を継続できるよう、家族（きょうだい児※を含む）への支援体制の充実を図るとともに、災害時をはじめとした非常時においても、安全で安心なくらしが維持できる環境整備に取り組みます。

ユニバーサルデザイン※推進計画 2035 では、めざす将来像を「ともに考え、ともに創る、だれもが心地よく暮らし、すごせるまち　板橋」として、だれもが安心して快適に移動や利用ができる「まち」「くらし」づくりに取り組んでいます。ユニバーサルデザインの推進によって、障がいのある人もあらゆる場面で社会参加できる環境づくりを進めます。

【基本目標３】　「ともに共生社会を実現する」地域環境の整備

障がいのある人もない人も、創造都市（Creative City）「板橋」の一員であり、ともにつながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心してくらし続けることができる地域の環境を整えていくため、ノーマライゼーション※の普及や、障がいのある人の社会参加の場づくりを進めます。

そのため、虐待防止や差別の解消などの権利擁護を推進するとともに、意思疎通支援※や地域における交流機会の充実によって、障がいのある人への理解を促進します。

また、障がいのあるなしに関わらず、交流を深めることができる文化活動やスポーツ・レクリエーション活動の場の提供・支援を行い、障がいのある人の生活がより充実したものとなるような取組を進めます。

3　戦略的な展開

３つの基本目標の実現に向けては、障がいのある人一人ひとりの生活を支える視点に加え、地域全体としての支え合いの仕組みや社会環境の整備を総合的に進めていく必要があります。

そのため、「いたばし No. 1 実現プラン 2028」において明示されている３つの戦略の視点を取り入れ、相互に連動させながら、施策を戦略的に展開していきます。

ウェルビーイング戦略

すべての人が心身ともに健やかで、自分らしく暮らし続けられるまちをめざします。子どもから高齢者まで世代や背景を問わず、障がいがあってもなくても、誰もがつながり、支え合いながら笑顔で暮らせるやさしいまちを実現します。

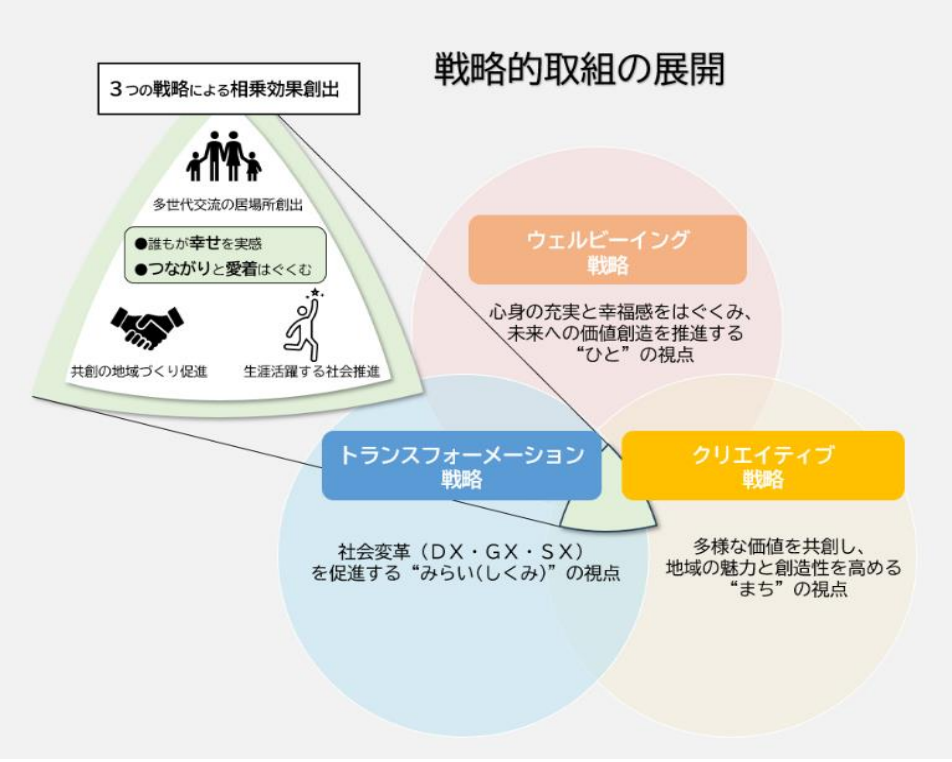
クリエイティブ戦略

多様な主体が連携し、障がいのある人の視点も活かして創意工夫を図りながら、ユニバーサルデザインなどによるまちの魅力を創造するとともに、地域の自然・歴史・文化・ものづくりの技術などを大切に、新しい価値を生み出す活気あふれるまちを実現します。

トランスフォーメーション戦略

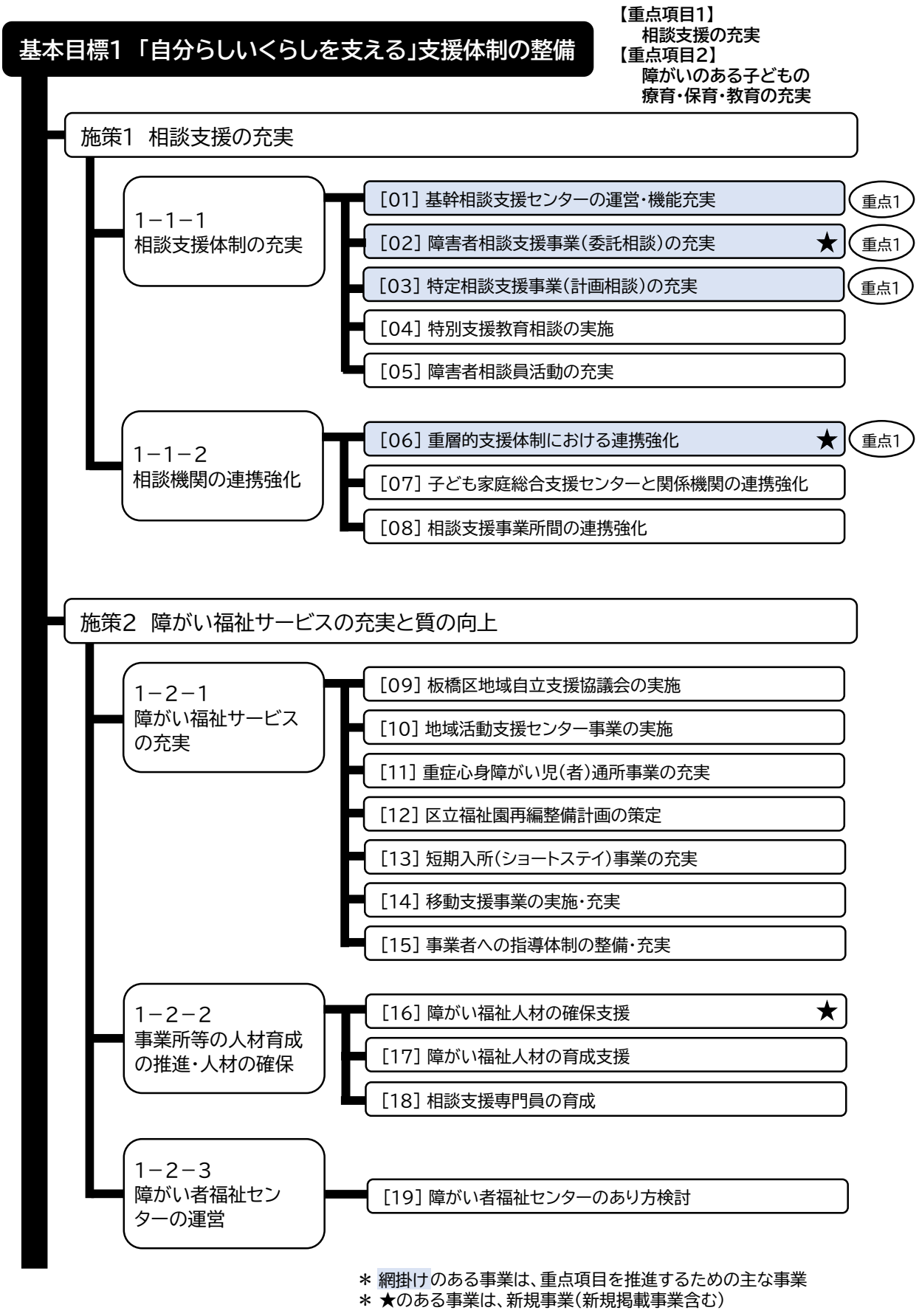
デジタル技術やデータを活用し、障がいの特性に応じた情報取得や意思疎通、サービス利用のしやすさを向上させるなど、区民生活の質の向上を図ります。また、未来に向けた持続可能で強靭な区政運営と、地域社会の変革を促進します。

災害時を含めた非常時においても、障がいのある人への切れ目のない支援が提供できる体制を構築するなど、多様性と包摂性に富んだ地域づくりを進め、誰もが安全・安心かつ便利に暮らせる持続可能な社会の実現を進めます。

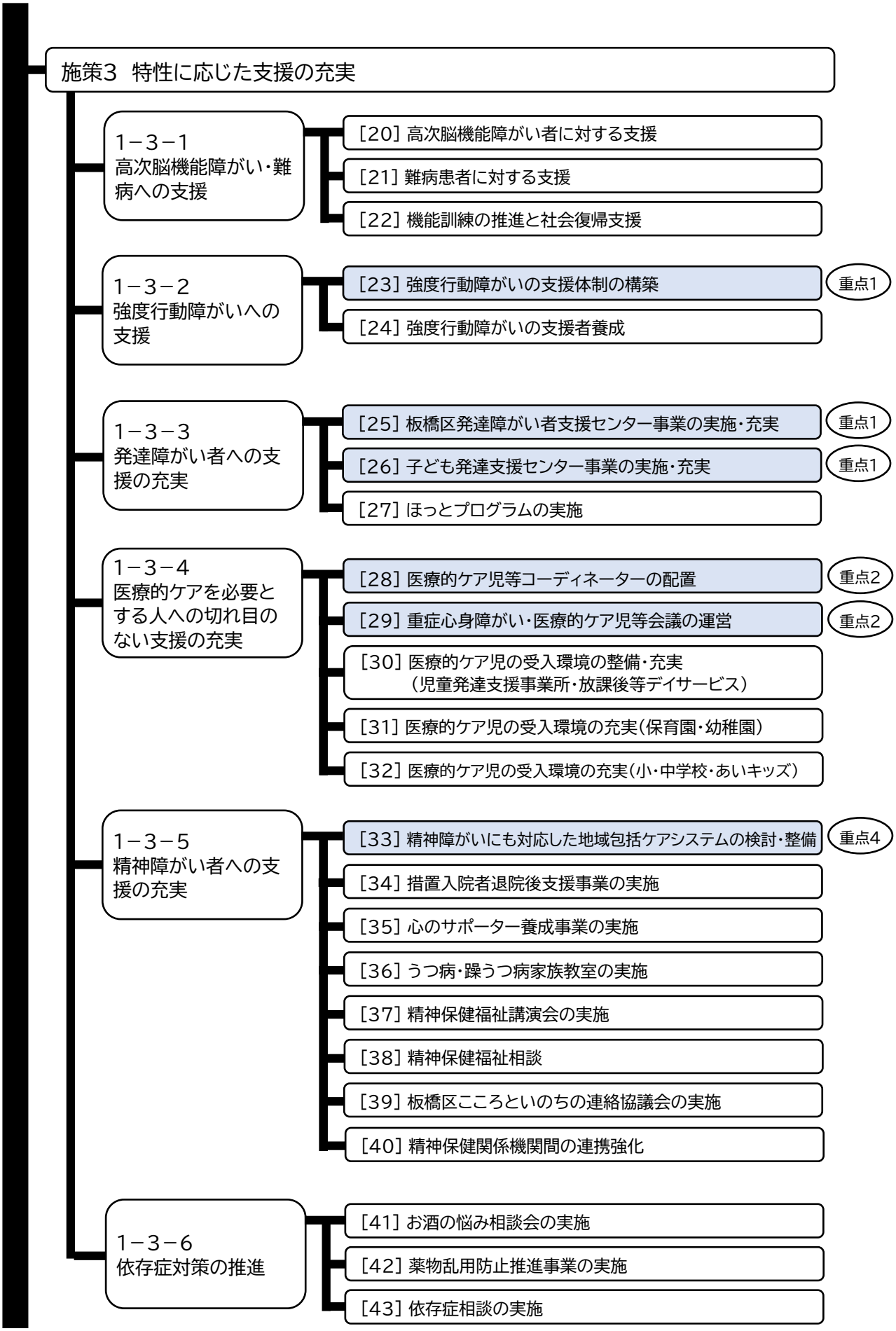


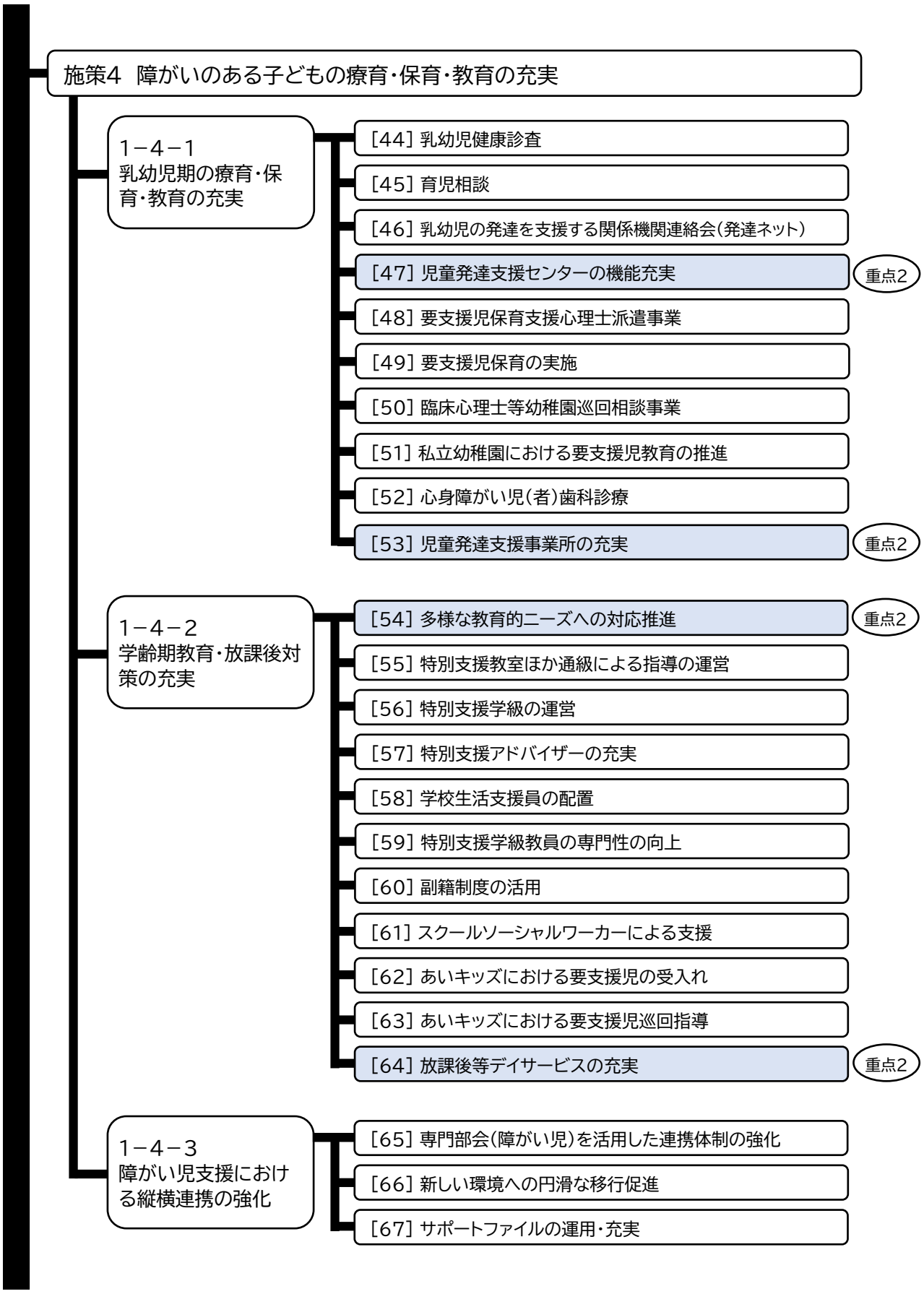
4　施策の体系

基本理念　ともに創る　だれもが自分らしく　安心してくらし続けられるまち　板橋



＊ 網掛けのある事業は、重点項目を推進するための主な事業
＊ ★のある事業は、新規事業（新規掲載事業含む）


施策3　特性に応じた支援の充実
1−3−1
高次脳機能障がい・難病への支援
［20］高次脳機能障がい者に対する支援
［21］難病患者に対する支援
［22］機能訓練の推進と社会復帰支援
1−3−2
強度行動障がいへの支援
［23］強度行動障がいの支援体制の構築
重点1
［24］強度行動障がいの支援者養成
1−3−3
発達障がい者への支援の充実
［25］板橋区発達障がい者支援センター事業の実施・充実
重点1
［26］子ども発達支援センター事業の実施・充実
重点1
［27］ほっとプログラムの実施
1−3−4
医療的ケアを必要とする人への切れ目のない支援の充実
［28］医療的ケア児等コーディネーターの配置
重点2
［29］重症心身障がい・医療的ケア児等会議の運営
重点2
［30］医療的ケア児の受入環境の整備・充実
（児童発達支援事業所・放課後等デイサービス）
［31］医療的ケア児の受入環境の充実（保育園・幼稚園）
［32］医療的ケア児の受入環境の充実（小・中学校・あいキッズ）
1−3−5
精神障がい者への支援の充実
［33］精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの検討・整備
重点4
［34］措置入院者退院後支援事業の実施
［35］心のサポーター養成事業の実施
［36］うつ病・躁うつ病家族教室の実施
［37］精神保健福祉講演会の実施
［38］精神保健福祉相談
［39］板橋区こころといのちの連絡協議会の実施
［40］精神保健関係機関間の連携強化
1−3−6
依存症対策の推進
［41］お酒の悩み相談会の実施
［42］薬物乱用防止推進事業の実施
［43］依存症相談の実施


施策4　障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実
1－4－1
乳幼児期の療育・保育・教育の充実
［44］乳幼児健康診査
［45］育児相談
［46］乳幼児の発達を支援する関係機関連絡会（発達ネット）
［47］児童発達支援センターの機能充実
重点2
［48］要支援児保育支援心理士派遣事業
［49］要支援児保育の実施
［50］臨床心理士等幼稚園巡回相談事業
［51］私立幼稚園における要支援児教育の推進
［52］心身障がい児（者）歯科診療
［53］児童発達支援事業所の充実
重点2
1－4－2
学齢期教育・放課後対策の充実
［54］多様な教育的ニーズへの対応推進
重点2
［55］特別支援教室ほか通級による指導の運営
［56］特別支援学級の運営
［57］特別支援アドバイザーの充実
［58］学校生活支援員の配置
［59］特別支援学級教員の専門性の向上
［60］副籍制度の活用
［61］スクールソーシャルワーカーによる支援
［62］あいキッズにおける要支援児の受入れ
［63］あいキッズにおける要支援児巡回指導
［64］放課後等デイサービスの充実
重点2
1－4－3
障がい児支援における縦横連携の強化
［65］専門部会（障がい児）を活用した連携体制の強化
［66］新しい環境への円滑な移行促進
［67］サポートファイルの運用・充実

基本目標2 「安心してくらし続けられる」社会基盤の整備

【重点項目3】
障がいのある人の就労の拡充
【重点項目4】
多様な生活の場の整備

施策1 障がいのある人の就労の拡充

2−1−1 就労の促進と定着支援の充実

- ［68］板橋区障がい者就労支援センター（ハート・ワーク）の運営 重点3
- ［69］区における障がい者雇用（障がい者活躍推進計画）の推進 重点3
- ［70］チャレンジ就労の推進・拡充 重点3
- ［71］民間企業における障がい者雇用の促進
- ［72］優先調達活動の推進
- ［73］作業所等経営ネットワーク支援事業の充実 重点3

2−1−2 通所施設等の充実

- ［74］就労継続支援A型事業所の充実
- ［75］就労継続支援B型事業所の充実
- ［76］就労移行・定着支援事業所の充実
- ［77］就労選択支援事業所の充実 ★
- ［78］区立福祉園利用者の社会参加と活動機会の充実に向けた支援

施策2 多様な生活の場の整備

2−2−1 多様な居住の場の整備・くらしやすい住宅の確保

- ［79］グループホームの整備促進
- ［80］住まいの相談窓口の設置
- ［81］地域移行の支援体制の検討

2−2−2 地域生活支援拠点等の整備

- ［82］緊急時の相談支援体制の整備 重点4
- ［83］緊急時の受入体制の整備・充実 重点4
- ［84］一人ぐらしの体験の機会・場の確保 重点4
- ［85］専門的人材の確保・養成 重点4
- ［86］多様なニーズに対応できる連携体制の構築 重点4

施策3　家族への支援体制の構築

2−3−1 家族支援体制の構築

- ［87］医療的ケア児等の在宅レスパイト・就労支援事業の実施
- ［88］発達支援のための親の会（子どものののびるを支援する親の会）
- ［89］ペアレントトレーニングの実施
- ［90］親支援事業の実施

2−3−2 きょうだい児支援体制の構築

- ［91］きょうだい児の相談体制の構築
- ［92］交流会の開催

施策4　災害時等の支援体制の確立

2−4−1 安心・安全なくらしの確保

- ［93］区立福祉園におけるBCPの整備
- ［94］防災情報のユニバーサルデザイン化
- ［95］福祉避難所の整備・環境の充実

2−4−2 災害時の支援体制の確立

- ［96］避難行動要支援者登録名簿の作成・運用
- ［97］個別避難計画の作成・更新　重点4
- ［98］災害時個別支援計画の運用
- ［99］要配慮者利用施設における避難確保計画の作成の促進
- ［100］自主防災組織等による要配慮者支援体制の強化

施策5　ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

2−5−1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ［101］ユニバーサルデザインの普及啓発
- ［102］ユニバーサルデザインガイドラインの更新
- ［103］ユニバーサルデザインチェックの実施
- ［104］公園のユニバーサルデザイン化
- ［105］歩道の段差解消
- ［106］鉄道駅エレベーターの設置促進
- ［107］鉄道駅ホームドアの設置促進

基本目標３　「ともに共生社会を実現する」地域環境の整備

【重点項目5】
差別解消・権利擁護の推進と
地域交流の促進

施策1　差別解消・権利擁護の推進と地域交流の促進

3−1−1 障がい者差別解消の推進

- ［108］障がい者差別解消講演会の実施　重点5
- ［109］区職員への障がい者差別解消研修の実施　重点5
- ［110］職員向けハンドブックの見直し・啓発

3−1−2 虐待防止と権利擁護の促進

- ［111］板橋区障がい者虐待防止センターの運営
- ［112］虐待防止のための研修の実施　重点5
- ［113］権利擁護体制の強化
- ［114］養育支援訪問事業
- ［115］虐待防止支援訪問事業
- ［116］児童虐待防止ケアシステム研修会
- ［117］要保護児童対策地域協議会
- ［118］成年後見制度の利用促進　重点5

3−1−3 障がい及び障がいのある人に対する理解の促進

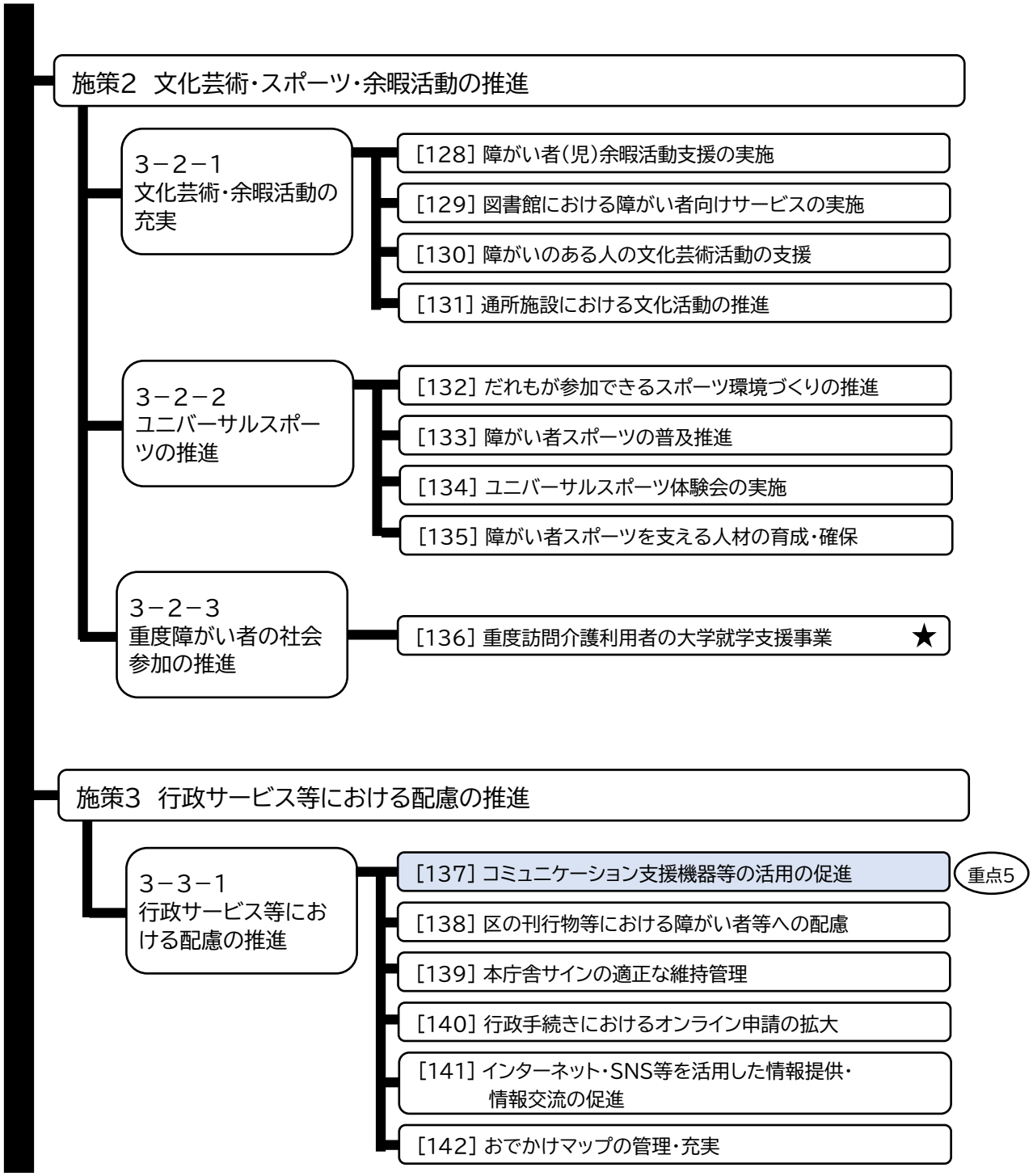
- ［119］障がい者理解促進事業の実施　重点5
- ［120］障がい者雇用・社会参加推進表彰事業の実施
- ［121］スマイルマーケットの実施・充実
- ［122］障がいのある人の人権擁護に関する意識の啓発
- ［123］手話言語の啓発

3−1−4 意思疎通支援の充実

- ［124］意思疎通ボランティア活動の支援
- ［125］手話通訳者・要約筆記者派遣による意思疎通の支援

3−1−5 地域交流機会の確保

- ［126］障がいのある人と地域の相互交流の推進
- ［127］障がいのある人のボランティア活動等への参加促進


施策2　文化芸術・スポーツ・余暇活動の推進
3－2－1
文化芸術・余暇活動の充実
［128］障がい者(児)余暇活動支援の実施
［129］図書館における障がい者向けサービスの実施
［130］障がいのある人の文化芸術活動の支援
［131］通所施設における文化活動の推進
3－2－2
ユニバーサルスポーツの推進
［132］だれもが参加できるスポーツ環境づくりの推進
［133］障がい者スポーツの普及推進
［134］ユニバーサルスポーツ体験会の実施
［135］障がい者スポーツを支える人材の育成・確保
3－2－3
重度障がい者の社会参加の推進
［136］重度訪問介護利用者の大学就学支援事業 ★
施策3　行政サービス等における配慮の推進
3－3－1
行政サービス等における配慮の推進
［137］コミュニケーション支援機器等の活用の促進
重点5
［138］区の刊行物等における障がい者等への配慮
［139］本庁舎サインの適正な維持管理
［140］行政手続きにおけるオンライン申請の拡大
［141］インターネット・SNS等を活用した情報提供・情報交流の促進
［142］おでかけマップの管理・充実

５　板橋区障がい者計画 2030 における重点項目

本計画では、2025 年に策定した「板橋区基本構想」における福祉・介護のめざす姿や「いたばしNo.１実現プラン 2028」に掲げる（１）ウェルビーイング戦略、（２）クリエイティブ戦略、（３）トランスフォーメーション戦略の３つの戦略の方向性を踏まえつつ、福祉に関する上位計画である「板橋区地域保健福祉計画 2030」が掲げる地域共生社会の実現を念頭に置き、関連する個別計画との整合を図っています。

このほか、障がい者・児の推移等の社会情勢の変化、国の基本方針の改正や都の動向を注視し、複数分野の専門家の助言・提言などを踏まえ、次の項目を重点項目と位置付け、取組を進めていきます。

重点項目１　相談支援の充実（基本目標１）

障がいのある人の多様化や複雑化するニーズに対応し、本人の意思決定を尊重しながら必要な支援につなぎ、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を継続できるよう、相談支援の充実を図る必要があります。

そのため、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの機能である障害者相談支援事業（委託相談）の充実、特定相談支援事業（計画相談）の質の向上に向けた支援体制の強化、障害児相談支援の中核的な役割を担う支援施設である児童発達支援センターの機能充実に取り組みます。

また、障がい者相談支援においては、基幹相談支援センターを中心に、障害児相談支援においては児童発達支援センターを中心に、行政の各相談窓口と連携しながら重層的支援体制を確保するとともに、地域の関係機関との連携を強化しながら、相談支援の充実に取り組んでいきます。

【重点項目を推進する主な事業】

[01]基幹相談支援センターの運営・機能充実
[02]障害者相談支援事業（委託相談）の充実
[03]特定相談支援事業（計画相談）の充実
[06]重層的支援体制における連携強化
[23]強度行動障がいの支援体制の構築
[25]板橋区発達障がい者支援センター事業の実施・充実
[26]子ども発達支援センター事業の実施・充実

重点項目２ 障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実（基本目標１）

障がいのある子どもの支援においては、乳幼児、学齢期、青年期など、ライフステージに応じた支援が継続的に提供されることで、健やかな成長が期待されます。

障がいの特性に応じた切れ目のない支援（縦の連携）と、保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等と連携した支援（横の連携）により、子どもの成長発達を保障する適切な支援が提供されるよう、板橋区地域自立支援協議会（障がい児部会）などを活用した、支援体制の構築に取り組みます。

特に、重症心身障がい児や医療的ケアの必要な子どもについては、「重症心身障がい・医療的ケア児等会議」などを踏まえて受入体制を検討し、必要な体制の確保に取り組みます。

また、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、互いに個性を尊重しながらともに学び、成長できる包摂的な環境づくりを推進するとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた必要な支援ができる体制の構築を進めていきます。

【重点項目を推進する主な事業】

[28]医療的ケア児等コーディネーターの配置
[29]重症心身障がい・医療的ケア児等会議の運営
[47]児童発達支援センターの機能充実
[53]児童発達支援事業所の充実
[54]多様な教育的ニーズへの対応推進
[64]放課後等デイサービスの充実

重点項目３　障がいのある人の就労の拡充（基本目標２）

障がい者就労においては、障がいのある人が自らの選択により、自分に合った仕事に就き、働き続けられる環境の構築が重要です。2025 年 10 月に開始した、就労アセスメントの手法を活用した障がい福祉サービス「就労選択支援」の活用などにより、就労の定着に向けた取組を推進していきます。

また、チャレンジ就労を拡充するとともに、障害者就業・生活支援センター※（ワーキング・トライ）などの関係機関と連携を強化しながら、障がいのある人のニーズに合わせたさらなる就労支援・職場定着支援の充実を図っていきます。

さらに、就労継続支援Ｂ型事業所などで働く障がい者の工賃向上につながるよう、自主生産品の販売や共同受注を支援していきます。

2025 年４月に施行された改正障害者雇用促進法※により、特定の業種において法定雇用率※の適用を一部緩和する除外率が、除外率設定業種ごとに 10%引き下げられました。障がいのある人がこれまで以上に多様な業種に就労することが見込まれており、多様な主体が共創する基盤へつながることが期待されます。

【重点項目を推進する主な事業】

[68]板橋区障がい者就労支援センター（ハート・ワーク）の運営
[69]区における障がい者雇用（障がい者活躍推進計画）の推進
[70]チャレンジ就労の推進・拡充
[73]作業所等経営ネットワーク支援事業の充実

重点項目４　多様な生活の場の整備（基本目標２）

高齢化や障がいの重度化、「親亡き後」を見据え、親の支援を前提とせず、本人が尊厳を持って地域でくらせるよう、サービスの拡充が求められています。

地域生活支援拠点機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の充実や、重度重複障がい者が利用できるグループホームの整備等、地域資源を活用しながら、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築に取り組みます。

このほか、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの検討・整備として、関係者間の連携体制を構築するため、協議の場を活用した地域課題の検討に取り組みます。

また、近年の災害において、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別避難計画の作成が有効とされ、個別避難計画の作成を市町村の努力義務と定めた改正災害対策基本法が 2021 年に施行されました。災害時のすみやかな避難を支援し、地域で安心してくらしていくためにも、避難行動要支援者の個別避難計画の作成や、年１回の更新に取り組んでいきます。

【重点項目を推進する主な事業】

[33]精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの検討・整備

[82]緊急時の相談支援体制の整備

[83]緊急時の受入体制の整備・充実

[84]一人ぐらしの体験の機会・場の確保

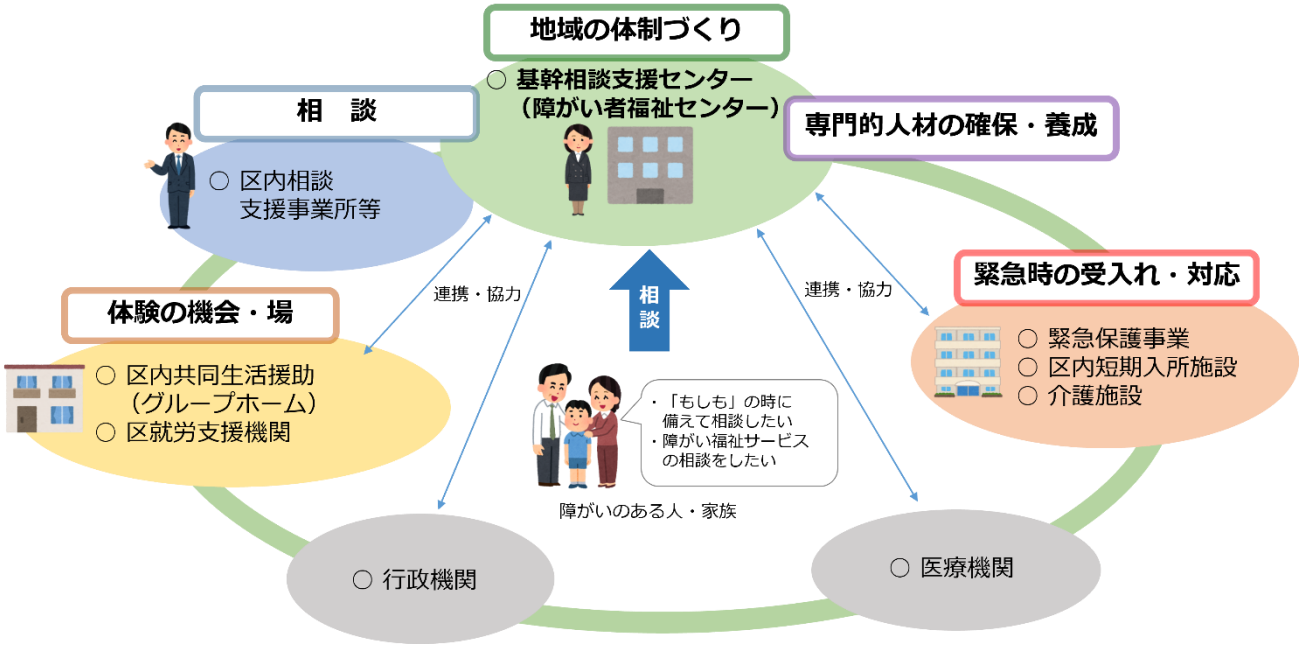
[85]専門的人材の確保・養成

[86]多様なニーズに対応できる連携体制の構築

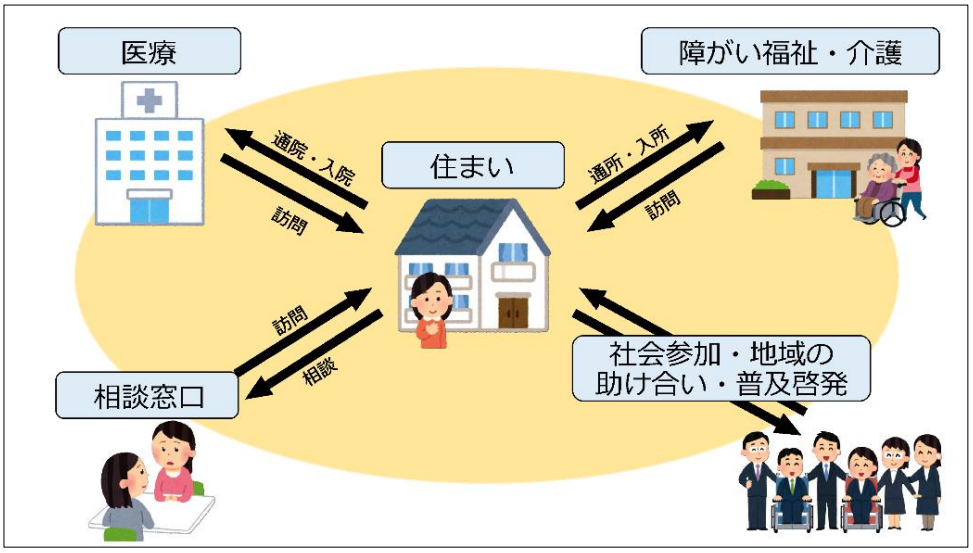
[97]個別避難計画の作成・更新

【板橋区の地域生活支援拠点等の整備イメージ】

～住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、「もしも」の時に備える地域をめざして～



【地域包括ケアシステムの構築イメージ】



重点項目５　差別解消・権利擁護の推進と地域交流の促進（基本目標３）

板橋区は、障がいのある人もない人もともにつながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心してくらし続けることができるまちをめざしています（板橋区基本計画 2035）。

これらを実行するためには、障がいや障がいのある人に対する理解の醸成が必要であり、子どもの頃から学ぶ機会を創出し、普及啓発の促進を図ることで、地域全体で見守り、対応できる環境・地域づくりに取り組みながら、障がい者差別や虐待のない誰もが社会とのつながりを実感できる包摂的な環境を整えていきます。

特に、障がい者差別や虐待は、障がいのある人の尊厳を侵害するものであり、未然防止や解消を強く推し進めていきます。

【重点項目を推進する主な事業】

[108]障がい者差別解消講演会の実施
[109]区職員への障がい者差別解消研修の実施
[112]虐待防止のための研修の実施
[118]成年後見制度の利用促進
[119]障がい者理解促進事業の実施
[137]コミュニケーション支援機器等の活用の促進

６　成果指標の設定について

重点項目において、以下のとおり成果指標を設定します。

項目	指標	現状値 （2025 年度）	目標値 （2030 年度末）
重点項目１	のぞまないセルフプラン率 障がい者／障がい児	把握なし	障がい者：０％ 障がい児：０％
	訪問等による専門的な指導・助言件数	30 件	80 件
重点項目２	医療的ケア児等コーディネーターが関与した支援人数	26 人	80 人
	４つの中核機能を備えた児童発達支援センターの確保	０か所	１か所
重点項目３	一般就労１年後の 職場定着率	92.4％	90％以上
	一般就労等につながった割合	50％ （2024、2025 年度平均）	80％
重点項目４	一人暮らし体験の場の利用	体制なし	年 10 人程度
	個別避難計画作成率	75％	80％
重点項目５	地域共生社会に向けた取組が進んでいると思う区民の割合	把握なし	2027 年度より割合上昇

7　基本目標に基づく施策の展開

３つの基本目標のもとに 12 の施策を位置付け、その実現に向けた具体的な取組として計画事業を推進することで、基本理念の実現をめざします。

計画事業については、2023 年度に策定した障がい者計画 2030 に掲載する事業を基本として継承しつつ、基本理念や基本目標の見直しを踏まえ、事業の位置付けや内容の表現を整理します。

また、計画事業のうち重点項目の推進に資する主な事業（30 事業）については、2027 年度から 2030 年度までの年度別計画を設定します。これらの事業については、板橋区地域自立支援協議会本会および部会において進捗状況の点検・評価を行い、計画の着実な推進を図ります。

（1）基本目標１　「自分らしいくらしを支える」支援体制の整備

施策 1　相談支援の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続していくためには、本人の意思決定を尊重しながら必要な支援につなぐ相談支援体制の充実が重要となります。また、障がいや生きづらさがあっても障害者手帳の取得や福祉サービスの利用に至らない人、あるいは制度の狭間にある人も視野に入れた支援が必要です。

そのため、相談支援体制の充実や相談支援の質の向上に取り組むとともに、行政の相談窓口と地域の関係機関が連携した重層的な支援体制の充実を図ります。

１－１　相談支援体制の充実

<table>
<tr><td>番号</td><td>01</td><td>事業名</td><td colspan="2">基幹相談支援センターの運営・機能充実</td></tr>
<tr><td>担当課</td><td colspan="4">障がい政策課</td></tr>
<tr><td>事業概要
</td><td colspan="4">地域における障がい者相談支援の中核として、障がいのある人やその家族等からの総合的・専門的な相談に応じるとともに、困難事例への伴走支援や関係機関との連携強化を図ります。また、相談支援事業所への支援や相談支援専門員の育成などをとおして、地域全体の相談支援体制の充実を進めます。</td></tr>
<tr><td>2024～2026
年度実績</td><td colspan="4">【毎年度実施】
● 困難ケース等の対応支援件数：2024 年度　50 件　2025 年度　30 件
● 相談支援従事者の研修受入等件数：2024 年度　54 件　2025 年度　37 件
● 関係機関との連携による対応件数:2024 年度　174 件　2025 年度　164 件
● 相談支援事業所のモニタリング実施件数：2024 年度　6 件 2025 年度　18 件</td></tr>
<tr><td rowspan="2">年度別計画</td><td>2027 年度</td><td>2028 年度</td><td>2029 年度</td><td>2030 年度</td></tr>
<tr><td colspan="4">【毎年度実施】
● 困難ケース等の対応支援件数：　80 件
● 相談支援従事者の研修受入等件数：　100 件
● 関係機関との連携による対応件数:　200 件
● 相談支援事業所のモニタリング実施件数：　30 件</td></tr>
</table>

番号	02	事業名	障害者相談支援事業（委託相談）の充実
担当課	障がい政策課・障がいサービス課		
事業概要 	障がいのある方やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整等を行うとともに、地域で安心して暮らし続けられるよう、身近な相談支援体制の充実を図ります。		
2024～2026年度実績	● 障がい者福祉センター：2024 年度　5,496 件　2025 年度　4,795 件 ● その他相談支援事業所：2024 年度　7,880 件　2025 年度　6,263 件 ● 障がいサービス課　　：障害者総合支援法に基づく個別援護及び支給決定に関連し、随時実施		
年度別計画	2027 年度	2028 年度	2029 年度　2030 年度
	【毎年度実施】 ● 障がい者福祉センター：毎年度 5,000 件程度 ● その他相談支援事業所：毎年度 8,000 件程度 ● 障がいサービス課　　：障害者総合支援法に基づく個別援護及び支給決定に関連し、随時実施		

番号	03	事業名	特定相談支援事業（計画相談）の充実
担当課	障がい政策課・障がいサービス課		
事業概要 	個々の状況やニーズに応じた適切なサービス利用を支えるため、サービス等利用計画※及び障害児支援利用計画※の作成と、モニタリングによる継続的な支援を推進します。また、計画相談支援と障害児相談支援の提供体制の確保と質の向上に向け、板橋区地域自立支援協議会（相談支援部会）等を活用し、課題の把握や解決に向けた検討を進めるとともに、利用者が希望に応じて相談支援専門員による計画作成支援を受けられる体制整備に努めます。		
2024～2026年度実績	● 区内３地域について、各地域を担当する基幹相談支援センター職員と主任相談支援専門員をそれぞれ配置 ● 「みつかーる板橋 医療・介護・障がい・通いの場情報 MAP システム」に相談支援事業所を掲載し、事業所情報や空き情報等を検索できる環境を整備		
年度別計画	2027 年度	2028 年度	2029 年度　2030 年度
	【毎年度実施】 板橋区地域自立支援協議会（相談支援部会）：年３回 【年度別】のぞまないセルフプラン解消の取組 2027 年度：比率及び要因の把握・分析 2028 年度：解消に向けた取組を実施 2029 年度：解消に向けた取組を実施、のぞまないセルフプランはゼロ 2030 年度：のぞまないセルフプランはゼロ継続		

No.	事業名	事業概要
04	特別支援教育相談の実施 【教育支援センター】	特別支援教育※に関する就学及び転学について、保護者からの相談を受け、情報提供や助言、必要な手続きの支援を行います。
05	障害者相談員活動の充実 【障がい政策課】	身体障害者相談員及び知的障害者相談員が、自らの経験や知識を生かしながら、障がいのある人やその家族からの相談に応じ、助言等を行うことで、不安の軽減や地域生活の支援を図り、障がい者福祉の増進に取り組みます。

１－２　相談機関の連携強化

番号	06	事業名	重層的支援体制における連携強化		
担当課	地域福祉連携課・障がい政策課・障がいサービス課				
事業概要 	障がいのある人やその家族が抱える複雑化・複合化した課題に対応するため、区と障がい者福祉センターが連携しながら、高齢、子ども、生活困窮等の関係機関や地域との連携を強化し、重層的な支援体制の充実を図ります。また、制度や分野を超えた支援が必要なケースに対して、関係機関が連携した包括的な支援を推進します。				
年度別計画	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度	
	【毎年度実施】 ● 庁内外の連携による重層的支援体制の強化 ● 重層的支援体制の理解促進と円滑な運用 ● 関係機関・地域との協働による包括的支援の推進				

No.	事業名	事業概要
07	子ども家庭総合支援センターと関係機関の連携強化 【支援課・援助課】	複雑･多様化する児童虐待相談に対し、子ども家庭総合支援センターと関係部局及び関係機関が連携して対応することにより、子どもたちを虐待による重大な事件や事故から守るための連携体制の強化を図ります。
08	相談支援事業所間の連携強化 【障がい政策課】	相談支援事業所実務担当者連絡会などの場を活用し、情報交換や事例検討などを行うことで、事業所間の連携を強化するとともに、地域における相談支援体制の充実を図ります。

施策2

障がい福祉サービスの充実と質の向上

障がいのある人が、住む場所やライフスタイルなどを自ら選択し、自分らしく暮らしていくためには、多様なニーズを踏まえながら、一人ひとりの状況に応じた障がい福祉サービスを適切に利用できる体制の確保・充実が必要です。また、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供するため、障がい福祉サービスの充実と質の向上を図る必要があります。

そのため、日中活動系サービス（生活介護や就労支援サービス等）や地域活動支援センターなど、障がいのある人のニーズに応じた日中活動の場の確保に取り組みます。

また、将来にわたり質の高いサービスを安定的に提供するため、障がいや疾病に関する専門的な知識や経験を有する人材の育成・確保を進めていきます。

２－１　障がい福祉サービスの充実

No.	事業名	事業概要
09	板橋区地域自立支援協議会の実施 【障がい政策課】	障がいのある人が地域で自分らしく暮らし続けられるよう、板橋区地域自立支援協議会を障がい福祉に関する地域づくりの中核として活用します。当事者、家族、事業者、関係機関等が共創の考え方のもとで地域課題の共有・検討を行い、「自分らしいくらし」を支える支援体制の充実と計画の着実な推進につなげます。
10	地域活動支援センター事業の実施 【障がい政策課】	通所にて、創作的活動や生産活動の機会、社会との交流の機会を提供し、障がいのある人の社会参加及び地域生活支援の促進を図ります。
11	重症心身障がい児（者）通所事業の充実 【障がい政策課】	重症心身障がい児（者）の日中活動の場を安定的に確保するため、既存の通所事業の充実を図るとともに、利用ニーズを踏まえ、事業者との連携など支援基盤の確保に取り組みます。
12	区立福祉園再編整備計画の策定 【障がい政策課】	障がいのある人の多様なニーズに対応し、将来にわたり安定したサービス提供体制を確保するため、老朽化の進む区立福祉園について、施設の更新や機能の見直しを含めた再整備の基本的な方向性を整理し、区立福祉園再整備計画の策定を進めます。
13	短期入所（ショートステイ）事業の充実 【障がい政策課】	障がいのある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、短期入所（ショートステイ）の受入体制の充実を図ります。事業者への支援や働きかけを通じて短期入所事業所の整備を促進するとともに、事業所との連携を強化し、緊急時における受入れ先の確保に取り組みます。

No.	事業名	事業概要
14	移動支援事業の実施・充実 【障がい政策課】	障がいのある人が日常生活及び社会生活を営むうえで必要な外出や余暇活動等の社会参加を支援します。また、利用ニーズに応じた移動支援サービスを提供できるよう、支援体制の確保・充実に取り組みます。
15	事業者への指導体制の整備・充実 【障がい政策課】	障がい福祉サービス事業者に対し、適切なサービス提供及びサービスの質の確保･向上を図るため、指導検査等を実施します。また、事業所連絡会などでの集団指導を通じて制度改正や運営に関する情報共有を行い、適正な事業運営を支援します。

２－２　事業所等の人材育成の推進・人材の確保

No.	事業名	事業概要
16	障がい福祉人材の確保支援 【障がい政策課】	障がい福祉サービスの安定的な提供体制を確保するため、障がい福祉サービス事業所における人材確保に向けた支援に取り組みます。
17	障がい福祉人材の育成支援 【障がい政策課】	障がい福祉サービスの質の向上を図るため、障がい福祉サービス従事者の研修受講や情報共有を通じた人材育成を支援します。
18	相談支援専門員の育成 【障がい政策課】	相談支援専門員の量的確保と質の向上を図るため、板橋区地域自立支援協議会（相談支援部会）と連携し、研修や情報交換を実施します。

２－３　障がい者福祉センターの運営

No.	事業名	事業概要
19	障がい者福祉センターのあり方検討 【障がい政策課】	障がい者福祉センターが地域における支援拠点としての役割を果たせるよう、施設の適切な維持管理に取り組むとともに、利用者ニーズや今後のサービス需要を踏まえ、機能の充実や配置、運営手法を含めたセンターのあり方について検討を進めます。

施策3

特性に応じた支援の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、一人ひとりの障がい特性や状況に応じた支援が重要です。そのため、高次脳機能障がいや難病、強度行動障がいなど、個々のニーズに応じた支援の充実に取り組むとともに、アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症対策の推進を図ります。

また、発達障がいや医療的ケアを必要とする人が、ライフステージに応じて切れ目なく必要な支援を受けられるよう、行政・関係機関・地域の連携強化を図る必要があります。そのため、様々な立場の関係者による協議の場を活用しながら効果的な支援策の検討を進めるとともに、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの充実に向けた取組を推進します。

３－１　高次脳機能障がい・難病への支援

No.	事業名	事業概要
20	高次脳機能障がい者に対する支援 【障がい政策課】	障がい者福祉センターにて、一般向けおよび支援者向けのセミナーをそれぞれ開催し、高次脳機能障がいへの理解を促進します。 板橋区地域自立支援協議会（高次脳機能障がい部会）において、高次脳機能障がいに対する支援の検討及び情報共有などを図っていきます。また、当事者交流会を開催し、当事者同士の交流及び情報交換の機会の充実を図ります。
21	難病患者に対する支援 【地域保健課・健康福祉センター】	難病患者が地域で安心して生活を続けられるよう、保健、医療、福祉等の関係機関が連携し、相談支援や地域生活支援を行います。また、講演会や患者交流会等を通じて、難病患者及びその家族に対する支援の充実を図ります。
22	機能訓練の推進と社会復帰支援 【障がい政策課】	障がい者福祉センターにおいて、心身機能の低下防止や健康の維持・増進を図ることで、社会生活に必要な技術の取得や向上と、社会参加を促進します。

３－２　強度行動障がいへの支援

番号	23	事業名	強度行動障がいの支援体制の構築
担当課	障がい政策課・障がいサービス課		
事業概要 	強度行動障がいの状態にある人が障がい福祉サービス等において適切な支援を受けることができるよう、支援ニーズの把握や関係機関による課題共有を進めるとともに、人材育成や受入体制の充実を含めた支援体制の構築に取り組みます。		
2024～2026年度実績	2024 年度：当事者家族へのヒアリング 2025 年度：関係福祉司へのヒアリング		

年度別計画	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
	2027 年度：実態及び支援ニーズの把握 2028 年度：課題の整理と支援体制の検討 2029 年度：グループホーム整備等による支援体制の構築 2030 年度：支援体制の検証			

No.	事業名	事業概要
24	強度行動障がいの支援者養成 【障がい政策課】	強度行動障がいの状態にある人への適切な支援を推進するため、事業者等に対する理解促進や人材育成に取り組み、支援力の向上を図ります。

３－３　発達障がい者への支援の充実

番号	25	事業名	板橋区発達障がい者支援センター事業の実施・充実
担当課	障がい政策課		
事業概要 	成人期（概ね 16 歳以上）の発達障がい者に対する総合的な支援の拠点として、専門相談や社会参加支援、家族支援、関係機関との連携を行うとともに、自立や就労に向けた支援と安心して過ごせる場の提供をとおして、地域での安定した生活を支援します。		
2024～2026 年度実績	【毎年度実施】 専門相談　相談件数　2024 年：9,104 件　2025 年：8,388 件 社会参加支援　選択制プログラム実施回数 2024 年：286 件　2025 年：273 件 家族支援　学習会・情報交換会 2024 年：７件　2025 年：４件 関係機関との連携　あいポート運営委員会 2024 年：３回　2025 年：３回		
年度別計画	2027 年度	2028 年度	2029 年度　2030 年度
	【毎年度実施】 専門相談　相談件数 10,000 件 社会参加支援　プログラム実施回数 280 件 家族支援　学習会・情報交換会４件 関係機関との連携　あいポート運営委員会　３回		

番号	26	事業名	子ども発達支援センター事業の実施・充実
担当課	障がいサービス課		
事業概要 	発達の偏りや遅れに心配のある乳幼児から概ね 15 歳までの児童・生徒とその家族を対象に、公認心理師、言語聴覚士、作業療法士、ソーシャルワーカー等による専門的な相談支援を行います。また、保護者向け講座の開催等を通じて、家族への支援の充実を図ります。 また、医療的ケアを必要とする 18 歳未満の子どもと 18 歳以上の高等学校等に在籍する方、そのご家族、関係機関などを対象に医療的ケア児相談窓口を設置し相談支援を行います。		
2024～2026 年度実績	2024 年度：専門相談利用人数 779 人 親支援事業実施回数 15 回・延参加者数 72 人 2025 年度：専門相談利用人数 776 人 親支援事業実施回 15 回・延参加者数 61 人 医療的ケア児相談窓口新設　相談件数 41 件		
年度別計画	2027 年度	2028 年度	2029 年度　2030 年度
	【毎年度実施】 専門相談、親支援事業、支援者研修、地域連携推進会議、乳幼児発達健康診査、医療的ケア児相談を実施		

No.	事業名	事業概要
27	ほっとプログラムの実施 【子育て支援課】	児童館において、発達障がいなど配慮が必要な子どもとその保護者を対象に、公認心理師・臨床心理士※などによる親子遊びや子育て相談を実施し、子どもの発達支援及び保護者支援を行います。これらの取組を通じて、発達が気になる子どもの早期発見を図るとともに、適切な支援機関への連携につなげます。

３－４　医療的ケアを必要とする人への切れ目のない支援の充実

番号	28	事業名	医療的ケア児等コーディネーターの配置		
担当課	障がいサービス課				
事業概要	医療的ケア児（者）、重症心身障がい児（者）とその家族に適切な支援を提供するとともに、成人期のサービスへの円滑な移行を見据え、医療的ケア児等コーディネーターを配置します。関係機関との連絡調整や支援体制の構築を進めることで、ライフステージを通じた切れ目のない支援を実現し、障がい児支援体制の強化を図ります。				
2024～2026年度実績	2024 年度　事業開始に向けた関係機関調整 2025 年度　事業開始、医療的ケア児等コーディネーター申請数 26 件				
年度別計画	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度	
	【毎年度実施】 医療的ケア児等コーディネーターによる個別支援 【年度別】 2027 年度　医療的ケア児者、重症心身障がい児者の全数把握開始 2028 年度　実態に基づいた課題の把握・分析 2029 年度　課題解決に向けた取組の検討 2030 年度　取組の実施				

番号	29	事業名	重症心身障がい・医療的ケア児等会議の運営
担当課	障がいサービス課		
事業概要 	重症心身障がい児（者）及び医療的ケア児（者）とその家族が地域で安心して生活できるよう、「重症心身障がい・医療的ケア児等会議」を活用し、地域課題の把握や支援策の検討、関係機関の連携強化を進めることで、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実を図ります。		
2024～2026年度実績	会議実施回数：2024年度　1回 2025年度　2回		

年度別計画	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
	【毎年度実施】 ● 課題の把握・事業の実施、検証と改善 ● 会議実施回数：年２回程度			

No.	事業名	事業概要
30	医療的ケア児の受入環境の整備・充実（児童発達支援事業所・放課後等デイサービス） 【障がい政策課】	医療的ケア児が必要な支援を受けられるよう、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスにおける受入体制の充実を図るとともに、新規事業所の参入促進などにより支援基盤の確保に取り組みます。
31	医療的ケア児の受入環境の充実（保育園・幼稚園） 【障がいサービス課・保育運営課・保育サービス課・学務課】	保育園・幼稚園における医療的ケア児の受入れを行うとともに、重症心身障がい・医療的ケア児等会議等を活用しながら、関係機関が課題を共有し、受入体制の充実に向けた取組を進めます。
32	医療的ケア児の受入環境の充実（小・中学校・あいキッズ） 【障がいサービス課・学務課・指導室・地域教育力推進課・教育支援センター】	小・中学校及びあいキッズ※における医療的ケア児の受入れを行うとともに、重症心身障がい・医療的ケア児等会議等を活用しながら、関係機関が課題を共有し、受入体制の充実に向けた取組を進めます。

３－５　精神障がい者への支援の充実

番号	33	事業名	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの検討・整備
担当課	障がい政策課・地域保健課		
事業概要 	精神障がい者が地域の一員として、本人の希望に応じて安心して自分らしい暮らしを続けられる地域づくりを進めます。そのため、医療、障がい福祉、介護、相談支援、社会参加等の支援が包括的かつ継続的に提供される体制の構築を図ります。また、保健・福祉・医療関係者による協議の場を活用し、地域課題の共有や支援体制の充実に向けた検討を進めます。		
2024～2026年度実績	【毎年度実施】 ● 板橋区精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築検討会:年３～４回 ● 地域生活移行支援連絡会の実施：年４回		

年度別計画	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
	【毎年度実施】 ● 板橋区精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築検討会：年４回 ● 地域生活移行支援連絡会の実施：年３回程度 ● 精神障がい者の地域生活を支える支援基盤の充実			

No.	事業名	事業概要
34	措置入院者退院後支援事業の実施 【地域保健課】	精神科医療機関に措置入院※し、退院後の支援を希望する方を対象に、入院中に作成した支援計画に基づき、関係機関が連携して退院後の地域生活への移行及び定着を支援します。2025 年度から本支援を区内医療機関へ業務委託し、多職種チームによる支援を推進します。
35	心のサポーター養成事業の実施 【地域保健課】	講義や演習を通じて、メンタルヘルスや精神疾患に関する正しい知識と傾聴方法などの心の初期対応法の普及を推進するとともに、精神障がいへの理解促進を図り、誰もが安心して地域で暮らせる地域づくりを進めます。
36	うつ病・躁うつ病家族教室の実施 【地域保健課】	うつ病※・躁うつ病※のある方を支える家族を対象に、病気の基礎知識や治療、社会復帰に向けた支援、適切な対応方法やストレス対処法などについて学ぶ教室を実施し、家族の不安軽減と本人を支える力の向上を図ります。
37	精神保健福祉講演会の実施 【地域保健課】	精神障がいや精神疾患に関する正しい知識と理解の普及を推進するため、区民及び支援者を対象に、精神疾患や治療、回復などについて学ぶ講演会を開催し、精神障がいへの理解促進を図ります。

No.	事業名	事業概要
38	精神保健福祉相談 【健康福祉センター】	保健師が、こころの健康に関する相談や受診相談、精神障がい者の生活や社会参加に関する相談について、本人及びその家族に対し、面接、電話、家庭訪問による相談支援を行います。また、専門医による相談を実施し、本人及び家族が安心して地域で生活できるよう支援します。
39	板橋区こころといのちの連絡協議会の実施 【地域保健課】	板橋区における自殺対策及び精神保健福祉活動について、関係機関が連携・協力して総合的かつ効果的な推進を図ります。
40	精神保健関係機関間の連携強化 【地域保健課・健康福祉センター】	区内精神科医療機関を中心とした意見交換を行う精神科医療機関間情報交換会を開催し、関係機関の連携推進及び精神障がい者とその家族への支援の充実を図ります。 また、精神事例関係者連携支援事業連絡会を開催し、支援機関相互の連携強化を図ることで、精神的な困難を抱える区民への相談支援の充実を推進します。

３－６　依存症対策の推進

No.	事業名	事業概要
41	お酒の悩み相談会の実施 【地域保健課】	飲酒問題を抱える本人及びその家族を対象に、アルコール依存症に関する正しい知識や対応方法を学ぶ学習会とグループ相談会を実施し、問題の解決や回復に向けた継続的な支援を行います。
42	薬物乱用防止推進事業の実施 【生活衛生課】	東京都薬物乱用防止推進板橋地区協議会などの関係機関などと協力して、危険ドラッグの不正使用などを撲滅するための啓発などに取り組みます。
43	依存症相談の実施 【地域保健課・健康福祉センター】	依存症（アルコール、薬物、ギャンブル等）に関する普及啓発を行うとともに、各健康福祉センターにおいて本人や家族からの相談に応じ、関係機関との連携を図りながら依存症からの回復支援を行います。

施策4

障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実

障がいのある子どもの健やかな成長を支えるためには、障がいの特性や発達段階に応じた適切な支援を継続的に提供するとともに、障がいの有無にかかわらず、ともに学び成長できる環境の充実が求められています。

そのため、療育・保育・教育の充実を図るとともに、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関による連携体制を強化し、ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進に取り組みます。

４－１　乳幼児期の療育・保育・教育の充実

No.	事業名	事業概要
44	乳幼児健康診査 【健康推進課、健康福祉センター】	区内に住所を有する乳幼児を対象に、健康福祉センターや契約医療機関で健康診査を実施し、心身の異常の早期発見と健やかな成長を支援します。また、心理相談員が発達状況の確認や日常生活上の助言を行い、必要に応じて専門医療機関や療育機関等を紹介します。既存の健康診査に加え開始された５歳児発達健康診査は、申込制で個別医療機関にて実施し、結果により就学に向け必要な支援につなげます。
45	育児相談 【健康福祉センター】	乳幼児の健やかな成長・発達を支援するため、身体発育や精神発達、発達上の心配、保護者の育児不安などに関する相談を、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等が健康福祉センター、児童館、集会所等で実施します。また、継続的な支援が必要な場合は、お住まいの地区を担当する保健師が相談支援を行います。
46	乳幼児の発達を支援する関係機関連絡会（発達ネット） 【障がいサービス課】	乳幼児の発達を支援するため、専門医療機関、かかりつけ医、療育機関、健康福祉センター、福祉課、保育園、幼稚園、小・中学校、児童館、教育支援センター等の関係機関による連絡会を通じて、情報共有や支援上の課題の検討を行うとともに、発達段階に応じた切れ目のない支援体制の構築を推進します。

番号	47	事業名	児童発達支援センターの機能充実	
担当課	障がい政策課・障がいサービス課			
事業概要 	地域における障がい児支援の中核的な役割を担う児童発達支援センターについて、障害児相談支援や専門的な療育支援の充実を図るとともに、自立支援協議会（障がい児部会）を活用した関係機関との連携強化、地域の障がい児支援事業所等への助言・支援及びインクルージョンの推進に取り組み、地域全体の発達支援体制の充実を図ります。また、児童福祉法の障害児相談支援に結びついていない障がい児とその家族を支援する観点から、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図り、ライフステージを通じた伴走的な相談支援の体制を構築します。			
2024～2026年度実績	児童発達支援センターの運営体制及び支援内容の確認を行い、地域における中核機能を担うための課題整理及び今後の方向性について検討を実施。			
年度別計画	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
	2027・2028 年度：中核機能の確保に向けた検討 2029 年度：中核機能の確保 2030 年度：中核機能の定着及び検証			

No.	事業名	事業概要
48	要支援児保育支援心理士派遣事業 【保育サービス課】	区立・私立保育園等に在園する要支援児※が安心して園生活を送れるよう、心理判定員を園に派遣し、保育の様子を確認するとともに、保育園等へ助言や支援を行います。
49	要支援児保育の実施 【保育運営課・保育サービス課】	保育が必要で、かつ特別な配慮を要する乳幼児が保育施設で安心して園生活を送れるよう、一般の保育利用児とともに保育を行い、一人ひとりの成長や発達を支援します。
50	臨床心理士等幼稚園巡回相談事業 【学務課】	心身の発達や育ちに配慮が必要な幼児が、幼稚園で安心して生活し成長できるよう、臨床心理士や臨床発達心理士※等の専門職が私立幼稚園を訪問し、助言や支援を行います。
51	私立幼稚園における要支援児教育の推進 【学務課】	心身の発達や育ちに配慮が必要な幼児が、私立幼稚園で安心して過ごし成長できる環境を整えるため、要支援児が在籍する私立幼稚園に対し、介助員の配置等に係る経費の補助を行います。
52	心身障がい児（者）歯科診療 【健康推進課】	一般の診療施設で治療の困難な心身障がい児（者）の歯科診療を行います。

番号	53	事業名	児童発達支援事業所の充実
担当課	障がい政策課		
事業概要 	障がいのある子どもの育ちを地域で支えるため、児童発達支援事業所（重症心身障がい児対応を含む）の運営や開設に関する相談対応を行うとともに、事業所との連携や指導検査を通じて、支援の質の向上を図ります。		
2024～2026 年度実績	● 事業所連絡会の実施：年３回程度 ● 新規相談への対応　：随時（新規開設は延べ８件） ● 指導検査の実施　　：年 10 件程度		

年度別計画	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
	● 新規相談への対応 ● 事業所連絡会の実施：年３回程度 ● 指導検査の実施　　：年 10 件程度			

４－２　学齢期教育・放課後対策の充実

番号	54	事業名	多様な教育的ニーズへの対応推進
担当課	指導室		
事業概要 	インクルーシブ教育を推進し、特別支援教育に関する各教員の専門性を高め、特別な支援を必要とする児童・生徒に対して適切なアセスメントに基づく指導・支援を充実させることで、多様な教育的ニーズに対応する教育環境づくりを進めます。		
2024～2026 年度実績	● 特別支援アドバイザー任用数：９人（全学校巡回） ● 個別的知能検査実績：延べ 1,254 件 ● 専門家相談実績：延べ 213 件		

年度別計画	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
	● 特別支援アドバイザー巡回 ● 個別的知能検査の実施 ● 専門家相談の実施 （特別支援学級、特別支援教室※、きこえとことばの教室※） ● 多様な学びの場の環境整備			

No.	事業名	事業概要
55	特別支援教室ほか通級による指導の運営 【指導室】	通常の学級に在籍し学習におおむね参加できるものの、障がいに応じた特別な指導を必要とする児童・生徒を対象に、「特別支援教室」や「きこえとことばの教室」「ことばの教室」での指導を行うことで、自立と社会参加に必要な力を育みます。
56	特別支援学級の運営 【指導室】	知的障がいなど特別な支援を必要とする児童・生徒を対象に特別支援学級を運営し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を行うことで、成長と幸せを実感できる学校生活を支えます。
57	特別支援アドバイザーの充実 【指導室】	心理に関する専門職である特別支援アドバイザーが学校等を巡回し、発達特性の理解や適切な指導方法、学習環境等について教職員に助言することにより、特別な支援を必要とする児童・生徒への支援の充実と、可能な限り通常の学級で学べる環境づくりを推進します。
58	学校生活支援員の配置 【指導室】	特別支援学級又は通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、専門家の助言を受けた指導を行ってもなお支援が必要な場合において、学校生活支援員を配置し、安全保持や生活支援、生活介助を行うことで、多様な教育的ニーズに応じた学習環境の充実を図ります。
59	特別支援学級教員の専門性の向上 【指導室】	特別支援学級の教員が、都立特別支援学校の教員による助言・援助を受けることを通じて専門性を高め、特別支援教育の充実を図ります。
60	副籍制度の活用 【指導室】	特別支援学校に在籍する児童・生徒が区立小・中学校に副次的な籍を置き、交流及び共同学習を行う副籍制度※を活用することで、相互理解や地域とのつながりの推進を図ります。
61	スクールソーシャルワーカーによる支援 【教育支援センター】	スクールソーシャルワーカーが、区立小・中学校に在籍する児童生徒の問題行動など（いじめ・不登校など）に対し、教育と福祉の両面に関する専門的な立場から、関係機関と連携しながら児童生徒が置かれた環境に働きかけ行い、問題解決や環境の改善に向けて支援します。
62	あいキッズにおける要支援児の受入れ 【地域教育力推進課】	放課後、保護者が就労などにより家庭にいない児童に適切な遊び及び生活の場を提供するとともに、要支援児を含む児童が安心して過ごし、他の児童と交流できる環境を整えます。また、各小学校で屋外・屋内（動的・静的）など目的別に拠点を設け、プログラムを実施します。

No.	事業名	事業概要
63	あいキッズにおける要支援児巡回指導 【地域教育力推進課】	専門的な知識や経験を有する外部専門員があいキッズを巡回し、要支援児の状況を観察するとともに、適切な支援につながるよう指導・助言を行います。

番号	64	事業名	放課後等デイサービスの充実
担当課	障がい政策課		
事業概要 	障がいのある子どもの育ちを地域で支えるため、放課後等デイサービス（重症心身障がい児対応を含む）の運営や開設に関する相談対応を行うとともに、事業所との連携や指導検査を通じて、支援の質の向上を図ります。		
2024～2026年度実績	● 事業所連絡会の実施：年３回程度 ● 新規相談への対応　：随時（新規開設は延べ８件） ● 指導検査の実施　　：年 10 件程度		

年度別計画	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
	● 新規相談への対応 ● 事業所連絡会の実施：年３回程度 ● 指導検査の実施　　：年 10 件程度			

４－３　障がい児支援における縦横連携の強化

No.	事業名	事業概要
65	専門部会（障がい児）を活用した連携体制の強化 【障がいサービス課】	板橋区地域自立支援協議会（障がい児部会）を活用し、障がい児支援に関する課題の共有や解決に向けた検討を行うことで、関係機関の連携体制の強化を図ります。
66	新しい環境への円滑な移行促進 【援助課】	障がい児入所施設に入所する子どもが 18 歳になるとき、次の環境へ円滑に移行できるよう、関係機関と情報共有や連携を行い、切れ目のない支援につなげます。
67	サポートファイルの運用・充実 【障がいサービス課】	本人の成長の記録や支援内容をまとめた「サポートファイル」を適宜見直しながら活用し、関係機関との情報共有を進めることで、切れ目のない支援につなげます。

（2）基本目標２　「安心してくらし続けられる」社会基盤の整備

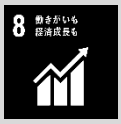
施策1　障がいのある人の就労の拡充

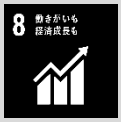
障害者雇用促進法による法定雇用率の引上げなどを背景に、障がいのある人の就労意欲や企業の採用意欲が高まり、障がい者雇用は着実に進んでいます。

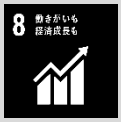
一方で、障がいのある人が自らの選択により、自分に合った仕事に就き、働き続けるためには、障がい特性や希望に応じた多様な就労機会の確保と、就労の定着に向けた専門的な支援が必要です。また、障がい者雇用の拡大に伴い、職場環境の整備や職業能力の向上など、雇用の質の向上も求められています。

そのため、企業及び障がいのある人に対する就労支援や職場定着支援の充実を図るとともに、板橋区障がい者就労支援センター（ハート・ワーク）の機能強化や関係機関との連携を進め、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援に取り組みます。また、就労機会の拡大を図るとともに、福祉施設等における就労支援や工賃向上の取組を進め、障がいのある人の多様な働き方を支えていきます。

１－１　就労の促進と定着支援の充実

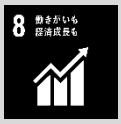
<table>
<tr><td>番号</td><td>68</td><td>事業名</td><td colspan="2">板橋区障がい者就労支援センター（ハート・ワーク）の運営</td></tr>
<tr><td>担当課</td><td colspan="4">障がい政策課</td></tr>
<tr><td>事業概要
</td><td colspan="4">区内障がい者の一般就労と職場定着を支援するため、関係機関との連携強化や職能訓練、就労に関する情報提供・相談支援、就職後の職場定着支援などを行い、障がい者が自らの選択により希望や適性に応じた仕事に就き、働き続けられるよう、一人ひとりのニーズに応じた就労支援と職場定着支援の充実を図ります。</td></tr>
<tr><td>2024～2026年度実績</td><td colspan="4">● 新規就職者数：2024 年度　66 人、2025 年度　106 人
● 就職後 1 年以上の職場定着率：2024 年度　92.4%、2025 年度　93.4%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">年度別計画</td><td>2027 年度</td><td>2028 年度</td><td>2029 年度</td><td>2030 年度</td></tr>
<tr><td colspan="4">● 就職後 1 年以上の職場定着率 90%</td></tr>
</table>

番号	69	事業名	区における障がい者雇用（障がい者活躍推進計画）の推進	
担当課	人事課・障がい政策課			
事業概要 	障がい者活躍推進計画に基づき、計画的な障がい者雇用を進めるとともに、障がい特性や希望に応じた職務の創出・選定、職場環境の整備、キャリア形成及び定着支援に取り組み、障がいのある職員が安心して働き続け、その能力を発揮できる職場づくりを進めます。			
2024～2026 年度実績	● 障がい者雇用率：2024 年６月 2.60%、2025 年６月 2.51%、 2026 年６月 2.70% （法定雇用率 2.8%、2026 年７月から 3.0%へ引き上げ） ● 障がい者活躍推進チームの運用：会議実施回数は年１回			
年度別計画	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
	● 障がい者雇用率：3.0% （2028 年７月に法定雇用率の改定が予定されています。） ● 障がい者活躍推進チームの運用：会議実施回数は年１回			

番号	70	事業名	チャレンジ就労の推進・拡充	
担当課	障がい政策課			
事業概要 	障がいのある人の一般就労へのステップとなるよう、区役所において就労経験を積む機会を提供し、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行います。また、庁内各部署の業務を受注し、仕事の切り出しなどを通じて職員の障がい理解を促進するとともに、働く経験を活かして次の就労につながるよう支援します。			
2024～2026 年度実績	2024 年度：チャレンジ就労　新規採用５人 2025 年度：チャレンジ就労　新規採用６人			
年度別計画	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
	● 一般就労等につながった割合：80% ● 定着面談：年４回開催			

No.	事業名	事業概要
71	民間企業における障がい者雇用の促進 【障がい政策課】	板橋区地域自立支援協議会（就労支援部会）を活用し、障がい者雇用の定着に必要な支援策の検討や就労支援機関との連携を進めることで、民間企業における障がい者雇用を支える環境の充実を図ります。

No.	事業名	事業概要
72	優先調達活動の推進 【障がい政策課】	区内就労支援事業所などに通う障がい者の工賃向上につながるよう、毎年、障害者優先調達推進法に基づく「板橋区障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、障がい者就労施設等からの優先調達の推進に取り組みます。

番号	73	事業名	作業所等経営ネットワーク支援事業の充実		
担当課	障がい政策課				
事業概要 	障がいのある人の就労と社会参加を促進し、就労継続支援Ｂ型事業所などの工賃向上につなげるため、就労を支援する区内福祉施設のネットワークを活かしながら、施設間の連携強化を図り、自主生産品の商品ＰＲや販売機会の拡大、販路開拓、共同製品開発などに取り組みます。 また、東京都と連携し、民間事業者の業務を各福祉施設が共同で受注できるよう支援することで、事業所の受注機会の拡大を図ります。				
2024～2026年度実績	総売上金対前年度比：2024 年度 7.8%増、2025 年度 14.8%増				
年度別計画	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度	
	● 総売上金対前年度比５％増 ● 自主生産品の商品開発				

１－２　通所施設等の充実

No.	事業名	事業概要
74	就労継続支援Ａ型事業所の充実 【障がい政策課】	就労継続支援Ａ型事業所による安定したサービス提供につながるよう、東京都と連携しながら事業所に関する情報共有や適切な事業運営の確保に努めます。
75	就労継続支援Ｂ型事業所の充実 【障がい政策課】	雇用契約に基づく就労が困難な人に対し、働く場や知識・能力の向上に向けた訓練の機会を確保できるよう、就労継続支援Ｂ型事業所の安定的な運営を支援するとともに、工賃向上や社会参加の促進につながるサービス基盤の維持・確保に努めます。
76	就労移行・定着支援事業所の充実 【障がい政策課】	就労移行支援事業所連絡会や板橋区地域自立支援協議会（就労支援部会）などを活用し、事業所間の情報共有や連携を進めることで、就労移行支援及び就労定着支援の充実を図ります。また、新設の相談に対応するなど、サービス基盤の維持・確保に努めます。

No.	事業名	事業概要
77	就労選択支援事業所の充実 【障がい政策課】	障がいのある人が自身の希望や適性、能力等に応じた働き方を選択できるよう、就労に関する情報提供やアセスメントを行う就労選択支援事業所の充実を図り、本人に適した就労支援やサービス利用につなげます。
78	区立福祉園利用者の社会参加と活動機会の充実に向けた支援 【障がい政策課】	区立福祉園等利用者を対象に、区立三園福祉園を活用した清掃訓練事業を実施し、作業活動を通じて働く経験や技能を身につける機会を提供するとともに、一人ひとりの状況に応じた社会参加や活動機会の充実に向けた取組を進めます。



障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく安心してくらし続けるためには、一人ひとりの状況や希望に応じた多様な生活の場と、それを支える支援体制の充実が重要です。高齢化や障がいの重度化、「親亡き後」を見据え、親や家族による支援を前提とすることなく、障がいのある人本人が尊厳を持って地域で生活できる環境づくりを進めます。

そのため、グループホームなど多様な生活の場の確保を進めるとともに、地域生活支援拠点等における相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会や場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりなどの機能の充実を図ります。また、地域資源や関係機関の連携を強化し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築に取り組みます。

さらに、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの推進や、災害時における個別避難計画の作成・更新を進めることで、障がいのある人が地域で安心してくらし続けられる環境の充実を図ります。

２－１　多様な居住の場の整備・くらしやすい住宅の確保

No.	事業名	事業概要
79	グループホームの整備促進 【障がい政策課】	重度の方を含む障がいのある人が地域で安心して暮らし続けられるよう、特に重度障がい者に対応したグループホームの整備を進めるとともに、居住の場の確保と地域生活を支える支援の充実に取り組みます。
80	住まいの相談窓口の設置 【住宅政策課】	住まいの確保に配慮を要する世帯の方を対象に、住まいの相談窓口「板橋りんりん住まいるネット」を設置し、民間賃貸住宅情報の提供及びあっせんから、入居後・退去に至るまでの伴走型支援の導入を行います。

No.	事業名	事業概要
81	地域移行の支援体制の検討 【障がい政策課】	関係部署や関係機関と連携し、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域生活移行支援連絡会などを活用しながら、地域移行に必要な支援体制の充実に取り組みます。

２－２　地域生活支援拠点等の整備

番号	82	事業名	緊急時の相談支援体制の整備		
担当課	障がい政策課				
事業概要 	基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、特定相談支援事業所などが連携し、緊急時の支援を必要とする障がいのある人やその家族に対し、サービスのコーディネートや必要な相談支援を行える体制の確保に向けて取り組みます。				
2024～2026年度実績	● 拠点登録事業所の増加：2024 年度 1 か所、2025 年度 1 か所 ● 地域生活支援拠点等運営会議：年２回実施				
年度別計画	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度	
	2027 年度：緊急時の相談支援体制の確保に向けた課題整理及び体制整備の検討 2028 年度：緊急時の相談支援体制の整備 2029 年度：緊急時の相談支援体制の運用及び検証 2030 年度：緊急時の相談支援体制の充実				

番号	83	事業名	緊急時の受入体制の整備・充実	
担当課	障がい政策課			
事業概要 	介護者の急病や障がいのある人の状態変化などの緊急時に必要な受入れや支援を行うため、今後板橋キャンパス（都有地活用）に整備予定の短期入所施設において受入体制を確保するとともに、緊急時に円滑な支援が行える体制の充実を図ります。 また、民間の短期入所施設等との連携・協力を進めることで、地域全体で緊急時の受入れを支える体制の確保に取り組みます。			
2024～2026 年度実績	【毎年度実施】 ● 地域生活支援拠点等運営会議：２回実施 ● 拠点登録事業所の増加：2024 年度２か所 ● 板橋キャンパス開設準備			
年度別計画	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
	2027 年度：板橋キャンパスにおける緊急時受入体制の整備及び民間事業所との協力体制の構築 2028 年度：板橋キャンパスにおける緊急時受入体制の運用及び協力事業所の確保 2029 年度：緊急時受入体制の拡充及び地域における受入体制の強化 2030 年度：緊急時受入体制の充実及び安定的な運用			

番号	84	事業名	一人ぐらしの体験の機会・場の確保	
担当課	障がい政策課			
事業概要 	地域移行支援や親元からの自立などに当たり、共同生活援助（グループホーム）の利用や一人ぐらし体験など、障がいのある人が地域で暮らすための体験の機会・場の確保に取り組みます。 また、板橋キャンパス（都有地活用）に整備予定の共同生活援助施設（グループホーム）において体験利用の受入枠を確保するとともに、民間事業者との連携・協力を進め、地域生活への移行に向けた体験機会の充実を図ります。			
2024～2026 年度実績	【毎年度】 ● 地域生活支援拠点等運営会議：２回実施 ● 板橋キャンパス開設準備			
年度別計画	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
	2027 年度：板橋キャンパスにおける体験利用の開始及び体験の機会・場の確保 2028 年度：グループホーム等における体験利用の充実及び体験機会の拡大 2029 年度：地域生活への移行を見据えた体験の機会・場の拡充 2030 年度：一人ぐらしを含む多様な地域生活体験の充実			

番号	85	事業名	専門的人材の確保・養成	
担当課	障がい政策課			
事業概要 	医療的ケアが必要な人や行動障がいの状態にある人、高齢化に伴い重度化した障がいのある人に対し、専門的な支援を行うことができる人材の確保・養成を進めます。また、基幹相談支援センターを中心として、相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所、医療機関等との連携を強化し、地域全体の支援力向上を図ることで、専門的支援を提供できる体制の整備を推進します。			
2024～2026年度実績	基幹相談支援センターにて医療的ケア、精神障がい、高次脳機能障がい、強度行動障がいに関する研修を実施 ● 延べ実施回数　2024 年度：６回　2025 年度：４回 ● 延べ参加者　集合形式　2024 年度：55 名　2025 年度：58 名 動画配信　2024 年度：125 回　2025 年度：225 回			
年度別計画	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
	【毎年度実施】 各種研修の内容の検証・実施・充実			

番号	86	事業名	多様なニーズに対応できる連携体制の構築	
担当課	障がい政策課			
事業概要 	地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や社会資源※の連携体制の構築を図るため、基幹相談支援センターを中心として、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、医療機関等の関係機関との連携を強化します。また、地域課題の共有やネットワークづくりを進めるとともに、サービス利用ニーズや提供体制の状況把握に努め、医療的ケア児（者）を含む多様な支援ニーズに対応できるサービス基盤の充実を図り、地域全体で障がいのある人の地域生活を支える体制の整備を推進します。			
2024～2026年度実績	【毎年度実施】 地域生活支援拠点等運営会議：２回実施			
年度別計画	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
	2027 年度：地域資源・地域課題の把握 2028 年度：関係機関による情報共有・協議の場の充実 2029 年度：相談支援・医療・障がい福祉サービスのネットワーク強化 2030 年度：基幹相談支援センターを中心とした地域支援体制の運用・検証			

施策3　家族への支援体制の構築

障がいのある人が地域で安心してくらし続けるためには、本人への支援に加え、その生活を支える家族への支援が重要です。障がいのある人の家族は、日常的な介護や見守り等を担うことにより、身体的・精神的な負担を抱える場合があります。

そのため、家族の休息（レスパイト※）を図るための事業の実施や相談支援の充実を進めるとともに、障がい児の家族が乳幼児期から適切な支援や障がい特性への理解を深められるよう支援することで、障がい児のすこやかな成長と発達、自立を支える家族支援体制の構築に取り組みます。

また、きょうだい児は、障がいのある兄弟姉妹の介護や支援を担うことへの不安や負担を抱えるほか、障がいのある兄弟姉妹への支援を通じて親との関わりに課題を感じる場合があります。

そのため、きょうだい児同士が気持ちや経験を共有できる場の充実を図るなど、きょうだい児を含む家族への支援体制の構築に取り組みます。

３－１　家族支援体制の構築

No.	事業名	事業概要
87	医療的ケア児等の在宅レスパイト・就労支援事業の実施 【障がいサービス課】	医療的ケア児等に対し、訪問看護事業者等による支援を実施することで、家族の休息（レスパイト）や就労の機会を確保し、家族の心身の負担軽減と健康の維持･向上及び就労と介護の両立を図ります。
88	発達支援のための親の会（子どもののびるを支援する親の会） 【健康福祉センター】	発達に気がかりのある就学前の子どもの保護者を対象に、子どもの特性や関わり方について学ぶとともに、保護者同士が悩みや経験を共有し、育児不安や心理的負担の軽減を図るため、講座や交流会を実施します。
89	ペアレントトレーニングの実施 【障がいサービス課】	障がいのある子どもを育てている保護者や関わりのある支援者を対象に、障がいへの理解を深めるとともに、参加者同士の交流を通じて、子どもの特性に応じた関わり方や支援の手法を学ぶ講座を実施します。
90	親支援事業の実施 【援助課】	子育て中の親を対象に、子どもとの向き合い方や家族とのコミュニケーションに役立つヒントや情報、子どもの特性に応じた関わり方などを、専門の講師から講義やグループワークで学ぶ講座を実施します。

３－２　きょうだい児支援体制の構築

No.	事業名	事業概要
91	きょうだい児の相談体制の構築 【障がいサービス課】	きょうだい児やその保護者が抱える悩みや不安について相談できる機会や場の充実を図ることで、きょうだい児が安心して成長できる支援体制の構築に取り組みます。

No.	事業名	事業概要
92	交流会の開催 【障がいサービス課】	きょうだい児同士が交流することで、きょうだい児の悩みなどを共有し合い、安心してありのままを受け止められる居場所となる機会・場の創出に取り組みます。

施策4　災害時等の支援体制の確立

地震や風水害をはじめとする災害の発生時においても、障がいのある人が地域で安心してくらし続けられるよう、避難行動における様々な課題への対応や、有事に備えた平時からの準備を進めることが重要です。

そのため、個別避難計画の作成・更新の推進をはじめ、災害時におけるＢＣＰ（業務継続計画）の整備・充実、必要な情報を適切に届けるための情報提供体制の確保、地域における支え合いの仕組みづくりなど、障がいのある人が安心して避難し、生活を継続できる支援体制の充実に取り組みます。

４－１　安心・安全なくらしの確保

No.	事業名	事業概要
93	区立福祉園におけるＢＣＰの整備 【障がい政策課】	区立福祉園において、災害時における利用者の安全確保と福祉サービスの継続に向け、ＢＣＰ（業務継続計画）の整備・運用を進めます。
94	防災情報のユニバーサルデザイン化 【防災危機管理課】	日頃の備えに関する情報や緊急性の高い情報について、紙媒体やインターネットなど様々な伝達手段を活用するとともに、だれもが理解しやすい表現や情報提供方法に配慮することで、障がいの有無にかかわらず、必要な防災情報を受け取ることができる環境の整備を進めます。
95	福祉避難所の整備・環境の充実 【地域防災支援課】	避難行動要支援者等の受入れに向けた環境整備を進めるため、福祉関連施設との災害時協定の締結や備蓄物資の整備を行います。また、区立福祉園をはじめとする福祉避難所※における受入れに向けた課題を整理し、必要な環境整備について検討を進めます。

４－２　災害時の支援体制の確立

No.	事業名	事業概要
96	避難行動要支援者登録名簿の作成・運用 【地域防災支援課】	避難行動要支援者の情報を把握し、名簿の作成・運用及び関係者との情報共有を行うことにより、災害時における円滑な避難支援につなげるとともに、平時から地域全体での支援体制の強化を図ります。

番号	97	事業名	個別避難計画の作成・更新
担当課	障がいサービス課		
事業概要 	浸水区域内に居住している避難行動要支援者の個別避難計画の作成及び年１回の更新に継続的に取り組み、災害時における円滑な避難支援の実現と、地域で安心してくらし続けられる環境の整備を推進します。		
2024～2026 年度実績	個別避難計画作成率：75% 【毎年度実施】 個別避難計画作成：年２回勧奨 更新：年１回勧奨		

年度別計画	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
	個別避難計画作成率：80% 【毎年度実施】 個別避難計画作成：年２回勧奨 更新：年１回勧奨			

No.	事業名	事業概要
98	災害時個別支援計画の運用 【健康推進課・健康福祉センター】	在宅人工呼吸器使用者を対象に、個別支援計画を作成するとともに、年１回更新することで、災害時における安心・安全な在宅療養生活の継続を支援します。 また、関係機関、専門家及び区による事例検討会を開催し、個別支援計画の課題共有や支援内容の検討を行います。
99	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成の促進 【防災危機管理課】	区内の浸水想定区域等に所在する障がい者支援施設等に対し、水害時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促進します。
100	自主防災組織等による要配慮者支援体制の強化 【地域防災支援課】	区民防災講習等を通じて要配慮者支援に関する理解促進を図るとともに、住民防災組織等との連携を進めることで、災害時における実効性のある地域支援体制の強化を図ります。

施策5

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

板橋区では、ユニバーサルデザイン推進計画 2035 において、めざす将来像を「ともに考え、ともに創る、だれもが心地よく暮らし、すごせるまち　板橋」と定め、年齢や国籍、障がいの有無等にかかわらず、だれもが安心して快適に生活できる環境づくりを進めています。

今後も、公共施設や公園、道路、歩行空間、移動環境などのバリアフリー※化やユニバーサルデザインの視点による整備を進めるとともに、心のバリアフリー※の浸透を図るなど、ハード・ソフト両面からの取組を推進します。障がいのある人が地域で安心してくらし続けるとともに、あらゆる場面で社会参加できる環境づくりを進め、福祉のまちづくりを着実に推進していきます。

５－１　ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

No.	事業名	事業概要
101	ユニバーサルデザインの普及啓発 【障がい政策課】	ユニバーサルデザインに関する区職員向け研修や、区民・事業者等を対象とした出前講座、展示等を通じて学ぶ機会を提供し、ユニバーサルデザインや心のバリアフリーへの理解促進を図ることで、だれもが互いを尊重し、安心して暮らせるまちづくりを推進します。
102	ユニバーサルデザインガイドラインの更新 【障がい政策課】	区、区民、地域活動団体及び事業者が配慮すべきユニバーサルデザインの考え方や取組をまとめた「板橋区ユニバーサルデザインガイドライン」について、社会状況の変化や技術の進展、ニーズの変化等を踏まえ、継続的な見直しと更新・公開を行います。また、当事者参画の視点を取り入れながら、ユニバーサルデザインの理解促進と実践的な活用を推進します。
103	ユニバーサルデザインチェックの実施 【障がい政策課・都市計画課】	区立公共施設の新築や改修等に際し、その施設がユニバーサルデザインの考え方に沿ったものとなっているかを確認するため、ユニバーサルデザインチェックを実施します。また、当事者参画の視点を取り入れながら、利用者のニーズを踏まえた検証・評価・改善を行い、だれもが利用しやすい施設整備を推進します。
104	公園のユニバーサルデザイン化 【みどりと公園課】	すべての年齢層の公園利用者に対し、だれもが使いやすいユニバーサルデザインに基づく公園・緑地の設計や整備を行うことにより、安心・安全で魅力ある「まちの空間」づくりを進めます。
105	歩道の段差解消 【工事設計課】	区道の補修時に、視覚障がい者と車いす利用者(ベビーカー含む)双方に配慮した「板橋型ＢＦブロック」を設置し、誰もが安全かつ円滑に移動できる、社会参加を支える道路環境を整備します。

No.	事業名	事業概要
106	鉄道駅エレベーターの設置促進 【障がい政策課】	鉄道駅エレベーターの複数ルートの整備について、関係機関との必要な協議・調整を行い、障がいのある人をはじめ、だれもが安心して移動し社会参加できる環境の充実を図ることで、駅のユニバーサルデザイン化を推進します。
107	鉄道駅ホームドアの設置促進 【都市計画課】	関係機関との協議・調整を行い、可動式ホーム柵の整備費の一部を鉄道会社に補助することで、ホームドアの設置を促進し、障がいのある人をはじめ、だれもが安心・安全に移動し、社会参加できる鉄道利用環境の充実を図ります。

（３）基本目標３　「ともに共生社会を実現する」地域環境の整備

施策１　差別解消・権利擁護の推進と地域交流の促進

障がいのある人もない人も、地域社会の一員として、ともにつながり、支え合い、認め合いながら、自分らしく安心して暮らし続けることができる地域づくりを進めていくことが重要です。そのためには、障がい及び障がいのある人への理解を深めるとともに、地域における交流やコミュニケーションの機会を充実させ、相互理解を促進していく必要があります。

このため、意思疎通支援の充実や地域における交流機会の創出を進めるとともに、障がいのある人の社会参加を促進し、ノーマライゼーションの理念の普及を図ります。また、障がいのある人が自らの権利に関する理解を深め、必要な支援につながることができるよう、権利擁護に関する取組を推進します。

さらに、障がいを理由とする差別の解消や虐待の防止に向けた普及啓発を進めるとともに、障がいのある人もない人も互いの人格と個性を尊重し合い、ともに暮らすことのできる地域共生社会の実現をめざします。

１－１　障がい者差別解消の推進

<table>
<tr><td>番号</td><td>108</td><td>事業名</td><td colspan="4">障がい者差別解消講演会の実施</td></tr>
<tr><td>担当課</td><td colspan="5">障がいサービス課</td></tr>
<tr><td>事業概要

</td><td colspan="5">区民や支援者等を対象に、障がいを理由とした差別の禁止や、合理的配慮などについて学ぶ機会として講演会を実施し、障がい及び障がいのある人への理解促進を図ります。</td></tr>
<tr><td>2024～2026年度実績</td><td colspan="5">2024 年度：テーマ「障害者差別解消法改正のポイント、対話から始まる合理的配慮」　参加 64 人
2025 年度：テーマ「障がいのある方と共に働くことを考える」　参加 74 人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">年度別計画</td><td>2027 年度</td><td>2028 年度</td><td>2029 年度</td><td colspan="2">2030 年度</td></tr>
<tr><td colspan="5">【毎年度実施】
年 1 回、参加者 60 人程度</td></tr>
</table>

番号	109	事業名	区職員への障がい者差別解消研修の実施
担当課	障がいサービス課		
事業概要 	障がいを理由とした差別の禁止や合理的配慮に関する研修を、全部署が実施し、障がいのある人への適切な対応に必要な知識の習得と対応力の向上を図ります。		
2024～2026年度実績	【毎年度実施】 研修実施：年１回		

年度別計画	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
	【毎年度実施】 研修実施：年１回（全部署）			

No.	事業名	事業概要
110	職員向けハンドブックの見直し・啓発 【障がいサービス課・人事課】	区職員が事務･事業を行うにあたり、障がいを理由とした差別を行わず適切に対応するための基本事項や不当な差別的取扱いの例や合理的配慮の好事例を示した「障害者差別解消法ハンドブック」を適宜見直し、障がいのある人への対応の改善に取り組みます。

１－２　虐待防止と権利擁護の促進

No.	事業名	事業概要
111	板橋区障がい者虐待防止センターの運営 【障がいサービス課】	板橋区障がい者虐待防止センターを中核として、虐待に関する相談・通報への対応、関係機関との連携による事実確認や支援調整を行います。また、研修の実施や意見交換の機会を通じて関係者の対応力向上を図り、虐待の早期発見・早期対応と再発防止に取り組みます。

番号	112	事業名	虐待防止のための研修の実施
担当課	障がいサービス課		
事業概要  	障がい者虐待の防止と適切な対応について、障がい福祉施設やサービス事業所等の職員を対象に研修を実施するほか、事業所説明会や連絡会等を活用して知識の普及と理解の促進を図り、障がい者虐待への対応力の向上と、虐待防止に向けた環境づくりを推進します。		
2024～2026年度実績	2024年度：テーマ「職員のためのメンタルヘルス」　参加104人 2025年度：テーマ「支援者を守る環境体制」　参加105人		

年度別計画	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
	【毎年度実施】 年1回、参加者80人程度			

No.	事業名	事業概要
113	権利擁護体制の強化 【障がいサービス課】	板橋区地域自立支援協議会（権利擁護部会）を活用し、権利擁護に関する普及啓発、相談対応に関する情報共有及び差別・虐待事例の検証を行うとともに、権利擁護いたばしサポートセンター等との連携を進め、権利擁護体制の充実を図ります。
114	養育支援訪問事業 【支援課】	子育てに不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な要因により養育支援が必要な家庭に対し、適切な支援を提供することで、各家庭が抱える養育上の問題の解決や負担の軽減を図ります。また、児童の権利を擁護するとともに、児童虐待の未然防止を図り、すべての児童が適切な養育を受けられるよう支援を行います。
115	虐待防止支援訪問事業 【支援課】	関係部署及び関係機関と連携し、養育上の課題や強い養育不安など心理的な課題を抱える家庭、乳児健康診査未受診家庭等を訪問し、児童虐待の予防の観点から必要な支援を行います。
116	児童虐待防止ケアシステム研修会 【支援課】	児童虐待に関わる関係部署及び関係機関の職員等を対象に、児童虐待防止に関する知識や援助技術の向上を図る研修を実施し、児童虐待の未然防止及び早期対応につなげます。

No.	事業名	事業概要
117	要保護児童対策地域協議会 【支援課】	要保護児童※や要支援児童等の適切な保護と支援を図るため、関係部署や関係機関と情報を共有するとともに、支援方針や役割分担を協議し、連携した支援体制を推進します。

番号	118	事業名	成年後見制度の利用促進		
担当課	高齢政策課・障がいサービス課・健康福祉センター				
事業概要 	成年後見制度利用促進基本計画に基づき、認知症高齢者や障がいのある人が本人の意思を尊重した支援を受けられるよう、成年後見制度の利用支援及び権利擁護に関する相談支援を行います。また、区民や支援関係者を対象とした講演会や説明会を開催し、成年後見制度の理解促進及び普及啓発を図ります。				
2024～2026 年度実績	【毎年度実施】 区民向け講演会：年２回実施、参加者 1 回あたり 100 人程度 支援関係者向け説明会：年 10 回程度実施 2026 年度より区民後見人養成講座：年 1 回実施				
年度別計画	2027 年度		2028 年度	2029 年度	2030 年度
	【毎年度実施】 ● 区民向け講演会：年２回 ● 支援関係者向け説明会：年 10 回 ● 区民後見人養成講座：年 1 回				

１－３　障がい及び障がいのある人に対する理解の促進

番号	119	事業名	障がい者理解促進事業の実施		
担当課	障がい政策課				
事業概要 	障がい当事者やその家族等を講師として、小・中学校を中心に福祉教育を実施するとともに、地域団体等に対する体験学習の機会を提供します。障がいのある人との交流や体験を通じて、障がいや障がいのある人への理解を深め、地域共生社会の実現を推進します。				
2024～2026 年度実績	2024 年度：実施 33 回、延べ 3,162 人参加 2025 年度：実施 31 回、延べ 2,615 人参加				
年度別計画	2027 年度		2028 年度	2029 年度	2030 年度
	【毎年度実施】 実施 30 回程度、延べ 2,700 人程度参加予定				

No.	事業名	事業概要
120	障がい者雇用・社会参加推進表彰事業の実施 【障がい政策課】	障がい者週間にあわせて、障がい者雇用に積極的に取り組む事業所や、障がいのある人の自立と社会参加の促進に貢献した個人を表彰し、障がいや障がいのある人への理解の促進を図ります。
121	スマイルマーケットの実施・充実 【障がい政策課】	板橋区役所本庁舎、赤塚支所、中央図書館及び都営三田線高島平駅（高島平駅ナカ店）において、区内の障がい者施設で製造した菓子や雑貨の販売機会を提供し、障がいのある人の社会参加や活躍の場の拡大を図ります。また、商業施設等と連携し、販売機会の充実を進めます。
122	障がいのある人の人権擁護に関する意識の啓発 【障がいサービス課】	各種イベントや区公式ホームページ等を通じて、差別解消や虐待防止、合理的配慮に関する理解促進を図ります。また、障がいのある人や支援者が権利擁護について学ぶ機会を提供し、権利侵害の未然防止と相談につながりやすい環境づくりを推進します。
123	手話言語の啓発 【障がい政策課】	手話が言語であるという認識の下、手話に対する理解と耳の聞こえない方への理解を促進するため、小学生向け手話講座等を実施し、多様性を尊重する共生社会の実現を推進します。

１－４　意思疎通支援の充実

No.	事業名	事業概要
124	意思疎通ボランティア活動の支援 【障がい政策課】	手話、点訳及び朗読などの意思疎通支援に関わるボランティア活動の普及に向けて、関係団体等との情報共有や連携を進めます。
125	手話通訳者・要約筆記者派遣による意思疎通の支援 【障がい政策課】	障がいのある人の意思疎通を支援するため、手話通訳者及び要約筆記※者を派遣します。また、手話通訳者研修を実施し、通訳技術及び専門性の向上を図るとともに、手話講習会を開催し、新たな手話通訳者の養成に取り組みます。

１－５　地域交流機会の確保

No.	事業名	事業概要
126	障がいのある人と地域の相互交流の推進 【障がい政策課】	福祉園まつりなどの施設行事への地域住民の参加や、町会・自治会等が実施する地域行事への障がい者施設の参加を通じて、障がいのある人と地域住民との交流を促進します。また、障がいのある人の社会参加の機会の充実と、障がいや障がいのある人への理解促進を図ります。

No.	事業名	事業概要
127	障がいのある人のボランティア活動等への参加促進 【地域振興課】	いたばし総合ボランティアセンター等と連携し、障がいのある人がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めるとともに、活動機会の充実を図ります。

施策2　文化芸術・スポーツ・余暇活動の推進

文化芸術活動やスポーツ、余暇活動の充実は、人の心を豊かにし、生活に潤いをもたらすとともに、人々の交流や社会参加を促進し、相互理解を深める重要な役割を果たします。

そのため、障がいのある人もない人も、だれもが文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動を通じて交流し、ともに活動できる機会の提供や支援を行い、地域社会への参加と豊かな生活の実現に向けた取組を進めます。

2－1　文化芸術・余暇活動の充実

No.	事業名	事業概要
128	障がい者（児）余暇活動支援の実施 【障がい政策課】	障がい児の健全な成長を支援するため、障がい児向け余暇活動を実施する団体へ指導員を派遣するとともに、障がいのある人が余暇活動を通じて仲間との交流を深め、交流の輪を広げることができる取組を支援します。
129	図書館における障がい者向けサービスの実施 【中央図書館】	点字※・録音図書・音声デイジー図書※再生機の貸出、図書読み上げ機及び拡大読書器※の設置、対面朗読、宅配・郵送のサービスを実施し、障がいのある人の読書活動や情報取得を支援します。
130	障がいのある人の文化芸術活動の支援 【障がい政策課】	障がいのある人の文化芸術活動の成果を発表する場として、障がい者週間記念行事における作品展示や舞台発表等を実施し、文化芸術活動の充実を図ります。
131	通所施設における文化活動の推進 【障がい政策課】	区立福祉園や障がい者福祉センター等において実施する創作活動や地域交流会を通じて、障がいのある人の地域活動及び余暇活動の充実を図ります。

2－2　ユニバーサルスポーツの推進

No.	事業名	事業概要
132	だれもが参加できるスポーツ環境づくりの推進 【スポーツ振興課】	ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、既存のスポーツ施設の改修や新築にあわせたバリアフリー化を進めるなど、だれもが気軽にスポーツに参加できる環境づくりを推進します。

No.	事業名	事業概要
133	障がい者スポーツの普及推進 【スポーツ振興課・障がい政策課】	障がいのある人がスポーツを通じて社会参加や交流を深めるとともに、区民の障がいへの理解促進を図るため、障がい者スポーツ大会やイベントへの支援・ＰＲを行います。 また、各種スポーツ・レクリエーション事業の実施を通じて、障がい者スポーツの普及推進を図ります。
134	ユニバーサルスポーツ体験会の実施 【スポーツ振興課】	障がいのある人もない人も、ユニバーサルスポーツを通じて交流する体験会を実施し、相互理解を深めるとともに、ユニバーサルスポーツの理解・普及促進を図ります。
135	障がい者スポーツを支える人材の育成・確保 【スポーツ振興課】	板橋区スポーツ大使制度を活用したパラアスリートの活動等を通じて、障がい者スポーツを支える人材の育成や障がい者スポーツへの理解促進を図ります。

２－３　重度障がい者の社会参加の推進

No.	事業名	事業概要
136	重度訪問介護利用者の大学就学支援事業 【障がい政策課】	重度障がい者に対し、大学等への就学に必要な身体介護等に係る経費を助成することで、学びの機会を確保し、社会参加を支える環境の整備を進めます。

施策３　行政サービス等における配慮の推進

障がいのある人が地域で自分らしく安心してくらし続けるためには、必要な情報を適切に取得し、行政サービスを円滑に利用できる環境を整えることが重要です。

そのため、区の刊行物や案内表示における障がいのある人への配慮を進めるとともに、オンライン申請の拡大やインターネット・ＳＮＳを活用した情報提供の充実を図ります。あわせて、ユニバーサルデザインの視点に立った情報発信や環境整備を推進し、だれもが必要な情報にアクセスしやすく、利用しやすい行政サービスの提供に取り組みます。

３－１　行政サービス等における配慮の促進

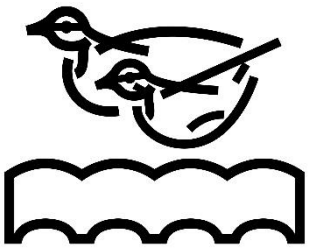
番号	137	事業名	コミュニケーション支援機器等の活用の促進
担当課	障がい政策課		
事業概要	区立公共施設の窓口や会議等において、障がいのある人との円滑なコミュニケーションを図るため、ＩＣＴを活用したコミュニケーション支援機器等の活用を促進し、情報保障及び意思疎通支援の充実を図ることで、だれもが安心して行政サービスを利用できる環境づくりを推進します。		
2024～2026年度実績	2024 年度：試験導入 2025 年度：設置台数５台、操作研修・体験会４回		

年度別計画	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
	● 操作研修・体験会の充実による活用促進 ● 利用状況調査及びアンケートの実施による効果検証と運用改善			

No.	事業名	事業概要
138	区の刊行物等における障がい者等への配慮 【広聴広報課・区議会事務局】	広報いたばしや区議会だよりなどの刊行物について、読みやすい表現や文字・色使いに配慮し、また点字版や録音版を作成するなど、障がいの有無にかかわらず、だれもが必要な情報を得られるよう努めます。
139	本庁舎サインの適正な維持管理 【契約管財課】	だれもが見やすくわかりやすい案内となるよう、「本庁舎サイン整備基本方針」に基づき作成した区役所本庁舎内のサインについて、引き続き適正な維持管理を行います。また、本庁舎以外の施設の改築などの際に活用します。
140	行政手続きにおけるオンライン申請の拡大 【ＩＴ推進課・経営改革推進課】	様々な行政手続について、オンラインでの申請を可能とすることで、時間や場所の制約を軽減し、だれもが利用しやすい行政サービスの提供と利便性の向上を図ります。

No.	事業名	事業概要
141	インターネット・ＳＮＳ等を活用した情報提供・情報交流の促進 【広聴広報課・ＩＴ推進課・防災危機管理課】	区公式ホームページにおいて、文字の拡大や文字色・背景色の切替え、音声読み上げ機能の活用など、アクセシビリティの向上を進めることで、障がいの有無にかかわらず、だれもが必要な情報を取得しやすい環境づくりを推進します。 また、電子申請などインターネットの活用により行政手続の利便性向上を図るとともに、メールやＳＮＳ等を活用した情報発信の充実に取り組み、だれもが必要な情報にアクセスしやすい環境の整備を進めます。
142	おでかけマップの管理・充実 【障がい政策課】	バリアフリートイレや赤ちゃんの駅※等の情報を掲載した「おでかけマップ」を管理・運営することにより、だれもが安心して外出し、社会参加できる環境づくりを推進します。

第３部　障がい福祉計画（第８期）・障がい児福祉計画（第４期）



第１章　障がい福祉計画（第８期）

１　障がい福祉計画（第８期）の位置付け

２　2029 年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策

３　計画目標を達成するための活動指標

４　地域生活支援事業の必要量の見込みと確保の方向性

3-1　障がい福祉計画（第８期）

障がいのある人の地域生活の支援の充実をめざして

障がい福祉計画（第８期）の位置付け

国の基本指針に基づき、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、提供体制の確保を図るための計画です。

障害者総合支援法に基づく法定の計画であり、2027 年度から 2029 年度までを期間とし、障がい者計画 2030 の後半の実施計画に相当する計画です。

2029 年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策

地域生活支援拠点等が有する機能をはじめとした地域生活支援の充実や、障がい福祉サービス等の質の向上など、６項目に係る 15 の目標を設定するとともに、目標達成に向けた方策を位置付け、取組を進めていきます。

計画目標を達成するための活動指標

目標の達成に向け、利用実績や傾向などを踏まえ、障がい福祉サービスの種類ごとに必要となるサービスの見込量など、国が示す活動指標をそれぞれ設定します。利用者のニーズやサービスを提供する事業者等の動向などを注視しながら、区内及び近隣自治体を含めた地域全体で提供体制を確保していきます。

地域生活支援事業の必要量の見込みと確保の方向性

障害者総合支援法に基づき、障がいのある人などが自立した日常生活や社会生活が営めるよう実施する地域生活支援事業について、サービスの見込量を定め、見込量の確保及び利用者ニーズに即した事業の充実に取り組みます。

第３部　障がい福祉計画（第８期）・障がい児福祉計画（第４期）

第１章　障がい福祉計画（第８期）

１　障がい福祉計画（第８期）の位置付け

障がい福祉計画（第８期）は、障害者総合支援法第 88 条に基づき、2027 年度から 2029 年度までを期間とする、市町村障害福祉計画です。

国の基本指針に基づき、計画期間中における目標設定とサービスの必要見込量及び確保の方策を定めるものです。項番２では、この指針に基づいた目標値等を設定しています。

２　2029 年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

2025 年度末時点の施設入所者のうち、共同生活援助（グループホーム）、一般住宅等に移行する者の数について様々なデータを活用しながら把握し、そのうえで 2029 年度末における地域生活への移行者の目標値を設定することとしています。

なお、具体的な目標値の設定は、以下の２点を基本とされています。

① 地域移行者数： 2025 年度末施設入所者数の６％以上
② 施設入所者数： 2025 年度末の５％以上削減

指標	目標（2029 年度末）
地域移行者数 （2025 年度末時点の施設入所者数の６％以上）	23 人
施設入所者数 （2025 年度末時点の施設入所数から５％削減）	360 人

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

次の５点を目標値として設定することとされています。（①～③は東京都で設定）

① 精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数：
319.3 日以上
② 精神病床における 1 年以上入院患者数
③ 精神病床への 30 日以上の再入院率：退院後 90 日時点 10.3%以下、
退院後 180 日時点 17.4%以下、退院後 365 日時点 25.7%以下
④ 心のサポーター※数： 2033 年度末までに 100 万人以上
⑤ Ｋ６※による住民のこころの状態を把握

指標	目標（2029 年度末）
心のサポーター数	累計 764 人
Ｋ６による住民のこころの状態の把握の推進	Ｋ６によるこころの状態把握を実施

（３）福祉施設から一般就労への移行等

次の６点を目標値として設定することとされています。

① 一般就労への移行者数： 2024 年度の 1.31 倍以上
（うち、就労移行支援事業：1.14 倍以上、就労継続支援Ａ型事業：1.52 倍以上、就労継続支援Ｂ型事業：1.67 倍以上）
② 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所：就労移行支援事業所の５割以上
③ 就労定着支援事業の利用者数：2024 年度の 1.47 倍以上
④ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合：２割５分以上
⑤ 協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。2029 年度の就労選択支援利用者を 82,000 人以上
⑥ 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

指標	目標（2029 年度末）
一般就労移行者数	168 人 就労移行支援：147 人 就労継続支援Ａ型： ２人 就労継続支援Ｂ型： 19 人
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所	４事業所以上
就労定着支援事業利用者数	221 人
就労定着率７割以上の就労定着支援事業所数	４事業所
就労選択支援事業所の設置及び就労選択支援利用者数	５事業所 50 人

（４）地域生活支援の充実

各市区町村において地域生活支援拠点等（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うことを基本としています。

また、強度行動障がいの状態にある人に関し、各市区町村又は各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることとされています。

指標	目標（2029 年度末）
地域生活支援拠点等の整備・充実	地域生活支援拠点等の機能の確保・充実
強度行動障がいの支援ニーズ把握・支援体制の整備の推進	強度行動障がいの状態にある人の地域生活を支える支援体制を確保

（５）相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、2029 年度末までに、各市区町村に基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、地域自立支援協議会の設置・整備を行い、これらを連携させることとされています。板橋区地域自立支援協議会（相談支援部会）を活用しながら、個別事例の支援内容の検証・検討を実施することで、相談支援体制の充実に取り組みます。

また、セルフプランに関する分析を行い、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化等を図ることで、2029 年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを基本とします。

指標	目標（2029 年度末）
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	困難ケース等の対応支援件数 80 件 相談支援従事者の研修受入等件数 100 件 関係機関との連携による対応件数 200 件 相談支援事業所のモニタリング実施件数 30 件
地域サービス基盤の開発・改善	自立支援協議会（相談支援部会）で抽出した地域課題に対するサービス基盤の整備・改善
のぞまないセルフプランをゼロとする取組	のぞまないセルフプランをゼロ

（６）障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

障がい福祉人材の確保・定着を図ることは重要であり、都道府県において、地域のニーズを踏まえた計画的な専門人材の確保や生産性向上に関するワンストップ窓口と、生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会を設置し、相互の連携を図ることとされています。

また、都道府県において相談支援専門員研修を実施することとされています。

そのため、区においては、東京都の動向を注視していきます。

（７）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくために、区職員が、都道府県が実施する研修の活用や適切な指導監査を実施することで、障がい福祉サービスの質の向上に取り組むこととされています。

また、都道府県は、障がい福祉サービス等情報公表制度における事業所の公表率及び更新率（毎年度１回）を 100%とすることとされています。

指標	目標（2029 年度末）
障がい福祉サービスの質向上のための体制を構築	職員のスキルアップ、適正な運営を行う事業所の確保による体制構築

＜参考＞障がい福祉サービスの概要

サービス名		サービスの概要
訪問系サービス	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がいもしくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援などを総合的に行う。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行う。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行う。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する。
	自立訓練（機能訓練）	理学療法※や作業療法などのリハビリテーション等を行い、身体機能の維持・向上を図る。
	自立訓練（生活訓練）	日常生活に必要な訓練、相談及び助言等を行い、生活能力の維持・向上を図る。
	就労選択支援	本人が就職先、働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労継続支援（Ａ型）	一般企業等への就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行う。
	就労継続支援（Ｂ型）	一般企業等への就労が困難な人に、就労の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行う。
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う。
	福祉型短期入所（ショートステイ）	介護者が病気の場合などに、短期間、夜間も含め障害者支援施設等で入浴、排せつ、食事の介護などを行う。

サービス名		サービスの概要
日中活動系サービス	医療型短期入所（ショートステイ）	介護者が病気の場合などに、短期間、夜間も含め医療機関等で入浴、排せつ、食事の介護などを行う。
居住系サービス	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う。
	共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供する。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
相談支援	計画相談支援	障がい福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行う。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行う。
	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院等を退所する障がい者等を対象に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

3　計画目標を達成するための活動指標

前項の目標達成に向け、項目ごとの活動指標を定め、その確保状況や進捗を定期的に分析、評価することとされています。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

障がい福祉サービスの種類ごとに、必要となるサービス見込量を定め、その確保に向けた方策に取り組んでいきます。

①　訪問系サービス

			第７期障がい福祉計画			第８期障がい福祉計画		
			2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
居宅介護	人 / 月	見込量	1,136	1,156	1,176	1,127	1,138	1,150
		実績	1,070	1,105	1,116			
	時間 / 月	見込量	13,858	14,098	14,338	13,524	13,656	13,800
		実績	13,116	13,428	13,392			
重度訪問介護	人 / 月	見込量	157	162	167	141	142	144
		実績	136	138	139			
	時間 / 月	見込量	20,340	20,990	21,640	19,176	19,312	19,584
		実績	19,260	18,800	18,904			
同行援護	人 / 月	見込量	207	213	219	226	230	235
		実績	222	217	221			
	時間 / 月	見込量	4,466	4,598	4,730	5,198	5,290	5,405
		実績	4,948	5,078	5,083			
行動援護	人 / 月	見込量	7	8	9	19	21	23
		実績	13	15	17			
	時間 / 月	見込量	126	144	162	304	336	368
		実績	226	242	272			
重度障害者等包括支援	利用者数	見込量	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
	利用単位数	見込量	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			

＊2026 年度実績は見込量

② 日中活動系サービス

			第７期障がい福祉計画			第８期障がい福祉計画		
			2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
生活介護	人 / 月	見込量	986	1,006	1,026	996	1,006	1,016
		実績	969	976	986			
	人日 / 月	見込量	18,668	19,048	19,428	18,924	19,114	19,304
		実績	18,404	18,551	18,734			
自立訓練（機能訓練）	人 / 月	見込量	10	11	12	7	8	9
		実績	4	6	7			
	人日 / 月	見込量	110	121	132	91	104	117
		実績	54	75	91			
自立訓練（生活訓練）	人 / 月	見込量	66	66	66	60	62	64
		実績	48	57	59			
	人日 / 月	見込量	1,165	1,165	1,165	900	930	960
		実績	764	883	885			
就労選択支援	人 / 月	見込量				2	3	4
		実績		1	1			
就労移行支援	人 / 月	見込量	236	246	256	229	229	229
		実績	231	229	229			
	人日 / 月	見込量	3,844	4,004	4,164	3,766	3,766	3,766
		実績	3,771	3,766	3,766			
就労継続支援（Ａ型）	人 / 月	見込量	70	72	74	92	98	104
		実績	78	82	87			
	人日 / 月	見込量	1,316	1,354	1,392	1,656	1,764	1,872
		実績	1,425	1,505	1,566			
就労継続支援（Ｂ型）	人 / 月	見込量	985	1,020	1,055	1,174	1,233	1,295
		実績	1,014	1,065	1,118			
	人日 / 月	見込量	15,626	16,186	16,746	17,610	18,495	19,425
		実績	15,627	16,247	16,770			
就労定着支援	人 / 月	見込量	128	138	147	220	241	262
		実績	150	178	199			
療養介護	人 / 月	見込量	80	85	90	81	83	84
		実績	75	78	80			

＊2026 年度実績は見込量

			第７期障がい福祉計画			第８期障がい福祉計画		
			2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
福祉型短期入所（ショートステイ）	人 / 月	見込量	365	405	445	378	389	401
		実績	353	356	367			
	人日 / 月	見込量	1,855	2,055	2,255	2,003	2,062	2,125
		実績	1,915	1,888	1,945			
医療型短期入所（ショートステイ）	人 / 月	見込量	28	29	30	31	33	34
		実績	33	29	30			
	人日 / 月	見込量	155	161	167	161	172	177
		実績	174	151	156			

＊2026 年度実績は見込量

③　居住系サービス

			第７期障がい福祉計画			第８期障がい福祉計画		
			2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
自立生活援助	人 / 月	見込量	11	14	17	3	3	3
		実績	3	3	3			
共同生活援助（グループホーム）	人 / 月	見込量	571	611	651	752	820	894
		実績	587	633	690			
施設入所支援	人 / 月	見込量	373	368	363	373	368	363
		実績	380	383	378			

＊2026 年度実績は見込量

④　相談支援

			第７期障がい福祉計画			第８期障がい福祉計画		
			2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
計画相談支援	人 / 月	見込量	693	738	783	903	975	1,053
		実績	659	774	836			
地域移行支援	人 / 月	見込量	9	12	15	7	7	7
		実績	8	7	7			
地域定着支援	人 / 月	見込量	18	22	26	15	15	15
		実績	15	15	15			

＊2026 年度実績は見込量

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①　保健、医療、福祉関係者による協議の場

協議の場として設置している「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築検討会」について、３つの活動指標を設定します。

		第７期障がい福祉計画			第８期障がい福祉計画		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
開催回数	見込量				4	4	4
	実績	4	3	4			
関係者の参加者数	見込量				25	25	25
	実績	20	25	25			
目標設定及び活動状況の把握・評価	見込量				4	4	4
	実績	4	3	4			

＊2026 年度実績は見込量

②　心のサポーター養成研修実施回数

		第７期障がい福祉計画			第８期障がい福祉計画		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
回　数	見込量				6	6	6
	実績	4	3	5			

＊2026 年度実績は見込量

③　精神障がい者の障がい福祉サービス利用量（人／年）

		第７期障がい福祉計画			第８期障がい福祉計画		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
地域移行支援	見込量				7	7	7
	実績	7	7	7			
地域定着支援	見込量				14	14	14
	実績	15	14	14			
共同生活援助（グループホーム）	見込量				307	350	399
	実績	212	236	269			
自立生活援助	見込量				2	2	2
	実績	1	2	2			
自立訓練（生活訓練）	見込量				49	51	53
	実績	39	44	46			
福祉型短期入所（ショートステイ）	見込量				21	23	25
	実績	17	17	19			
医療型短期入所（ショートステイ）	見込量				0	0	0
	実績	0	0	0			

＊2026 年度実績は見込量

（３）地域生活支援の充実

①　地域生活支援拠点等

		第７期障がい福祉計画			第８期障がい福祉計画		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
設置箇所数	見込量				1	1	1
	実績	1	1	1			
支援の実績等を踏まえた検証・検討回数	見込量				2	2	2
	実績	2	2	2			

＊2026 年度実績は見込量

（４）発達障がい者等に対する支援

①　ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数

		第７期障がい福祉計画			第８期障がい福祉計画		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
人　数	見込量				1	1	1
	実績	1	1	1			

＊2026 年度実績は見込量

（５）相談支援体制の充実・強化等

①　基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数

		第７期障がい福祉計画			第８期障がい福祉計画		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
人　数	見込量				2	2	2
	実績	1	2	2			

＊2026 年度実績は見込量

②　基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合

板橋区内のすべての相談支援事業所のうち、基幹相談支援センターにおいて実施する人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合の見込みを設定します。なお、基幹相談支援センターにおいて実施する人材育成等の取組とは、地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援機関や医療・教育機関等との連携強化の取組、個別事例の支援内容の検証等です。

		第７期障がい福祉計画			第８期障がい福祉計画		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
割合（%）	見込量				52.0	57.0	62.0
	実績	36.7	42.0	47.0			

＊2026 年度実績は見込量

③　基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無

相談支援体制の充実・強化等のため、地域自立支援協議会（相談支援部会）をはじめ、基幹相談支援センターが運営に関与し、個別事例の検討等から抽出された課題を踏まえ、地域の支援体制の整備に取り組みます。

		第７期障がい福祉計画			第８期障がい福祉計画		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
協議会の運営の関与	見込量				有	有	有
	実績	有	有	有			

＊2026 年度実績は見込量

④　自立支援協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

自立支援協議会の実施回数、専門部会の設置数及び実施回数の見込みを設定します。さらに、個別事例の検討を通じて抽出された課題を踏まえ、地域における障がい者の支援体制の整備等について、専門部会を含め自立支援協議会の議題とした数の見込みを設定します。

		第７期障がい福祉計画			第８期障がい福祉計画		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
協議会実施回数	見込量				3	3	3
	実績	3	3	3			
専門部会設置数	見込量				6	6	6
	実績	6	6	6			
専門部会実施回数	見込量				15	15	15
	実績	15	15	15			
個別事例の課題に関する協議回数	見込量				2	2	2
	実績	2	1	2			

＊2026 年度実績は見込量

（６）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

①　障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果の活用や共有

障がい福祉サービス事業所等からの費用の請求・審査・支払い事務を行う障害者自立支援審査支払等システムを導入しています。サービスの質を向上させるため、このシステムによる審査結果を分析してその分析結果を活用し、事業所や関係自治体と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定します。

		第７期障がい福祉計画			第８期障がい福祉計画		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
体制の有無	見込量				体制あり	体制あり	体制あり
	実績	体制あり	体制あり	体制あり			
分析結果を活用した情報共有の回数	見込量				12	12	12
	実績	12	12	12			

＊2026 年度実績は見込量

４　地域生活支援事業の必要量の見込みと確保の方向性

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、障がいのある人などが、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市区町村を中心として実施される事業です。

計画期間における事業の見込量を定め、見込量の確保、利用者ニーズに合わせた事業の充実に努めていきます。

（１）必須事業

			第７期障がい福祉計画			第８期障がい福祉計画		
			2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
理解促進研修・啓発事業	福祉体験学習・区民交流会・研修会（人）	見込量	3,800	4,100	4,400	2,700	2,700	2,700
		実績	3,162	2,615	2,700			
相談支援事業	基幹職員国家資格所持数（件）	見込量				7	7	7
		実績	7	7	7			
成年後見制度利用支援事業	区長申立（件）	見込量	9	10	11	5	5	5
		実績	3	4	5			
	報酬費用助成（件）	見込量	186	198	210	165	165	165
		実績	160	243	165			
意思疎通支援事業	手話相談員設置事業（設置者数）	見込量	8	8	8	8	8	8
		実績	8	8	8			
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業（人）	見込量	4,260	4,260	4,260	3,846	3,846	3,846
		実績	4,116	3,846	3,846			
	コミュニケーション支援機器による遠隔手話通訳（件）	見込量				3	3	3
		実績	6	0	3			
	公文書点字化サービス	見込量	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績	実施	実施	実施			
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具（件）	見込量	39	39	39	30	30	30
		実績	35	30	30			
	自立生活支援用具（件）	見込量	87	87	87	85	85	85
		実績	90	85	85			
	在宅療養等支援用具（件）	見込量	78	78	78	69	69	69
		実績	66	69	69			
	情報・意思疎通支援用具（件）	見込量	136	136	136	99	99	99
		実績	96	99	99			
	排せつ管理支援用具（件）	見込量	9,282	9,282	9,282	8,862	9,039	9,220
		実績	8,271	8,518	8,688			

＊2026 年度実績は見込量

				第７期障がい福祉計画			第８期障がい福祉計画		
				2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
日常生活用具給付等事業	居宅生活動作補助用具（件）		見込量	13	13	13	10	10	10
			実績	5	10	10			
奉仕員養成研修事業	手話講習会終了者数（人）		見込量	200	200	200	216	216	216
			実績	205	227	216			
移動支援事業	実施事業所数		見込量	343	348	353	400	412	424
			実績	369	377	388			
	年間延利用者数（人）		見込量	10,721	11,221	11,721	10,025	10,126	10,227
			実績	9,752	9,828	9,926			
	年間延利用時間数（時間）		見込量	108,477	113,477	118,477	102,255	103,285	104,315
			実績	101,651	100,163	101,245			
地域活動支援センター機能強化事業	Ⅰ型	実施箇所数	見込量	3	3	3	2	2	2
			実績	3	3	2			
		実利用者数（人）	見込量	219	219	219	267	259	251
			実績	399	284	275			
	Ⅱ型	実施箇所数	見込量	5	5	5	4	4	4
			実績	5	5	4			
		実利用者数（人）	見込量	206	206	206	192	198	204
			実績	208	217	186			
	Ⅲ型	実施箇所数	見込量	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
		実利用者数（人）	見込量	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			

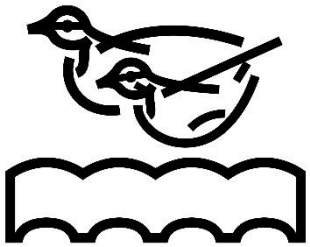
＊2026 年度実績は見込量

（２）任意事業

			第７期障がい福祉計画			第８期障がい福祉計画		
			2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
日常生活支援	日中一時支援（日）	見込量	334	354	374	134	114	97
		実績	233	186	158			
	訪問入浴サービス（回）	見込量	1,500	1,500	1,500	2,000	2,000	2,000
		実績	1,455	1,416	2,000			
社会参加支援	スポーツ・レクリエーション教室開催等	見込量	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績	実施	実施	実施			
	文化芸術活動振興（障がい者週間記念行事）	見込量	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績	実施	実施	実施			
	点字・声の広報等発行	見込量	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績	実施	実施	実施			
	自動車運転免許取得費の助成	見込量	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績	実施	実施	実施			
	自動車改造費の助成	見込量	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績	実施	実施	実施			

＊2026 年度実績は見込量

第３部　障がい福祉計画（第８期）・障がい児福祉計画（第４期）



第２章　障がい児福祉計画（第４期）

１　障がい児福祉計画（第４期）の位置付け

２　2029 年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策

３　計画目標を達成するための活動指標

3-2　障がい児福祉計画（第４期）

障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するために

障がい児福祉計画（第４期）の位置付け

国の基本指針に基づき、障がいのある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、提供体制の確保を図るための計画です。

児童福祉法に基づく法定の計画であり、2027 年度から 2029 年度までを期間とする、障がい者計画 2030 の後半の実施計画に相当する計画です。

2029 年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策

地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築や、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保や医療的ケア児支援に関する事項など、国の基本指針に基づき、７つの目標を設定するとともに、目標達成に向けた方策を位置付け、取組を進めていきます。

計画目標を達成するための活動指標

目標の達成に向け、利用実績や傾向などを踏まえ、障がい児向けサービスの種類ごとに必要となるサービスの見込量など、国が示す活動指標を設定します。

利用者のニーズやサービスを提供する事業者等の動向などを注視しながら、区内及び近隣自治体を含めた地域全体で提供体制を確保していきます。

第２章　障がい児福祉計画（第４期）

１　障がい児福祉計画（第４期）の位置付け

障がい児福祉計画（第４期）は、児童福祉法第 33 条の 20 に基づき、2027 年度から 2029 年度までを期間とする、市町村障害児福祉計画です。

国の基本指針に基づき、計画期間中における目標設定とサービスの必要見込量及び確保の方策を定めるものです。項番２では、この指針に基づいた目標値等を設定しています。

２　2029 年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策

（１）４つの中核機能を確保、インクルージョン推進のための協議の場の設置

2024 年４月の改正児童福祉法の施行に伴い、児童発達支援センターの中核的役割が明確化されたことを踏まえ、児童発達支援センター等における中核的な支援機能を確保することとされています。４つの中核機能は、①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核としての機能、④地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能です。

また、共生社会の形成促進の観点から、年少期からのインクルージョンを推進し、障がいの有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれのこどもが互いに学び合う経験を持てるようにするため、インクルージョン推進のための協議の場を設置することとされています。

指標	目標（2029 年度末）
４つの中核機能を確保	児童発達支援センターを中核として４つの中核機能の整備
インクルージョン推進のための協議の場の設置	地域自立支援協議会（障がい児部会）等で検討し、協議の場を設置。

（２）難聴※児支援のための中核的機能を有する体制の確保

保育、保健医療、教育、当事者等を含む関係機関等との連携は極めて重要であり、都道府県においては、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障がい）等を活用した、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育等につなげる体制整備のための協議会の設置や新生児聴覚検査から療育等に至るまでの支援を遅滞なく円滑に実施するための手引書の作成を進め、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ることとされています。そのため、区においては、東京都の動向を注視していきます。

（３）主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように 2029 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市区町村に 1 か所以上確保することを基本としています。

指標	目標（2029 年度末）
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 か所以上確保
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所以上確保

（４）医療的ケア児等支援の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、2029 年度末までに、都道府県において、医療的ケア児支援センターの設置や、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置することとされています。また、各市区町村において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

区においては、重症心身障がい児者・医療的ケア児者に対する支援について、継続的な情報・課題の共有や意見交換を行うための協議の場として、医師、当事者の親の会、特別支援学校関係者及び区の関係部署等で構成する「重症心身障がい・医療的ケア児等会議」を設置しています。2027 年に施行が予定されている「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律」において、特別区は都道府県と連携を取りながら、医療的ケア児等支援地域協議会の設置が出来るようになったことから、今後はこれまでの会議の枠組みを活かしつつ、新たに医療的ケア児等コーディネーターの資格を有する計画相談支援専門員等を構成員に加え、より幅広い関係者が参画する協議会として位置付ける事も見据えて、医療的ケア児者等への支援に関する課題の共有や具体的な支援方策について協議・検討を進めていきます。

また、2025 年より開始した医療的ケア児等コーディネーターによる支援体制を継続することで、地域における医療的ケア児者等への支援体制の充実を図っていきます。

指標	目標（2029 年度末）
医療的ケア児等支援の協議の場の設置	年 1 回以上開催
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	医療的ケア児等コーディネーターによる支援体制を維持

（５）障がい児入所施設に入所する児童の大人にふさわしい環境への移行調整の協議の場の設置

2012 年に施行された改正児童福祉法において、障がい児入所施設に入所している児童は、18 歳になると就労支援施策や自立訓練などを通じて地域移行を促進するなど、より適切な支援を行っていくため、障がい福祉サービスなどの障がい者施策で対応することとされました。しかし、強度行動障がいなどの障がい特性により、移行先の調整や受け皿となる資源が不足していることで、円滑な移行が進んでいない現状があります。

そのため、2029 年度までに各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本としています。区においては、東京都の動向を注視していきます。

（６）障がい児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保

障がい児等に係る相談支援の在り方については、「のぞまないセルフプラン」の解消に向けた相談支援体制の構築を図りつつ、児童福祉法の障害児相談支援に結びついていない障がい児とその家族を支援する観点から、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図り、ライフステージを通じた伴走的な相談支援体制を確保することとされています。

指標	目標（2029 年度末）
障がい児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保	連携体制を構築

（７）強度行動障がいの状態にある児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備

障がい児支援において受入れが困難なために同居する家族にとって重い負担となることや、受け入れた事業所において適切な支援を提供することができず、意欲ある支援者が苦悩・疲弊し、本人の状態がさらに悪化するなどの実情もあることを踏まえ、都道府県において支援ニーズの把握やニーズに基づく支援体制の整備をすることとされています。

区においては、東京都の動向を注視しつつ、支援ニーズを把握し、支援体制の整備に向けて検討をしていきます。

＜参考＞障がい児向けサービスの概要

サービス名		サービスの概要
通所系サービス	児童発達支援	未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援等を行う。
	放課後等 デイサービス	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための支援等を継続的に提供する。
訪問系サービス	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進する。
	居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な未就学の障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う。
相談支援	障害児相談支援	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行う。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行う。

3　計画目標を達成するための活動指標

前項の目標達成に向け、活動指標を定め、その確保状況や進捗を定期的に分析、評価することとされています。

（1）障がい児支援の提供体制の整備等

①　通所系サービス

			第３期障がい児福祉計画			第４期障がい児福祉計画		
			2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
児童発達支援	人 / 月	見込量	1,107	1,227	1,347	1,230	1,292	1,357
		実績	1,087	1,116	1,172			
	人日 / 月	見込量				6,150	6,460	6,785
		実績	5,472	5,796	5,860			
放課後等デイサービス	人 / 月	見込量	1,193	1,273	1,353	1,890	2,135	2,413
		実績	1,285	1,480	1,672			
	人日 / 月	見込量				13,230	14,945	16,891
		実績	9,420	10,375	11,704			

＊2026 年度実績は見込量

②　訪問系サービス

			第３期障がい児福祉計画			第４期障がい児福祉計画		
			2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
保育所等訪問支援	人 / 月	見込量	120	150	180	170	204	245
		実績	91	118	142			
	人日 / 月	見込量				340	408	490
		実績	154	207	284			
居宅訪問型児童発達支援	人 / 月	見込量	1	1	1	8	10	12
		実績	2	4	6			
	人日 / 月	見込量				56	70	84
		実績	10	28	42			

＊2026 年度実績は見込量

③　相談支援

			第３期障がい児福祉計画			第４期障がい児福祉計画		
			2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
障害児相談支援	人 / 月	見込量	137	152	167	171	191	214
		実績	144	136	152			

＊2026 年度実績は見込量

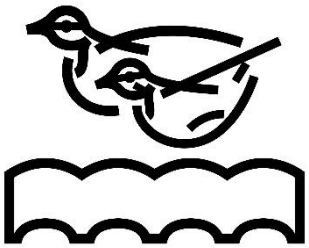
④　医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

医療的ケア児等とその家族が、地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・保育・教育などの関係機関の情報提供を行い、関係機関とつなぐ役割を担うコーディネーターを配置します。

		第３期障がい児福祉計画			第４期障がい児福祉計画		
		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
人　数	見込量				3	3	3
	実績	3	3	3			

＊2026 年度実績は見込量

資料編



1　制度の変遷

2　板橋区障がい福祉計画（第７期）及び障がい児福祉計画（第３期）の計画目標と実績

3　板橋区障がい者実態調査結果

4　板橋区地域保健福祉計画推進本部

5　板橋区障がい福祉計画等策定委員会

6　板橋区地域自立支援協議会

7　検討経過

8　板橋区障がい福祉サービス事業所一覧（2026 年７月時点）

9　用語集

資料編

１　制度の変遷

制度の動向	時　期	概　要
障害者権利条約の批准	2014 年 1 月批准	2014 年 1 月 20 日、日本は「障害者の権利に関する条約」を批准した。障害者権利条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定している、障がい者に関する初めての国際条約である。その内容は、市民的・政治的権利や、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障がい者の権利実現のための取組を締約国に対して求めている。
難病の患者に対する医療等に関する法律の成立	2015 年 1 月施行	2014 年５月 23 日、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立した。同法では、難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずることとなった。
障害者雇用促進法の改正	2016 年４月施行	2013 年４月、雇用の分野における障がい者に対する差別を禁止するための措置及び精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えること等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部在改定する法律案」が国会に提出され、同年６月に成立した。施行は 2016 年４月１日（ただし、法定雇用率の算定基礎の見直しについては、2018 年４月１日）。
障害者差別解消法の成立	2016 年４月施行	国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、2013 年６月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、不当な差別的取り扱いを禁止し、障がい者への合理的配慮提供に対策を取り込むことを法定義務とした。
成年後見制度の利用促進法の制定	2016 年５月施行	2016 年４月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」が公布され、同年５月に施行された。成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見制度の利用の促進について、基本理念や国及び地方公共団体の責務等が示された。
発達障害者支援法の一部を改正する法律	2016 年８月施行	障がい者をめぐる国内外の動向、発達障害者支援法の施行の状況等に鑑み、発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、発達障害者支援法の改正が 2016 年６月に成立した。
法定雇用率の引き上げ	2017 年６月公布	民間企業の法定雇用率を 2.0%から 2018 年４月から 2.2%に、また 2021 年３月末までに 2.3%に引き上げることを決定した。2018 年４月より施行された改正障害者雇用促進法によって、これまでの身体障がい者と知的障がい者に加え、新たに精神障がい者の雇用も義務化された。

制度の動向	時　期	概　要
介護保険法等の一部改正	2018年4月施行	高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保するため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が2017年6月に制定された。 高齢者と障がい者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉制度に、新たに共生型サービスを位置付けることが示された。
障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正	2018年4月施行	障がい者の「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が2016年5月に制定された。
地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律	2018年4月施行	複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援、「制度の狭間」の問題など、既存制度で解決が困難な課題の解決を図るため、地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的支援体制の構築をめざし、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、社会福祉法が改正された。
障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術活動推進法）	2018年6月施行	障がい者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定、その他の基本的事項を定めることにより、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として制定された。
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）	2019年6月施行	視覚障がい、発達障がい、肢体不自由などの障がいによって読書が困難な人々の、読書環境を整備することをめざし制定された。「障がいの有無にかかわらずすべての国民が等しく読書を通じて文字･活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現」を目的とし、国や自治体に、視覚障がい者等の読書環境を整備する責務を定められた。
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正	2020年4月施行	障がい者雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障がい者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが定められた。
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）	2021年9月施行	医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定された。
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法	2022年5月施行	障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が制定された。

制度の動向	時　期	概　要
東京都手話言語条例	2022年 9月施行	手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、手話を必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会を実現するため「東京都手話言語条例」が制定された。
障害者基本計画の策定	2023年 3月決定	障害者基本法第11条第1項の規定に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定され、政府が講ずる障がい者施策の基本的計画として位置付けられた。2023年3月に閣議決定され、第５次計画として、2023年度から2027年度が対象年度となっている。
障害者総合支援法の一部改正	2023年 4月及び 2024年 4月施行	障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するため、2022年12月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が公布された。
精神保健福祉法の一部改正	2023年 4月及び 2024年 4月施行	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の制定により、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」についても一部改正された。精神保健福祉法が障害者基本法の基本的な理念にのっとり、精神障がい者の権利擁護を図るものであることを明確にするとともに、地域生活の支援の強化等により精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制を整備するためのもの。
障害者雇用促進法の一部改正	2023年 4月及び 2024年 4月施行	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の制定により、「障害者の雇用の促進等に関する法律」についても一部改正された。事業主の責務として障がい者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の障がい者や精神障がい者の実雇用率への算定による障がい者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障がい者雇用の質の向上などが盛り込まれた。
法定雇用率の引き上げ	2024年 4月以降 施行	雇い入れに係る計画的な対応が可能となるよう、2023年度においては2.3%で据え置き、2024年度から2.5%、2026年度から2.7%と段階的に引き上げることとされている。なお、国及び地方公共団体等については、3.0%（教育委員会は2.9%）とされ、段階的な引き上げに係る対応は民間事業主と同様となる。
障害者差別解消法の一部改正	2024年 4月施行	障がいを理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁※の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる、障害者差別解消法の改正が2021年６月に成立した。
東京都障害者情報コミュニケーション条例	2025年 1月施行	障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに意思を伝え、理解し、尊重し合いながら安心して生活することができる共生社会を実現するため「東京都障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例」が制定された。

制度の動向	時　期	概　要
除外率の引き下げ	2025 年 ４月施行	業務の性質上、障がい者の就業が一般的に困難であると認められる業種について、企業の障がい者の雇用義務をあらかじめ軽減する「除外率」が、改正障害者雇用促進法に基づき、業種ごとにそれぞれ 10 ポイント引き下げられた。
障害者総合支援法の対象疾病（難病等）の見直し	2025 年 ４月適用	障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲を検討するため、「障害者総合支援法対象疾病検討会」において、疾病の要件や対象疾病の検討を行うこととしている。2024 年 11 月に開催した第 10 回検討会において対象疾病の検討が行われ、369 疾病→376 疾病に見直す方針が取りまとめられた。
手話施策推進法	2025 年 ６月施行	手話を使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であることから、手話の習得及び使用に関する施策、手話文化の保存、継承及び発展に関する施策並びに手話に関する国民の理解と関心の増進を図るため、手話に関する施策を総合的に推進することを目的として「手話に関する施策の推進に関する法律」が制定された。
高次脳機能障害者支援法	2026 年 ４月施行	外形上判断しづらくその特性の理解も進んでいない等の理由で、患者と家族は適切な支援を受けることができず、日常生活や社会生活に困難を抱えていることから、高次脳機能障がいへの理解を促進するとともに、高次脳機能障がい者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を、どの地域でも、あらゆる段階（医療・リハビリ→生活支援→社会参加支援）で、切れ目なく受けられるようにするため制定された。
成年後見制度の改正	2026 年 ６月公布	高齢化やひとり世帯の増加などの家族の在り方の変化により、成年後見制度のニーズが増加・多様化していることを踏まえ、成年後見制度を後見及び保佐の制度を廃止して補助の制度に一元化し、本人にとって必要な範囲でその利用を可能とすることなどを定めた「民法等の一部を改正する法律」が 2026 年６月に成立、公布された。2028 年 12 月頃までに施行される予定。
社会福祉法等の一部を改正する法律	2027 年 ４月以降 施行	質の高い福祉サービスの確保と、社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立を両立するため、多様で複雑なニーズに対応した包括的な支援体制を強化することをめざし、2026 年６月に成立した。対象となる法律は、社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法、生活困窮者自立支援法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、平成 19 年社会福祉士及び介護福祉士改正法、生活保護法の一部を改正する法律。
障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正	2027 年 ４月以降 施行	地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充や、障がい福祉サービス等の担い手となる生産年齢人口の減少が進む中、将来にわたって必要なサービスを安心して受けられるよう、福祉人材の安定的な確保及び定着支援を目的に、2026 年６月に成立した。
医療的ケア児支援法の一部改正	2027 年 ４月施行	対象が医療的ケア児とその家族から、医療的ケア児等（成人を含む）と重症心身障がい者並びにその家族に拡大され、レスパイトや就労支援等の支援施策の充実、医療的ケア児等支援センターの強化等を定めた「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」が 2026 年７月に公布された。

２　板橋区障がい福祉計画（第７期）及び障がい児福祉計画（第３期）の計画目標と実績

項　目	国の基本指針	目　標	実　績
福祉施設の入所者の地域生活への移行	施設入所から地域移行者数	24 名以上	調整中
	施設入所者数	20 名以上削減	
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築の推進	協議の場を活用した検討・整備	
地域生活支援の充実	地域生活支援拠点等の整備・充実	地域生活支援拠点等の整備・充実に向けた検証・検討	
	強度行動障がいの支援ニーズ把握・支援体制整備の推進	強度行動障がいの支援ニーズ把握及び支援体制整備の推進に向けた検討	
福祉施設から一般就労への移行等	一般就労移行者数	140 名以上 ・移行支援：122 名以上 ・就労Ａ型：２名以上 ・就労Ｂ型：16 名以上	
	就労移行支援利用終了者に占める、一般就労へ移行した者の割合５割以上の事業所数	６事業所以上	
	就労定着支援事業利用者数	236 名以上	
	就労定着率７割以上の就労定着支援事業所数	３事業所以上	
相談支援体制の充実・強化等	基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	実施	
	地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討	

障がい福祉サービス等 の質の向上	障がい福祉サービス等の質の向上	実施	調整中
障がい児支援の 提供体制の確保	児童発達支援センターの設置	実施	
	障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築	実施	
	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	１か所以上	
	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	実施	
	医療的ケア児支援の協議の場の設置	実施	
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	実施	

＊　年　月　日時点

３　板橋区障がい者実態調査結果（2022 年度実施）

回答は各質問の回答者数（ｎ）を基数とした百分率（%）で示してあります。複数回答が可能な設問があることや、端数を四捨五入しているため、回答比率の合計が 100.0%とならない場合があります。

なお、回答者数（ｎ）が 30 未満の場合、比率が上下しやすいため、傾向を見るにとどめ、本文中ではふれていない場合があります。

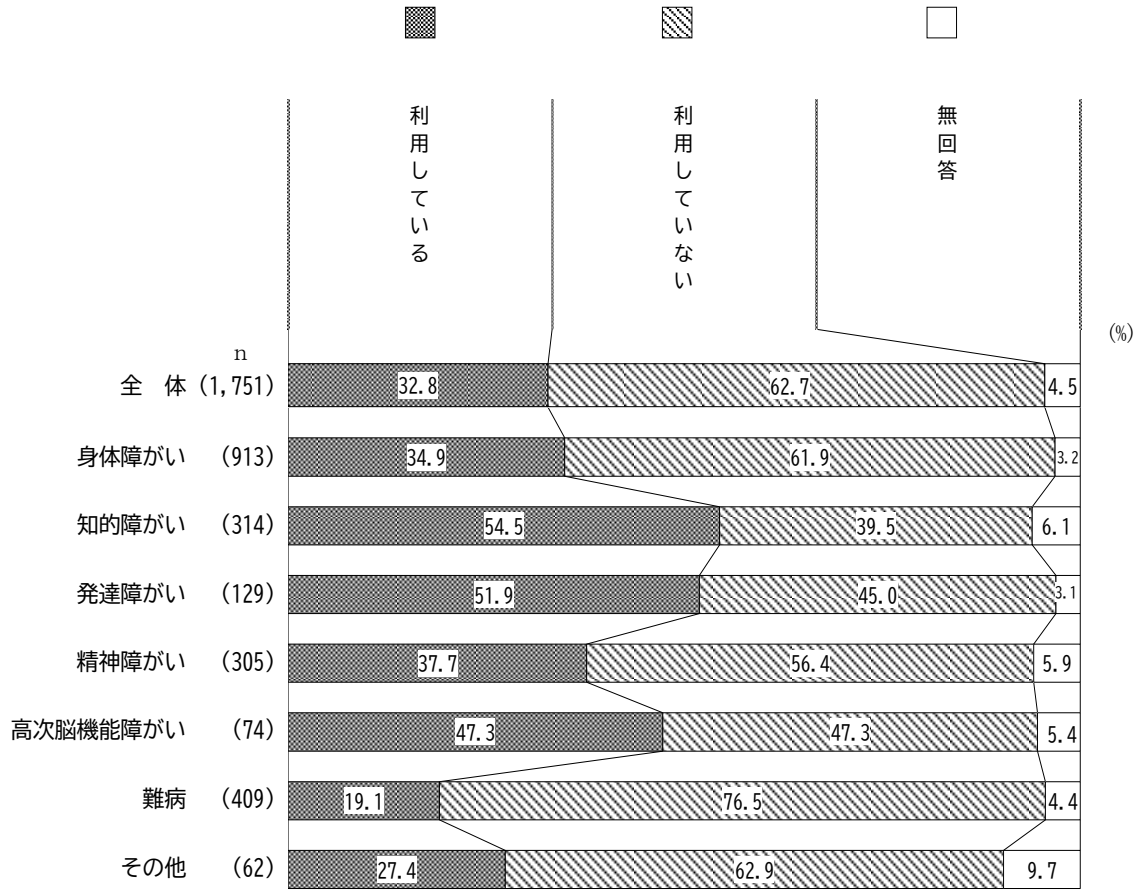
ここでは、障がい福祉サービスの利用状況や就労・園や学校生活・災害時の困りごと、共生社会の実現に向けて力を入れるべきことなど、計画の本編に関連性の深い回答を掲載していますので、全調査結果については、区ホームページで公表している「板橋区障がい者実態調査報告書」をご覧ください。

（１）障がい福祉サービスの利用状況

【障がい者】

現在、障がい福祉サービスを全体で「利用している」と答えた人は 32.8%、「利用していない」と答えた人は 62.7%となっています。

障がい種別で見ると、知的障がい（54.5%）、発達障がい（51.9%）では５割台、高次脳機能障がいが 47.3%と「利用している」が高くなっています。一方、難病では「利用していない」と答えた人が 76.5%を占め、身体障がいも 61.9%と高くなっています。

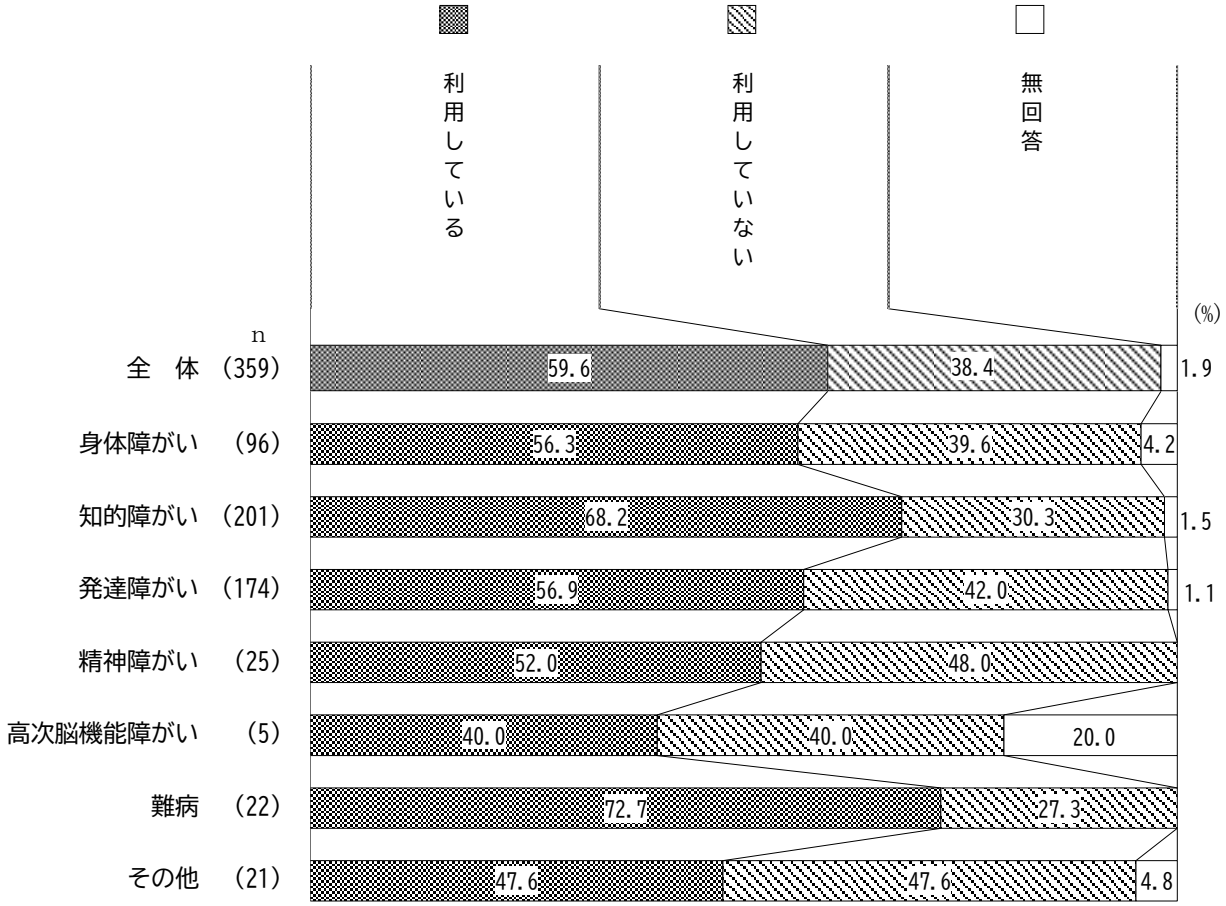


【障がい児】

現在、障がい福祉サービスを全体で「利用している」と答えた人は 59.6%、「利用していない」と答えた人は 38.4%となっています。

障がい種別で見ると、知的障がいでは「利用している」と答えた人が 68.2%と高く、発達障がい（56.9%）、身体障がい（56.3%）は５割台となっています。

サンプル数は 30 件未満と少ないですが、難病、精神障がいでも「利用している」が高い傾向にあります。



（２）園や学校生活での困りごと

【障がい者】

園や学校生活での困りごとは、全体で「通うのが大変」と「障がいに対する理解や配慮が引き継がれない」がともに 14.0%、「先生の理解や配慮が足りない場合がある」が 12.0%となっています。一方、「特に困っていることはない」は 68.0%と最も高くなっています。

(%)

障がい種別＼園や学校生活での困りごと	調査数（ｎ）	通うのが大変	トイレなどの施設が整っていない	先生の理解や配慮が足りない場合がある	障がいに対する理解や配慮が引き継がれない	まわりの児童・生徒たちの理解が得られにくい	医療的なケアが受けられない	その他	特に困っていることはない	無回答
全　　体	50 100.0	14.0	2.0	12.0	14.0	8.0	2.0	2.0	68.0	2.0
身体障がい	32 100.0	12.5	3.1	15.6	18.8	6.3	3.1	3.1	68.8	－
知的障がい	13 100.0	15.4	－	－	7.7	－	－	－	76.9	7.7
発達障がい	8 100.0	12.5	－	－	12.5	25.0	－	－	62.5	－
精神障がい	1 100.0	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－
高次脳機能障がい	－ －	－	－	－	－	－	－	－	－	－
難病	4 100.0	25.0	－	25.0	25.0	25.0	－	－	50.0	－
その他	－ －	－	－	－	－	－	－	－	－	－

＊この問は、回答を複数選択できるため、各回答の割合を足し上げても 100%にはなりません。

【障がい児】

園や学校生活での困りごとは、全体で「先生の理解や配慮が足りない場合がある」が23.4%と高く、次いで「障がいに対する理解や配慮が引き継がれない」(18.7%)、「通うのが大変」(18.1%)、「まわりの児童・生徒たちの理解が得られにくい」(15.0%)が1割台となっています。一方、「特に困っていることはない」は47.0%と最も高くなっています。

障がい種別ごとに比較すると、発達障がいでは「先生の理解や配慮が足りない場合がある」(32.7%)、「障がいに対する理解や配慮が引き継がれない」(24.2%)、「まわりの児童・生徒たちの理解が得られにくい」(21.6%)がそれぞれほかの障がい種別より高くなっています。

サンプル数は30件未満と少ないですが、精神障がいでも「先生の理解や配慮が足りない場合がある」が高い傾向にあります。難病では「通うのが大変」が高い傾向にあります。

(%)

園や学校生活での困りごと / 障がい種別	調査数(n)	通うのが大変	トイレなどの施設が整っていない	先生の理解や配慮が足りない場合がある	障がいに対する理解や配慮が引き継がれない	まわりの児童・生徒たちの理解が得られにくい	医療的なケアが受けられない	その他	特に困っていることはない	無回答
全体	321 100.0	18.1	2.8	23.4	18.7	15.0	0.9	7.5	47.0	5.0
身体障がい	86 100.0	22.1	3.5	18.6	14.0	10.5	3.5	5.8	48.8	3.5
知的障がい	195 100.0	21.5	3.1	20.0	15.4	11.3	0.5	6.2	49.7	4.6
発達障がい	153 100.0	15.7	2.6	32.7	24.2	21.6	−	9.8	42.5	5.2
精神障がい	17 100.0	23.5	−	47.1	35.3	29.4	−	17.6	17.6	11.8
高次脳機能障がい	4 100.0	−	−	25.0	25.0	75.0	−	25.0	25.0	−
難病	20 100.0	30.0	5.0	25.0	15.0	15.0	−	10.0	35.0	5.0
その他	17 100.0	−	5.9	23.5	11.8	11.8	−	−	64.7	11.8

＊この問は、回答を複数選択できるため、各回答の割合を足し上げても100%にはなりません。

（３）仕事上での困りごと

【障がい者】

仕事上での困りごとは、全体で「給与・工賃などの収入が少ない」が 31.1%と高く、次いで「職場の人間関係」が 19.3%、「通勤が大変」が 15.8%となっています。一方、「特に困っていることはない」が 38.1%と最も高くなっています。

障がい種別でみると、精神障がい（43.4%）、知的障がい（41.2%）が４割台、発達障がいが 36.8%と「給与・工賃などの収入が少ない」が高くなっています。一方、身体障がいと難病（ともに 42.6%）では「特に困っていることはない」が最も高くなっています。

障がい種別ごとに比較すると、発達障がい（34.2%）、知的障がい（30.5%）、精神障がい（30.2%）では「職場の人間関係」が３割台とほかの障がい種別より高くなっています。

(%)

仕事上での困りごと ＼ 障がい種別	調査数（ｎ）	給与・工賃などの収入が少ない	勤務時間、日数が多く体力的に不安	通勤が大変	業務内容が合わない	職場の人間関係	職場の設備が障がいに対応していない	障がいに対する職場の理解不足	職場外で相談相手がいない	その他	特に困っていることはない	無回答
全　　体	753 100.0	31.1	13.0	15.8	5.6	19.3	5.6	13.7	5.4	4.2	38.1	2.4
身体障がい	364 100.0	27.5	11.8	16.2	4.9	13.2	6.9	14.3	5.2	3.6	42.6	2.5
知的障がい	131 100.0	41.2	6.1	13.7	8.4	30.5	3.8	9.2	8.4	1.5	33.6	3.1
発達障がい	76 100.0	36.8	9.2	17.1	13.2	34.2	7.9	17.1	6.6	7.9	21.1	3.9
精神障がい	106 100.0	43.4	17.9	19.8	11.3	30.2	6.6	24.5	10.4	9.4	17.0	2.8
高次脳機能障がい	13 100.0	23.1	－	30.8	7.7	15.4	7.7	15.4	15.4	7.7	46.2	－
難病	197 100.0	23.4	19.8	15.7	3.0	16.2	6.1	12.7	3.6	4.1	42.6	2.5
その他	21 100.0	19.0	19.0	23.8	4.8	14.3	4.8	9.5	－	14.3	38.1	4.8

＊この問は、回答を複数選択できるため、各回答の割合を足し上げても 100%にはなりません。

（４）災害時の困りごと

【障がい者】

災害時に困ることは、全体で「投薬や治療が受けられない」が 50.0%と最も高く、次いで「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が 44.8%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が 37.3%となっています。

障がい種別でみると、難病（67.0%）、精神障がい（61.0%）では「投薬や治療が受けられない」が６割台、高次脳機能障がい（51.4%）、知的障がい（51.3%）では「安全なところまで、迅速に避難することができない」が５割台、発達障がい（49.6%）、知的障がい（48.1%）、身体障がい（47.6%）では「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が４割台と高くなっています。

障がい種別ごとに比較すると、知的障がい、発達障がいでは「周囲とコミュニケーションがとれない」、「救助を求めることができない」がほかの障がい種別より高くなっています。

(%)

障がい種別＼災害時の困りごと	調査数（ｎ）	投薬や治療が受けられない	補装具の使用が困難になる	補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	救助を求めることができない	安全なところまで、迅速に避難することができない	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	周囲とコミュニケーションがとれない	避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安	その他	特にない	無回答
全　　体	1,751 100.0	50.0	7.5	9.4	18.1	37.3	19.4	18.0	44.8	5.0	11.5	6.5
身体障がい	913 100.0	47.4	11.3	12.7	18.2	44.5	19.9	14.6	47.6	5.8	10.5	6.2
知的障がい	314 100.0	34.1	5.7	8.6	39.8	51.3	30.9	41.7	48.1	7.6	8.0	8.3
発達障がい	129 100.0	44.2	5.4	9.3	35.7	34.9	19.4	45.7	49.6	6.2	9.3	6.2
精神障がい	305 100.0	61.0	3.0	6.6	16.4	28.9	20.7	24.3	46.2	4.9	11.1	7.9
高次脳機能障がい	74 100.0	41.9	20.3	17.6	28.4	51.4	21.6	14.9	43.2	5.4	6.8	10.8
難病	409 100.0	67.0	6.1	7.8	11.7	30.8	11.7	7.3	47.9	5.1	9.0	5.6
その他	62 100.0	45.2	8.1	12.9	17.7	38.7	17.7	16.1	41.9	4.8	14.5	8.1

＊この問は、回答を複数選択できるため、各回答の割合を足し上げても 100%にはなりません。

【障がい児】

災害時に困ることは、全体で「安全なところまで、迅速に避難することができない」（58.8%）、「周囲とコミュニケーションがとれない」（54.6%）が５割台と高く、次いで「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」（49.3%）、「救助を求めることができない」（42.1%）、「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」（40.9%）が４割台となっています。

障がい種別ごとに比較すると、知的障がいでは「安全なところまで、迅速に避難することができない」が 70.1%、知的障がい（65.7%）、発達障がい（63.2%）では「周囲とコミュニケーションがとれない」が６割台と高くなっています。身体障がいは「投薬や治療が受けられない」（44.8%）、「補装具や日常生活用具の入手ができなくなる」（26.0%）がほかの障がい種別よりそれぞれ高くなっています。

サンプル数は 30 件未満と少ないですが、難病では「投薬や治療が受けられない」、「補装具や日常生活用具の入手ができなくなる」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が高い傾向にあります。

(%)

災害時の困りごと ＼ 障がい種別	調査数（ｎ）	投薬や治療が受けられない	補装具の使用が困難になる	補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	救助を求めることができない	安全なところまで、迅速に避難することができない	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	周囲とコミュニケーションがとれない	避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安	その他	特にない	無回答
全　体	359 100.0	28.1	6.4	9.7	42.1	58.8	40.9	54.6	49.3	8.6	6.1	4.5
身体障がい	96 100.0	44.8	13.5	26.0	41.7	63.5	34.4	38.5	52.1	8.3	4.2	6.3
知的障がい	201 100.0	30.8	6.0	10.0	51.7	70.1	47.8	65.7	58.2	9.0	6.5	2.0
発達障がい	174 100.0	25.3	2.3	5.2	44.3	59.8	49.4	63.2	52.3	7.5	5.7	4.6
精神障がい	25 100.0	44.0	4.0	4.0	52.0	60.0	48.0	56.0	64.0	8.0	－	－
高次脳機能障がい	5 100.0	40.0	－	－	20.0	40.0	20.0	40.0	－	20.0	－	20.0
難病	22 100.0	77.3	18.2	36.4	50.0	81.8	40.9	59.1	77.3	13.6	－	－
その他	21 100.0	28.6	4.8	4.8	28.6	38.1	38.1	42.9	38.1	19.0	14.3	4.8

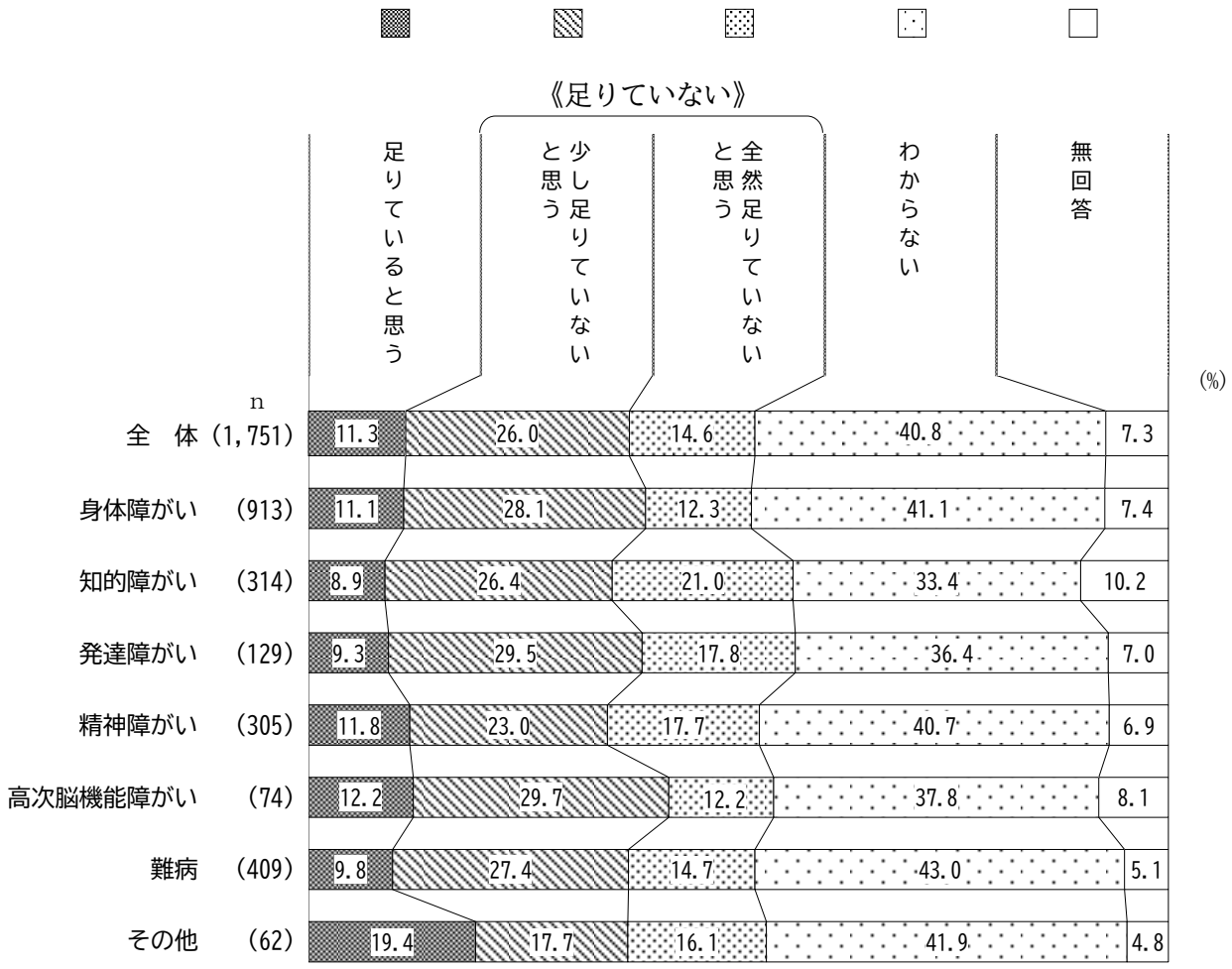
＊この問は、回答を複数選択できるため、各回答の割合を足し上げても 100%にはなりません。

（５）障がいのある人への区民の対応や理解度

【障がい者】

障がいのある人への区民の対応や理解度は、全体で「足りていると思う」と答えた人が11.3%となっています。一方、「少し足りていないと思う」(26.0%)、「全然足りていないと思う」(14.6%) を合わせた「足りていない」は40.6%となっています。「わからない」と答えた人は40.8%となっています。

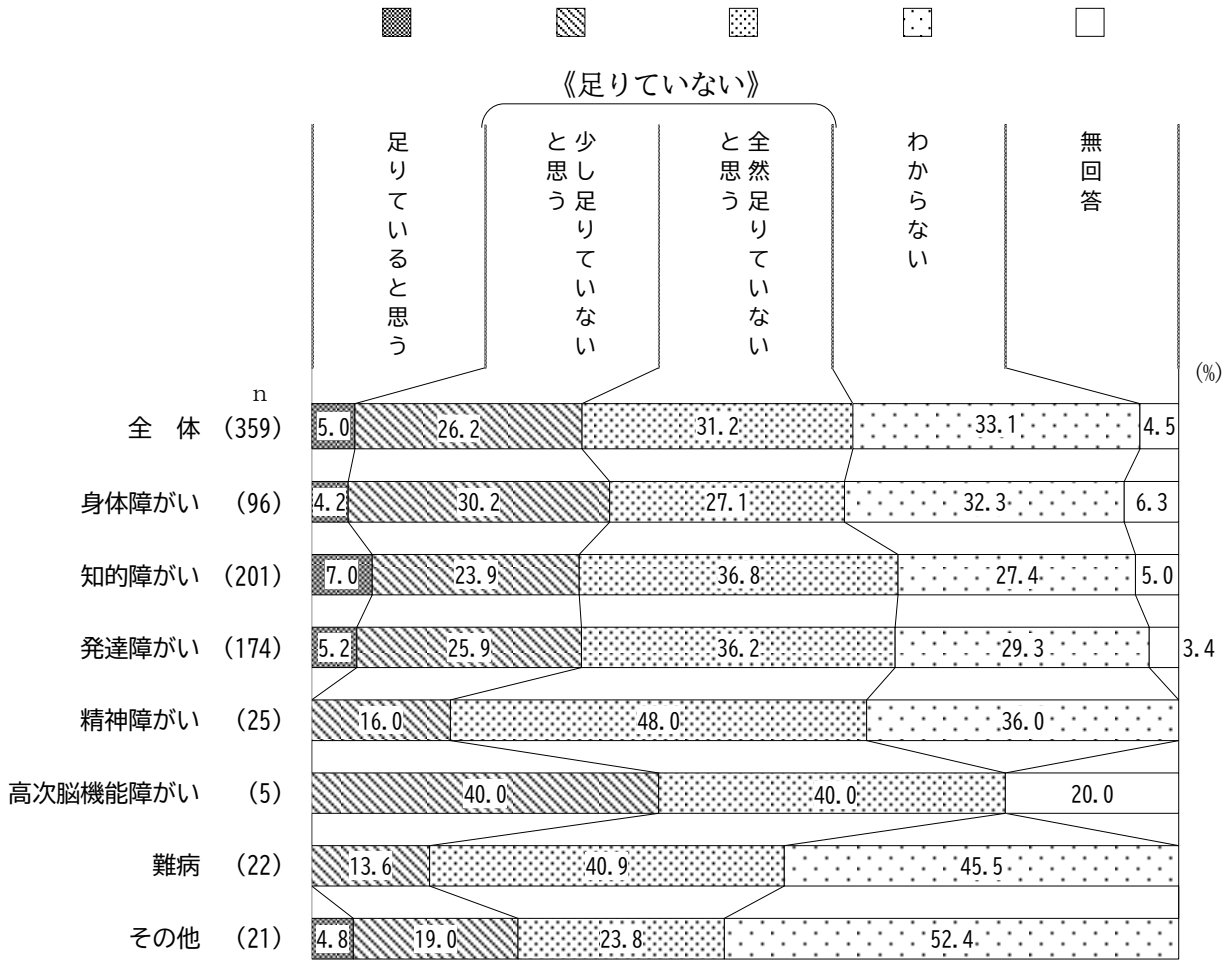
いずれの障がい種別でも、区民の対応や理解度が「足りていない」と答えた人が４割台と高くなっています。



【障がい児】

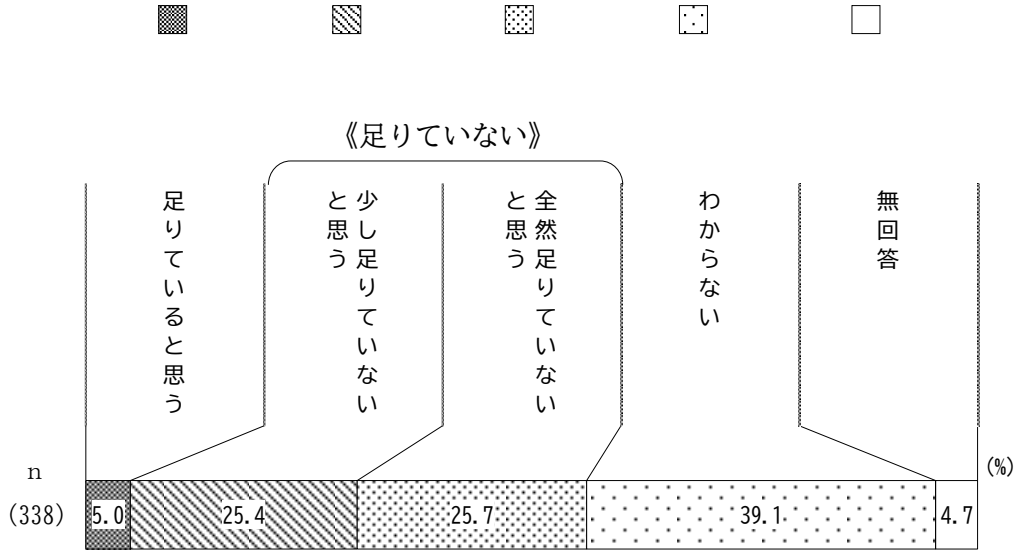
障がいのある人への区民の対応や理解度は、全体で「足りていると思う」と答えた人が5.0%となっています。一方、「少し足りていないと思う」(26.2%)、「全然足りていないと思う」(31.2%) を合わせた「足りていない」は57.4%となっています。「わからない」と答えた人は33.1%となっています。

いずれの障がい種別でも、区民の対応や理解度が「足りていない」と答えた人が５割以上と高くなっています。



【一般区民】

障がいのある人への区民・地域の対応や理解度が「少し足りていないと思う」(25.4%)、「全然足りていないと思う」(25.7%) を合わせた「足りていない」(51.1%) は過半数となっています。一方、「足りていると思う」と答えた人は5.0%と低くなっています。



（６）共生社会の実現のために力を入れるべきこと

【障がい者】

共生社会の実現のために力を入れるべきことは、全体で「障がい者の一般企業への就労の促進」が 42.4%と最も高く、次いで「学校での障がいに関する教育や情報の提供」が 38.3%、「地域行事への障がい者の参加を促進するなど、地域住民などとの交流の場を増やすこと」が 25.4%となっています。

障がい種別ごとに比較すると、発達障がい(48.1%)、難病(44.5%)、知的障がい(42.7%)では、「学校での障がいに関する教育や情報の提供」が４割台とほかの障がい種別より高くなっています。

(%)

障がい種別＼共生社会の実現のために力を入れるべきこと	調査数（ｎ）	地域行事への障がい者の参加を促進するなど、地域住民などとの交流の場を増やすこと	学校での障がいに関する教育や情報の提供	障がいについての正しい知識の普及啓発のための講演会などの開催	障がい者作品展や障がい者と交流するイベントの開催	通常の学級への受け入れやインクルージョン教育の推進	障がい者の一般企業への就労の促進	その他	特にない	無回答
全　　体	1,751 100.0	25.4	38.3	23.0	8.2	20.4	42.4	4.0	13.9	11.0
身体障がい	913 100.0	24.6	39.1	21.7	7.9	20.9	41.8	4.8	13.3	11.1
知的障がい	314 100.0	29.3	42.7	25.5	13.1	24.8	35.4	2.9	9.2	14.6
発達障がい	129 100.0	31.8	48.1	29.5	9.3	23.3	42.6	3.9	5.4	9.3
精神障がい	305 100.0	18.0	33.1	27.9	7.2	18.0	44.9	4.3	16.1	11.5
高次脳機能障がい	74 100.0	28.4	27.0	13.5	8.1	12.2	36.5	6.8	16.2	10.8
難病	409 100.0	26.7	44.5	23.0	6.8	22.2	43.8	4.2	14.4	7.3
その他	62 100.0	33.9	24.2	25.8	12.9	24.2	33.9	8.1	14.5	12.9

＊この問は、回答を複数選択できるため、各回答の割合を足し上げても 100%にはなりません。

【障がい児】

共生社会の実現のために力を入れるべきことは、全体で「学校での障がいに関する教育や情報の提供」が 70.2%と最も高く、次いで「通常の学級への受け入れやインクルージョン教育の推進」(46.0%)、「障がい者の一般企業への就労の促進」(42.6%) が４割台となっています。

障がい種別で見ると、すべての障がい種別で「学校での障がいに関する教育や情報の提供」が高くなっています。

障がい種別ごとに比較すると、発達障がいでは「障がい者の一般企業への就労の促進」が 47.1%とほかの障がい種別より高くなっています。

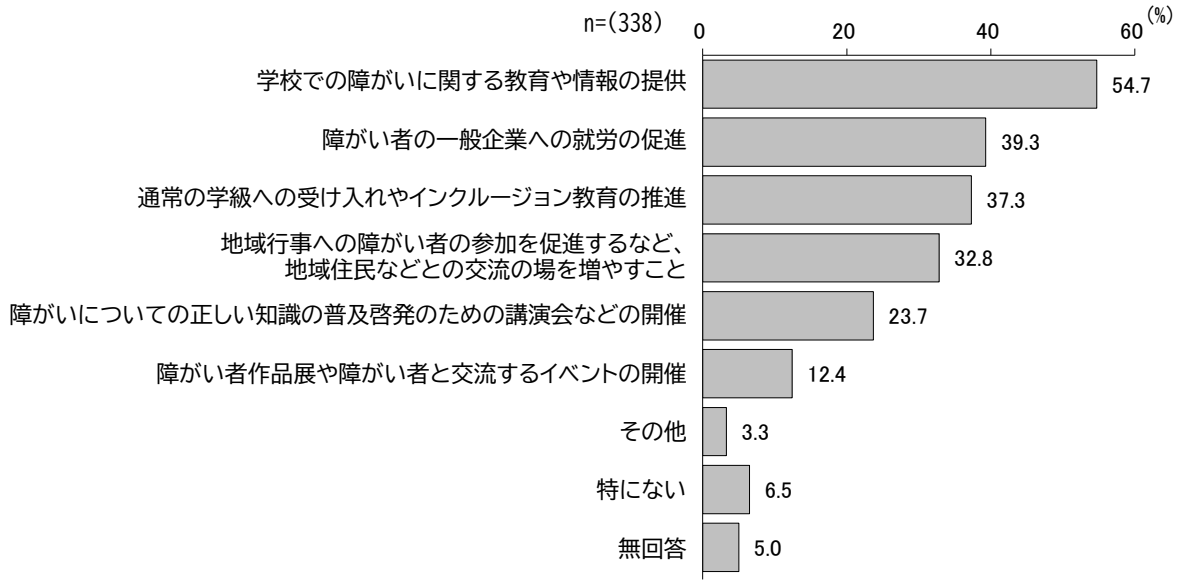
(%)

障がい種別＼共生社会の実現のために力を入れるべきこと	調査数（ｎ）	地域行事への障がい者の参加を促進するなど、地域住民などとの交流の場を増やすこと	学校での障がいに関する教育や情報の提供	障がいについての正しい知識の普及啓発のための講演会などの開催	障がい者作品展や障がい者と交流するイベントの開催	通常の学級への受け入れやインクルージョン教育の推進	障がい者の一般企業への就労の促進	その他	特にない	無回答
全　体	359 100.0	20.1	70.2	17.0	8.6	46.0	42.6	7.0	2.8	7.8
身体障がい	96 100.0	20.8	69.8	13.5	10.4	46.9	38.5	9.4	3.1	7.3
知的障がい	201 100.0	25.9	71.1	16.4	11.9	39.8	40.8	6.0	2.0	8.0
発達障がい	174 100.0	19.0	73.0	20.1	6.9	49.4	47.1	5.7	1.1	9.2
精神障がい	25 100.0	12.0	72.0	12.0	－	44.0	32.0	－	8.0	8.0
高次脳機能障がい	5 100.0	－	80.0	60.0	－	60.0	40.0	－	－	20.0
難病	22 100.0	27.3	72.7	22.7	9.1	54.5	36.4	4.5	4.5	4.5
その他	21 100.0	23.8	66.7	9.5	4.8	42.9	33.3	9.5	4.8	4.8

＊この問は、回答を複数選択できるため、各回答の割合を足し上げても 100%にはなりません。

【一般区民】

共生社会の実現のために力を入れるべきことは、「学校での障がいに関する教育や情報の提供」が 54.7%と最も高く、次いで「障がい者の一般企業への就労の促進」が 39.3%、「通常の学級への受け入れやインクルージョン教育の推進」が 37.3%となっています。



＊この問は、回答を複数選択できるため、各回答の割合を足し上げても 100%にはなりません。

４　板橋区地域保健福祉計画推進本部
（１）板橋区地域保健福祉計画推進本部設置要綱

（設置）

第１条　「いたばし健康福祉都市宣言」の実現のための総合的な地域保健福祉施策の推進を図るため、板橋区地域保健福祉計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（組織）

第２条　推進本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

⑴　本部長は、区長とする。

⑵　本部長は、推進本部を総理する。

⑶　副本部長は、副区長及び教育長の職にある者をもって充てる。

⑷　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

⑸　本部員は、板橋区組織規則で定める部長及び担当部長、保健所長並びに板橋区教育委員会事務局組織規則で定める事務局次長及び担当部長の職にある者をもって充てる。

（所掌事項）

第３条　推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

⑴　地域保健福祉計画の策定に関すること。

⑵　地域保健福祉計画に係る諸施策の協議及び推進に関すること。

⑶　地域保健福祉計画の推進の総合調整に関すること。

⑷　その他地域保健福祉に関わる重要な事項に関すること。

２　計画の推進にあたっては、必要に応じ、区民及び学識経験者その他区長が必要と認めた者で構成される板橋区地域保健福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）の助言を得るものとし、協議会の設置については、別の要綱に定めるものとする。

（会議）

第４条　本部長は、必要に応じて副本部長及び本部員を招集し、会議を主宰する。

２　本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係職員を推進本部に出席させ、意見を聞くことができる。

（幹事会）

第５条　推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に幹事会を設置する。

２　幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で構成する。

３　幹事長は、福祉部長の職にある者をもって充てる。

４　幹事長は、幹事会の会務を総務する。

５　副幹事長は、健康生きがい部長の職にある者をもって充てる。

６　副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

７　幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、幹事長が必要と認める場合は、別表に掲げる職にある者以外の者を幹事とすることができる。

８　幹事会は、本部会議に付議する事案について調査及び検討する。

９　幹事会は、幹事長が招集する。

10　幹事長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係職員を幹事会に出席させ、意

見を聞くことができる。
（事務局）
第６条　推進本部の事務局は、福祉部福祉総務課に置く。
（委任）
第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が定める。
付　則
（施行期日）
１　この要綱は、平成 17 年３月 29 日から施行する。
（板橋区地域保健福祉計画策定検討委員会設置要綱の一部改正）
２　板橋区地域保健福祉計画策定検討委員会設置要綱（平成 16 年７月 12 日一部改正）第３条第４項に規定する別表第２に「教育委員会学務課長」を追加する。
付　則
この要綱の別表第２の改正は平成 18 年６月 23 日から施行する。
付　則
この要綱の第２条第３号の改正は平成 19 年４月１日から施行する。
付　則
１　この要綱の一部改正は平成 22 年 12 月 15 日から施行する。
２　板橋区地域保健福祉計画策定検討委員会設置要綱（平成９年６月 16 日区長決定）は、廃止する。
付　則
この要綱の一部改正は平成 25 年８月 26 日から施行する。
付　則
この要綱の一部改正は平成 27 年４月１日から施行する。
付　則
この要綱の一部改正は、決定の日から施行する。
付　則
この要綱の一部改正は、決定の日から施行する。
付　則
この要綱の一部改正は令和２年４月１日から施行する。
付　則
この要綱の一部改正は、決定の日から施行する。
付　則
この要綱の一部改正は、令和３年４月１日から施行する。
付　則
この要綱の一部改正は、令和６年４月１日から施行する。
付　則
この要綱の一部改正は、決定の日から施行する。
付　則

この要綱の一部改正は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第５条第７項関係）

幹　　事	板橋区保健所長 政策経営部政策企画課長 政策経営部財政課長 危機管理部地域防災支援課長 区民文化部地域振興課長 健康生きがい部高齢政策課長 健康生きがい部介護保険課長 健康生きがい部健康推進課長 健康生きがい部地域保健課長 健康生きがい部予防対策課長 健康生きがい部板橋健康福祉センター所長 健康生きがい部生涯活躍推進課長 福祉部福祉総務課長 福祉部地域福祉連携課長 福祉部障がい政策課長 福祉部障がいサービス課長 福祉部板橋福祉課長 子ども家庭部子ども政策課長 子ども家庭部（子ども家庭総合支援センター）支援課長 教育委員会事務局教育総務課長 教育委員会事務局学務課長

５　板橋区障がい福祉計画等策定委員会
（１）板橋区障がい福祉計画等策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　板橋区（以下「区」という。）における障がい者に関する総合的な施策を定める「障がい者計画」を策定するとともに、必要な障がい福祉サービス等の計画的な提供を定める「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を策定するに当たり、協議及び調査検討を行うことを目的とする、板橋区障がい福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について協議し、区長に報告する。

⑴　区の障がい者に関する総合的な施策を定める「障がい者計画」について

⑵　障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等のサービス種類ごとの必要量の見込み

⑶　障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等のサービス種類ごとの必要見込み量の確保のための方策

⑷　地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

⑸　その他障がい福祉サービス、相談支援及び区市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

⑹　その他計画策定に必要な事項

（組織）

第３条　委員会は、委員１５名以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する。

⑴　学識経験者

⑵　障がい当事者等

⑶　保健医療関係者

⑷　障がい福祉関係機関

⑸　区民の代表者

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に、委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第５条　委員の任期は令和６年３月末日までとし、補欠又は増員により委嘱又は任命された委員の任期も、また同様とする。

（会議）

第６条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
３　委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
（会議の公開）
第７条　委員会は、公開とする。ただし、委員長が必要と認め、委員会の委員の過半数の決議を経たときは非公開とすることができる。
（部会の設置）
第８条　委員会に、部会を置くことができる。
２　部会は、委員会が定める事項について調査検討を行う。
３　部会は、委員長が指名する委員及び臨時委員をもって構成する。
４　委員長は、前項の規定にかかわらず、調査検討するため必要があると認める者を部会員とすることができる。
５　部会に、部会長及び副部会長を置く。
６　部会長は委員長が、副部会長は部会長が部会の委員の中からそれぞれ指名する。
７　部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
８　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
９　部会は、部会長が招集する。
（謝礼）
第９条　委員、臨時委員及び前条第４項に規定する部会員については、謝礼を支払うことができる。
（庶務）
第１０条　委員会の庶務は、福祉部障がい政策課において処理する。
（その他）
第１１条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付　　則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付　　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（２）板橋区障がい福祉計画等策定委員会委員名簿

役　職	氏　　名	所　属
委員長	丸 山　　晃	立教大学　コミュニティ福祉研究所　研究員
副委員長	齋 藤　　英 治	公益社団法人板橋区医師会　会長
委　員	藤井　亜紀子	板橋区肢体不自由児者父母の会　会長
〃	渡辺　理津子	板橋区手をつなぐ親の会　会長
〃	鈴 木　　正 子	板橋区発達障害者親の会（ＩＪの会）　代表
〃	宮 副　　和 歩	板橋区医療的ケア児親の会　代表
〃	越 智　　大 輔	一般社団法人板橋区聴覚障害者協会　副理事長
〃	熊 懐　　敬	板橋区視覚障害者福祉協会　文化部長
〃	下 野　　勤 世	板橋区難病当事者と家族連絡会　共同代表
〃	粂 原　　仁 美	板橋区民生･児童委員協議会　障がい福祉部会長
〃	佐々木　章吾	板橋区障がい者就労支援センター　所長
〃	松村　美穂子	社会福祉法人ＪＨＣ板橋会 指定相談事業所スペースピア　所長
〃	宮川　裕三子	東京都立志村学園（肢体不自由教育部門）
〃	土 岐　　祥 子	公益財団法人東京ＹＷＣＡキッズガーデン 施設長
〃	平 木　　孝 典	公募委員

＊2023 年度策定時

６　板橋区地域自立支援協議会
（１）板橋区地域自立支援協議会設置要綱

（設置目的）

第１条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）第８９条の３第１項の規定に基づく協議会として、板橋区地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

２　協議会は、板橋区における障がい者福祉に関する問題について、相談支援事業の中立・公正な実施及び地域の障がい福祉関係機関の連携強化等を図るため、地域の障がい福祉に関する仕組みづくりの中核的な役割を果たす定期的な協議の場とする。

（所掌事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

⑴　相談支援事業の運営・評価、今後のあり方に関すること。

⑵　地域の障がい福祉関係機関との連携体制の構築等に関すること。

⑶　障がい者が適切にサービス利用するための関係者による連絡調整の促進に関すること。

⑷　困難事例の対応についての協議及び調整に関すること。

⑸　相談支援に係わる人材の資質向上に関すること。

⑹　障がい福祉の増進に必要な事項に関する協議

⑺　障害者総合支援法第８８条第１項の規定により市町村障害福祉計画として定める板橋区障がい福祉計画を変更しようとするときに、意見を述べること。

⑻　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号。）第１７条第１項の規定に基づき組織される障害者差別解消支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）が行う同法第１８条第１項から第２項までに規定する事務に関すること。

⑼　その他、区長が必要と認めること。

（組織）

第３条　協議会は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する委員（以下「委員」という。）１５名以内をもって組織する。

⑴　学識経験者

⑵　障がい当事者等

⑶　保健医療関係者

⑷　子育て・教育関係機関

⑸　相談支援事業者

⑹　障がい福祉サービス事業者等

⑺　企業・就労支援機関等雇用関係者

⑻　民生委員

⑼　公募委員

⑽　区職員

（差別解消支援専門委員）

第４条　第２条第８号の地域協議会に関し必要があると認めるときは、差別解消支援専門委員を置くことができる。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に、会長及び副会長を置く。

２　会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

３　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第６条　委員及び差別解消支援専門委員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度の３月３１日までとする。ただし、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員等（区職員のうちから任命する委員を除く。）は、任期の通算５期を限度として再任することができる。ただし、公募委員の任期は１期限りとする。

（会議）

第７条　協議会は、会長が招集する。

２　協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

（会議の公開）

第８条　協議会は、公開とする。ただし、会長が必要と認め、協議会の決議を経たときは非公開とすることができる。

（部会の設置）

第９条　協議会の下に、次の各号に掲げる部会を設置することができる。なお、その部会の意義は当該各号に定めるところによる。

⑴　定例部会

障がい福祉事業に携わる関係者により、事業に関する諸課題を検討し、協議会への提言及び報告を行う部会をいう。課題の種類は、会長が決定し、課題ごとに設置する。

⑵　専門・作業部会（以下「専門部会」という）

協議会で承認された特定課題について検討又は実務的な作業等を行い、協議会に報告する部会をいう。

２　部会に部会長及び副部会長を置く。ただし、専門部会の副部会長についてはこれを置かないことができる。

３　部会長は会長が、副部会長及び部会員は部会長が委員又は障がい福祉事業に携わる関係者等の中から指名する。

４　部会に、必要に応じ、臨時委員を置くことができる。

５　臨時委員は、特定課題に専門的に対応できる知識又は経験を有する者の中から会長又は部会長が選定する。

６　部会長は、部会を招集し、会務を総理する。

７　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（謝礼）

第 10 条　会長、副会長及び委員等並びに前条第２項に規定する部会長、副部会長及び第４項に規定する臨時委員については、謝礼を支払うことができる。

（庶務）

第 11 条　協議会の庶務は、福祉部障がい政策課において処理する。

（その他）

第 12 条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付　則

１　この要綱は、平成１９年１１月１日から施行する。

２　この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第５条の規定にかかわらず、平成２１年３月３１日までとする。

３　この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２５年６月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２８年６月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

（２）板橋区地域自立支援協議会委員名簿

役　職	氏　　名	所　属
会　長	是枝　喜代治	東京福祉大学　社会福祉学部　社会福祉学科 教授
副会長	鈴木　　陽一	公益社団法人板橋区医師会　副会長
委　員	田中　恵美子	日本女子大学　人間社会学部　社会福祉学科 教授
〃	會田　　玉美	目白大学　大学院リハビリテーション学研究科 教授
〃	長瀬　　美香	心身障害児総合医療療育センター 小児精神科医長
〃	川村　　麻衣	東京都立高島特別支援学校　主任教諭 特別支援教育専任コーディネーター
〃	髙　原　　浩	ｆｔｌビジネス･スクール　サービス管理責任者
〃	町田　　拓馬	板橋区障がい者就労支援センター　責任者
〃	福島　　宏子	板橋区立障がい者福祉センター　所長
〃	秋吉　　麻帆	地域活動支援センター　スペースピア　施設長
〃	渡辺　理津子	板橋区手をつなぐ親の会　会長
〃	藤井　亜紀子	板橋区肢体不自由児者父母の会　会長
〃	熊　懐　　敬	板橋区視覚障害者福祉協会　文化部長
〃	古山　　弘美	板橋区民生･児童委員協議会　障がい福祉部会長
〃	島松　　大典	公募委員

＊2026 年度改訂時

7　検討経過

会　議	開催日	検討内容
第３回 自立支援 協議会	2026 年３月 23 日（月）	板橋区障がい者計画 2030 の改訂及び障がい福祉計画（第８期）・障がい児福祉計画（第４期）の基本方針について
第１回 推進本部	2026 年５月 12 日（火）	同上
第１回 自立支援 協議会	2026 年７月２日（木）	板橋区障がい者計画 2030 の改訂及び障がい福祉計画（第８期）・障がい児福祉計画（第４期）の骨子案について
第２回 推進本部	2026 年８月４日（火）	同上
第２回 自立支援 協議会	2026 年 10 月８日（木） （予定）	板橋区障がい者計画 2030 の改訂及び障がい福祉計画（第８期）・障がい児福祉計画（第４期）の素案について
第３回 推進本部	2026 年 10 月 20 日（火） （予定）	同上
第３回 自立支援 協議会	2026 年１月５日（火） （予定）	板橋区障がい者計画 2030 の改訂及び障がい福祉計画（第８期）・障がい児福祉計画（第４期）の原案について
第４回 推進本部	2026 年１月 19 日（火） （予定）	同上

８　板橋区障がい福祉サービス等事業所一覧（2026 年７月時点）

（１）障がい福祉サービス事業所等

生活介護

名称	定員	名称	定員
イクトスマイム	55	東京都板橋区立小豆沢福祉園	54
癒しの里　雅	22	東京都板橋区立加賀福祉園	25
癒しの里　雅　小茂根	10	東京都板橋区立小茂根福祉園	40
癒しの里　雅　前野町	12	東京都板橋区立高島平福祉園	30
ｆｔｌ　ビー・ワーク	15	東京都板橋区立徳丸福祉園	90
ココロネ板橋	50	東京都板橋区立三園福祉園	40
障がい福祉サービス事業所　愛光	60	はすね福祉作業所	30
デイサポートセンター「あしたの風」	30	若葉ゆめの園多機能型事業所	35
東京都板橋区立赤塚福祉園	50		

自立訓練（機能訓練）

名称	定員
東京聴覚障害者支援センター	12

自立訓練（生活訓練）

名称	定員	名称	定員
ＲＤデイケアセンター	14	コア・デイケア・センター	40
ＲＤデイケアセンター・サテライト	6	サンライズ高島平	40
Ｓ－ＳＴＥＰ板橋	17	東京聴覚障害者支援センター	12

就労選択支援

名称	名称
GIF-TECH’s　志村坂上	Ｂｅｅｃｈ
チャレンジド板橋区役所前	

就労移行支援

名称	定員	名称	定員
Ｓ－ＳＴＥＰ　板橋	10	チャレンジド板橋区役所前	20
ＦＴＬビジネススクール　成増校	25	東京都板橋福祉工場　就労移行支援事業所	10
Cocorport 新板橋駅前 Office	20	LITALICO ワークス板橋	20
就労移行支援事業所ＣＯＣＯＣＡＲＡ板橋オフィス	20		

就労定着支援

名称	名称
Ｓ－ＳＴＥＰ板橋	就労定着支援事業所ＣＯＣＯＣＡＲＡワークス 板橋オフィス
ｆｔｌビジネス・スクール	チャレンジド板橋区役所前
ＧＩＦ－ＴＥＣＨ’ｓ	Ｂｅｅｃｈ
GIF-TECH’s　志村坂上	ヒューマングロー板橋
コア・デイケア・センター	まえの福祉作業所
Cocorport 新板橋駅前 Office	LITALICO ワークス板橋
社会就労センタープロデュース道	

就労継続支援（Ａ型）

名称	定員	名称	定員
ウィズミー	20	ベネッセソシアス板橋センター	40

就労継続支援（Ｂ型）

名称	定員	名称	定員
愛輪の里　雅	20	東京聴覚障害者支援センター	10
愛輪の里　雅　小茂根	20	東京都板橋区立赤塚福祉園	40
愛輪の里　雅　桜川	20	東京都板橋区立加賀福祉園	40
愛輪の里　雅　前野町	20	東京都板橋区立小茂根福祉園	30
ｆｔｌ　ビー・ワーク	20	東京都板橋区立高島平福祉園	30
おおやま福祉作業所	20	東京都板橋区立高島平福祉園分場	20
おるか	20	東京都板橋区立徳丸福祉園	40
GIF-TECH’s	20	東京都板橋区立蓮根福祉園	60
GIF-TECH’ｓ　志村坂上	20	東京都板橋区立前野福祉園	30
コア・デイケア・センター	17	東京都板橋福祉工場　就労継続支援Ｂ型事業所	42
KoKoColor 上板橋	20	ときわの杜	20
ココロネ板橋	20	とくまる福祉作業所	40
こもね作業所	20	とくまる福祉作業所／クッキーハウスＣｏｓｍｏｓ	10
ジーコ	20	ひあしんす城北	20
ＪＨＣ赤塚	20	Ｂｅｅｃｈ	20
ＪＨＣ大山	20	まえの福祉作業所	30
ＪＨＣ秋桜	20	ライター	20
ＪＨＣ志村	20	りそうとひかり	20
就労継続支援Ｂ型事業所　ななテラス	20	リトルハウス	20
泰心就労継続支援センター	20	Ｙ’ｓコート　ゆい	20

短期入所（ショートステイ）

名称	名称
いずみの苑共生型短期入所事業所	知的障害者短期入所　イクトス
ココロネ板橋	東京都板橋区立赤塚福祉園　赤塚ホーム
サンライズ高島平	東京聴覚障害者支援センター
ショートステイ「あしたの音」	Location of smile short stay
心身障害児総合医療療育センター	

共同生活援助（グループホーム）

名称	定員	名称	定員
ああす野方 ／ ああす徳丸Ⅰ	3	グループホームひなたぼっこ	4
ああす野方 ／ ああす徳丸Ⅱ	5	グループホームフリーダム１号館	4
アパルフェ板橋 ／ 大山Ⅰ	5	グループホームフリーダム２号館	5
アパルフェ板橋 ／ 大山Ⅱ	5	グループホームフリーダム３号館	4
いちじくスルー ／ いちじく板橋ユニット	7	グループホームめぐみ ／ グループホームゆう	8
いっそう坂下	4	クローバーグループホーム板橋 ／ 大山ユニット	7
いなとも ／ いなとも	4	クローバーグループホーム板橋 ／ 高島平ユニット	7
いなとも ／ 第２いなとも	4	コアホーム	9
えんじゅ仲宿	5	コアホーム２	5
えんじゅ双葉	5	コアホーム３	4
グループホームえにし	4	幸楽ハウス	5
グループホームえにし２	4	幸楽ハウス ／ こうしんのいえ	5
グループホーム・ケアホーム「あしたの樹」	7	三丁目若葉寮 ／ グループホームもりのいえ	5
グループホームコノヒカラ板橋北区Ⅰ	5	三丁目若葉寮 ／ 三丁目若葉寮	5
グループホームコノヒカラ板橋北区Ⅱ	5	志茂寮 ／ 第二加賀寮	5
グループホームコノヒカラ板橋北区Ⅳ	5	城北地域生活支援センター ／ はなのいえ	5
グループホームコノヒカラ板橋北区セカンドⅠ	5	すずらんハウス ／ すずらんユニット	6
グループホームコノヒカラ板橋北区セカンドⅡ	5	ステップ・ハウス ／ ステップハウス	5
グループホームコノヒカラ板橋北区セカンドⅢ	5	ステップ・ハウス ／ ステップ・ハウスⅢ	5
グループホームコノヒカラ板橋北区セカンドⅣ	5	ステップ・ハウス ／ バーブホーム	7
グループホームコノヒカラ板橋北区セカンドⅤ	5	sorezore ／ ＮＫドミール１	5
グループホームＣｏｍｐａｓｓｉｏｎ 赤塚新町グループホーム	4	sorezore ／ ＮＫドミール２	6
グループホームＣｏｍｐａｓｓｉｏｎ 赤塚８丁目グループホーム	5	つなぐの家 ／ つなぐの家	4
グループホームＣｏｍｐａｓｓｉｏｎ 高島平５丁目グループホーム	4	つなぐの家 ／ かたぐるまの家	4
グループホーム　さやえんどう	6	トーラスハウス　ユニット１	6
グループホーム　バディ	7	ともがき板橋　宮本町	5
グループホーム「はるもあ」	4	ともがき板橋　若木	6
グループホーム「はるもあ」 ／ リトルハウスミィ	5	ドリームハウスキャット北池袋Ａ	4

名称	定員	名称	定員
ドリームハウスキャット北池袋Ｂ	2	まんまる富士見町	5
ドリームハウスキャット西台	3	まんまる成増１	2
仲宿ハイム ／ かがやきハイム	6	まんまる成増３	4
仲宿ハイム ／ 仲宿ハイム	7	みなくるほーむ	7
成増厚生病院グリーンハウスノーマ	6	結の里　雅　赤塚ホーム	9
虹色のくれよん１号館	5	結の里　雅　第２東新ホーム	6
にじのいえ	4	結の里　雅　東新ホーム	7
ぬくもりの里　板橋	5	結の里　雅　東新緑が丘ホーム	9
ピアホームⅠ	5	結の里　雅　大和ホーム	8
ピアホームⅡ	7	ようきの家　桜川	4
陽彩はうす ／ ときわ台２	5	ようきの家　高島平	5
陽彩はうす ／ 宮本町３	7	四葉寮 ／ 第二舟渡寮	6
ベアーハウス ／ 楓の樹	2	四葉寮 ／ 第二前野寮	4
ベアーハウス ／ グループホームしいの木	4	四葉寮 ／ 第二四葉寮	3
ベアーハウス ／ グループホーム志おん	4	四葉寮 ／ 徳丸寮	3
ベアーハウス ／ グループホームてん	4	四葉寮 ／ 舟渡寮	6
ベアーハウス ／ グループホーム七星	4	四葉寮 ／ ほうせんか	5
ベアーハウス ／ ケアホーム昴	4	四葉寮 ／ 前野寮	3
ベアーハウス ／ 第２ベアーハウス	4	四葉寮 ／ 四葉寮	6
ベアーハウス ／ ベアーハウス	4	ＬＩＦＩＬＬ　志村坂上	4
ベアーハウス ／ 北陽寮	4	ＬＩＦＩＬＬ　西台	5
ベアーハウス ／ メープルホーム	2	るい杉並大宮 ／ るい板橋	6
ホームさんさん	9	レヂデンス虹	7
ほのかⅠ	5	ロッキーなかだいホーム	4
ほのかⅡ	5	Ｙ’ｓホーム ／ ハイホー	7
まんまる赤塚２	4	ワン・ライフ・ホーム仲町	8
まんまる赤塚３	3	ワン・ライフ・ホーム弥生町	8
まんまる豊島園	5		

地域移行支援

名称	名称
板橋区立障がい者福祉センター	相談支援事業所パロム
ココロネ板橋	相談支援事業所フェリシダ
指定一般相談支援事業所　青い鳥　Ｌｉｅｎ	特定非営利活動法人レイ
指定相談事業所　スペースピア	

地域定着支援

名称	名称
板橋区立障がい者福祉センター	相談支援事業所パロム
ココロネ板橋	相談支援事業所フェリシダ
指定一般相談支援事業所　青い鳥　Ｌｉｅｎ	特定非営利活動法人レイ
指定相談事業所　スペースピア	

計画相談支援

名称	名称
アイサービス	相談支援事業所Ｈａｐｐｙｌｅｉ
板橋区立障がい者福祉センター	相談支援事業所パロム
えんじゅ相談支援事業所	相談支援事業所フェリシダ
楓ケアサポート	相談支援事業所　みかん
株式会社ケアプラン徳丸	相談支援事業所　リンクプラス
株式会社福ぶくろ　介護のたくみ	相談支援センターあさがお
株式会社もみの木	相談支援センター　ｆｔｌアクセス
ケーアイサポート介護事業部	相談支援センターＦＬＡＴ
ココロネ板橋	相談支援　フォレストサポート
こども相談支援室さんぽ	泰心訪問介護センター
さくらヘルプケア	東京聴覚障害者支援センター
サンライズ高島平	東京都板橋区立加賀福祉園
ＣＳＣセカンドライフ	東京 YWCA キッズガーデン
ＳＨＩＰＳ	特定非営利活動法人レイ
指定相談事業所　スペースピア	ノーサイド相談支援事業所
指定特定相談支援事業所　青い鳥　Ｌｉｅｎ	はすね相談支援センター
シャローム相談支援事業所	ピースケアサービス
心身障害児総合医療療育センター	Ｂｅｅｃｈ
すこやかサポート雅	みちおい相談支援事業所
スローステップ　相談支援センター	有限会社希ケアーサービス
相談支援事業所　ウィリング	ゆめの園若葉障がい者相談支援センター
相談支援事業所　きのめ	リクラス東京　訪問介護よつば
相談支援事業所　ごえん	レインボーブリッジ板橋ケアセンター

地域活動支援センター（Ⅰ型）

名称	名称
板橋区立障がい者福祉センター	スペースピア

地域活動支援センター（Ⅱ型）

名称	名称
クラブハウス　サン・マリーナ	デイサービスおむすび
地域活動支援センターロッキー・チャック	なないろ

（２）障がい児向けサービス事業所等

児童発達支援

名称	定員	名称	定員
アイル板橋こども園	10	てんから～ず	10
ＩＬｅ清水町ホーム	10	東京家政大学　児童発達支援事業所　わかくさ	10
アプリ児童デイサービス高島平２号館	10	東京都板橋区立加賀福祉園	30
あゆみ	10	東京ＹＷＣＡキッズガーデン	30
いちごの家	10	ハートアイランド	10
イルカ児童園（板橋区役所前教室）	10	ハートラボ（児童発達支援・放課後等デイサービス）	10
感覚統合スタジオ　ワールドキッズ蓮根教室	10	発達支援つむぎ　浮間舟渡ルーム	10
キッズアカデミーころん　板橋校	10	発達支援つむぎ　大山ルーム	10
キッズアカデミーころん　ときわ台校	10	ハビー上板橋教室	10
キッズアカデミーころん　成増校	10	ＢＲｉＣキッズときわ台	7
ＣａｎＤａｙ赤塚教室	10	Ｂａｂｙ＆Ｂｅａｎｓ	10
ＣａｎＤａｙ下赤塚教室	10	放課後等デイサービス　ウィズ・ユー中板橋	10
クオリスキッズぷらす	10	放課後等デイサービス　ウィズ・ユー西台	10
ココロネ板橋	30	ほしのむら　もりのこ園	10
コペルプラス　中板橋教室	10	マイシェルパジュニア　常盤台	10
城山ＢＯＮＤ	10	ＬＩＴＡＬＩＣＯジュニア板橋教室	10
心身障害児総合医療療育センター	10	リニエプラッツ板橋	15
すたーとらいん	10	レガロリーベ．（特性を理解し支援する教室）	10
てらぴぁぽけっと　板橋本町教室	10		

放課後等デイサービス

名称	定員	名称	定員
ＩＬｅ清水町ホーム	10	ドリームボックス高島平	10
アプリ児童デイサービス上板橋	10	ドリームボックスときわ台	10
アプリ児童デイサービス高島平	10	ハートアイランド	10
アプリ児童デイサービス高島平２号館	10	ハートアイランドプラス上板橋	10
イルカ児童園（板橋区役所前教室）	10	ハートラボ（児童発達支援・放課後等デイサービス）	10
Ｗｉｎｇ−Ｇａｒｄｅｎ高島平	10	フォレストケア板橋本町	6
Ｗｉｎｇ−Ｇａｒｄｅｎときわ台	10	フォレストケア大山	6
Ｗｉｎｇ−Ｇａｒｄｅｎ西台	10	フォレストケア下板橋	6
感覚統合スタジオ　ワールドキッズ蓮根教室	10	フォレストケア中板橋	10
キッズアカデミーころん　板橋校	10	ＢＲｉＣキッズときわ台	7
キッズステーションフレンズ	10	放課後等デイサービス　ウィズ・ユー中板橋	10
キャプテンキッズ	10	放課後等デイサービス　ウィズ・ユー西台	10
クローバー　よつばのいえ	10	放課後等デイサービス　オレンジスイート	10
このこのランド上板橋	10	放課後等デイサービス事業所　てんとう虫	10
このこのランド桜川五本けやき	10	放課後等デイサービス事業所　わわわ	10
このこのリーフ	10	放課後等デイサービスぬくあい	10
このこのリーフ　板橋区役所前	10	放課後等デイサービス　りっと成増	10
このこのリーフ西台駅前	10	まぁるチャレンジ	10
児童デイサービス・アニマート蓮根駅前	10	マイシェルパジュニア　常盤台	10
児童デイサービス　悠湯館	10	ゆめの園みらいず坂下　放課後等デイサービス	10
児童デイサービス悠湯館　上板橋	10	ゆめの園みらいず蓮根　放課後等デイサービス	10
児童放課後等デイサービス　ノア	10	ゆめの園みらいず若葉　放課後等デイサービス	10
シルバーハート放課後デイサービスひまわり　成増	10	ライブリーライフそよかぜ	10
心身障害児総合医療療育センター	10	リニエプラッツ板橋	10
ｓｔｕｄｉｏ　ｋｏｔｉ（スタジオ　コティ）	10	レインボー熊野町	10
東京ＹＷＣＡキッズガーデン	30		

保育所等訪問支援

名称	名称
いちごの家	Ｂａｂｙ＆Ｂｅａｎｓ
Ｗｉｎｇ−Ｇａｒｄｅｎ西台	ほしのむら　もりのこ園
ＣａｎＤａｙ下赤塚教室	マイシェルパジュニア　常盤台
ＫＯＮＯＭＩ	ＬＩＴＡＬＩＣＯジュニア板橋教室
コペルプラス　中板橋教室	リニエプラッツ板橋

障害児相談支援

名称	名称
アイサービス	相談支援事業所パロム
えんじゅ相談支援事業所	相談支援事業所　リンクプラス
楓ケアサポート	相談支援センターあさがお
株式会社ケアプラン徳丸	相談支援センター　ftl アクセス
株式会社福ぶくろ介護のたくみ	相談支援センター　ＦＬＡＴ
ケーアイサポート介護事業部	相談支援　フォレストサポート
ココロネ板橋	泰心訪問介護センター
こども相談支援室さんぽ	東京都板橋区立加賀福祉園
さくらヘルプケア	東京ＹＷＣＡキッズガーデン
ＣＳＣセカンドライフ	ノーサイド相談支援事業所
ＳＨＩＰＳ	はすね相談支援センター
心身障害児総合医療療育センター	ピースケアサービス
すこやかサポート雅	Ｂｅｅｃｈ
相談支援事業所　ウィリング	みちおい相談支援事業所
相談支援事業所きのめ	ゆめの園若葉障がい者相談支援センター
相談支援事業所　ごえん	リクラス東京　訪問介護よつば
相談支援事業所Ｈａｐｐｙｌｅｉ	レインボーブリッジ板橋ケアセンター

９　用語集

あ行

あいキッズ

次代を担う子どもたちの健やかな成長と多様な体験を通した豊かな人間形成を願い、地域コミュニティの基盤である学校内で、放課後子ども教室事業と放課後児童健全育成事業を一体型として運営する放課後対策事業。区内全 51 区立小学校で実施。

赤ちゃんの駅

子育てを支援する取組の一環として、外出中にオムツ替えや授乳などで立ち寄ることができるように、区立施設や民間施設などを「赤ちゃんの駅」に指定。

意思疎通支援

障がいのある人と障がいのない人の意思疎通を支援するため、意思疎通の支援を行う者の派遣や養成などを行う制度。

板橋キャンパス（都有地活用）

かつて東京都老人医療センター、東京都老人総合研究所、東京都板橋老人ホーム、東京都板橋ナーシングホームがあった東京都有地（板橋区栄町 35 番２号）を活用し、地域のニーズに合致した障がい福祉サービス事業所を整備する事業。

板橋区障がい者就労支援センター（ハート・ワーク）

障がい者等の一般企業への就労の機会を広げ、就労後も安心して働き続けられるように、専任のコーディネーターが就労や生活に関する相談・支援を行うほか、障がいのある人の雇用を推進する企業の相談などを行う機関。

板橋区地域自立支援協議会

学識経験者、障がい当事者、障がい者団体、区内福祉施設関係者、就労関係者などを委員として構成された協議会で、区内に居住している障がい者（児）が豊かにくらすことのできる地域づくりに関し、定期的に協議を行う協議体。

板橋区発達障がい者支援センター（あいポート）

発達障がい者及びその家族に対する専門的相談・助言を行い、発達支援及び就労の支援、関係機関や団体などへの情報提供、研修、連絡調整などを総合的に行う専門的な機関。

一般就労

通常の雇用形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用契約による企業への就労をいう。

医療的ケア

家族や看護師が日常的に行っている、経管栄養注入やたんの吸引などの医療的な生活援助行為のこと。

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を最大限度まで発達させる、自由な社会に効果的に参加することを可能とすることを目的とし、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組み。また、障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されること等が求められている。（文部科学省内・中央教育審議会による）

インクルージョン

直訳すると、包含（包み込む・中に含む）という意味。「ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）」という、誰も排除されず、全員が社会に参画する機会をもつ、という考え方がある。

うつ病

精神的ストレスや身体的ストレスが重なることなど、様々な理由から脳の機能障がいが起きている状態。

音声デイジー図書

視覚障がい者や印刷物を読むことが困難な人向けに、音声で聞くことのできるデジタル化された図書。普通のＣＤとは違い、頭出しやしおりの機能がついており、長時間の録音や再生が可能。

か行

拡大読書器

テレビ画面に文字などを大きく映し出す器械。

他の補助具と比べて、ズームで高倍率を得ることや鮮明な画像を得ることができる補助具であり、視覚障がい者の日常生活用具にも認定されている。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）などを行う機関。

きこえとことばの教室・ことばの教室

難聴や言語障がいのある児童を対象とした通級指導学級。児童は通常の学級に在籍しながら、障がいの状態や課題の状況に応じた専門的な指導を受けるため、一部の時間、設置校に通級する。板橋区では小学校に「きこえとことばの教室」２校、「ことばの教室」１校を設置し、聞こえやコミュニケーション、発音、言語発達などに関する支援を行っている。

きょうだい児

重い病気や障がいのある兄弟姉妹のいる子ども。

強度行動障がい

直接的な他害（噛み付き、頭突きなど）や間接的な他害（睡眠の乱れ、特定の物や状況への固執など）及び自傷行為などが「通常考えられない頻度と形式で出現している状態」を指し、家庭で通常の育て方をして、かなりの養育努力があっても著しい処遇困難が持続している状態。生来的な障がいではなく、児童期からの適切な支援や本人の特性に合った環境調整等によって、状態が大きく改善され得る。

言語聴覚士

言語障がい（失語症、構音障がい、高次脳機能障がい）や聴覚障がい、ことばの発達の遅れ、声や発声の障がいなど、ことばによるコミュニケーションの問題の本質や発現のメカニズムを明らかにし、対処法を見出すための検査・評価を実施し、必要に応じて訓練・指導・助言・その他の援助を行う。さらに、医師や歯科医師の指示のもと、嚥下訓練や人工内耳の調整なども行う。言語聴覚士国家試験に合格し、免許を持つ専門職。

権利擁護

知的障がい・精神障がいや認知症などのため、自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わってその権利やニーズの表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにすること。

Ｋ６

アメリカで開発された、精神疾患疑いがある人を拾い出すための、自記式スクリーニング尺度。

高次脳機能障がい

ケガや病気により脳に損傷を負うことで、次のような日常生活又は社会生活に制約がある状態のこと（国立障害者リハビリテーションセンターのホームページより）。

①記憶障がい…物の置き場所を忘れる、新しいできことが覚えられない、同じことを繰り返し質問する等

②注意障がい…ぼんやりしていてミスが多い、ふたつのことを同時に行うと混乱する、作業を長く続けられない等

③遂行機能障がい…自分で計画を立ててものごとを実行することができない、人に指示してもらわないと何もできない、約束の時間に間に合わない等

④社会的行動障がい…興奮する・暴力を振るう、思い通りにならないと大声を出す、自己中心的になる等

このほか、医学的には失語（言いたい言葉が出てこない、聞こえていてもその意味がわからない等）などの症状もある。

工賃

就労継続支援Ｂ型などの就労支援を通じて生産活動を行った人に対して支払われるお金のこと。

公認心理師

保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門知識及び技術をもって、心理に関する支援を要する人や関係者に対する相談・助言や援助等を行う。国の公認心理師登録簿への登録を受けている心理専門職。

合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過重な負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

心のサポーター

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた事業のひとつで、養成研修を受講した人。身近な人のこころの不調に気づき、正しい知識と理解に基づき傾聴を中心とした支援を行う。

心のバリアフリー

障がいに対する差別や偏見、誤解や理解不足などからくる「こころの障壁（バリア）」を除去（フリー）し、社会の中で障がいがあることによる不利益を受けることなく、障がいのある人もない人もともに生活できる社会を実現していくこと。

個別避難計画

障がいのある人や高齢者など、災害時に一人では避難することが困難な人（避難行動要支援者）について、誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときにどのような配慮が必要かなどをあらかじめ記載したもの。板橋区では、災害の中でも水害リスクに特化した個別避難計画を作成している。

さ行

作業療法士

リハビリテーション医療の分野において、身体機能の治療だけではなく、食事・着替えなどの生活に欠かせない行為の訓練や、社会に参加・復帰するための訓練、さらに精神・心理面の領域についてもかかわる。作業療法士国家試験に合格し、免許を持つ専門職。

サービス等利用計画

障がいのある人が障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けて指定相談支援事業者が作成する計画。2015 年４月から、障がい福祉サービス等を利用するすべての人がサービス等利用計画を作成することとなった（サービス利用者や家族が作成するセルフプランも可）。

肢体不自由

上肢切断、上肢機能障がい、下肢切断、下肢機能障がい、体幹機能障がい及び運動の機能障がい。

児童発達支援センター

地域の障がい児が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識技能の付与又は集団生活適応のための訓練などを行うとともに、施設が有する専門機能を活用し、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への支援・助言をあわせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。区内には 2026 年９月時点で、加賀福祉園児童ホーム、東京ＹＷＣＡキッズガーデン、ココロネ板橋の３か所がある。

社会資源

その人のニーズを満たすために動員される施設や設備、資金や物資、集団や個人の有する知識や技能の総称。

社会的障壁

障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるようなものを指す。例えば、社会における事物（通行、利用しにくい施設・設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障がいのある人の存在を意識していない習慣や文化など）、観念（障がいのある人への偏見など）などが挙げられる。

社会福祉士

専門的知識及び技術をもって、心身に障がいのある人や、環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、関係者との連携・調整や援助などを行う。国の社会福祉士登録簿への登録を受けている専門職。

重症心身障がい

重度の肢体不自由と重度の知的障がいが重複している状態。

手話奉仕員

聴覚障がいのある人とない人の間で、手話を使い、相互のコミュニケーションを仲介するため、市区町村及び都道府県で実施する手話奉仕員養成研修事業において「手話奉仕員」として登録された者。

障害児支援利用計画

障がいのある児童が障害児通所支援サービスを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けて指定障害児相談支援事業者が作成する計画（サービス利用者や家族が作成するセルフプランも可）。

障がい者虐待

障害者虐待防止法において、①養護者による障がい者虐待、②障がい者福祉施設従事者などによる障がい者虐待、③使用者による障がい者虐待をいうものとされている。

障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）

障がいのある人の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置などを通じて、障がいのある人の職業の安定を図ることを目的とした法律。

障がい者差別

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障がいのない人にはつけない条件をつけることなど。障害者差別解消法により、不当な差別的取扱いが禁止されている。合理的配慮を行わないことも、不当な差別的取扱いにあたる。

障がい者週間記念行事

「障がい者週間」は、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定された。

「障がい者週間」の期間は、毎年 12 月３日から 12 月９日までの１週間。この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体などにおいて、様々な意識啓発に係る取組を展開しており、板橋区では、毎年 12 月に区立グリーンホールで、コンサート・作品展示・区内障がい者団体による自主製品販売などを行っている。

障害者就業・生活支援センター

障がい者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携し、障がい者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障がい者の雇用の促進及び安定を図ることを目的に設置されている。

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

障害者基本法の基本理念にのっとり、障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスにかかる給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心してくらすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした法律。

障害者手帳

身体障害者手帳（１～６級）、愛の手帳（１～４度（東京都外は療育手帳））、精神障害者保健福祉手帳（１～３級）の３種の手帳を総称した一般的な呼称。いずれの手帳も、数字が小さいほど障がいの程度が重い。

障がい福祉サービス

個々の障がいのある人々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われるサービスのこと。

自立支援医療（精神通院医療）

精神障がい（てんかんを含む。）により、通院による治療を続ける必要がある程度の状態の人に、通院医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度。所得に応じて自己負担額が生じる。なお、精神障害者保健福祉手帳の有無にはかかわらない。

身体障がい

身体機能に何らかの障がいがあり、日常生活に制約がある状態をいう。身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚・平衡機能障がい、③音声・言語・そしゃく機能障がい、④肢体不自由、⑤内部機能の障がい（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい）に分類される。

精神障がい

統合失調症、気分障がい（うつ病など）等の様々な精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。

精神保健福祉士

おもに精神科医療機関や精神障がい者が利用する施設で、精神障がい者の在宅生活への移行や、その後の生活支援として、住まいや仕事・学校に関する手続き、各種支援制度・サービスの紹介や利用調整、その他日常生活を送るための支援を行う。国の精神保健福祉士登録簿への登録を受けている専門職。

成年後見制度

認知症・知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人に代わって、後見人等が財産管理などを行い、本人の権利を守る制度。後見人を家庭裁判所が選任する「法定後見制度」とあらかじめ決めておく「任意後見制度」の２つの制度がある。

躁うつ病（双極性障がい）

躁状態とうつ状態をくりかえす病気。躁状態とうつ状態が両極端ある状態で、その極端な状態をいったりきたりする。

措置入院

精神障がいにより、自分を傷つけたり他人に害をおよぼすおそれ（自傷他害のおそれ）がある場合に、本人や家族の意思にかかわりなく都道府県知事の権限で行われる入院。

た行

地域活動支援センター

障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進そのほか、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を行う施設。

地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人ひとりのくらしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域生活支援拠点等

障がいのある人の高齢化、障がいの重度化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）をもつ場所や体制のこと。板橋区では、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」の体制整備に取り組んでいる。

地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービス等とは別に、地方自治体が地域の特性や利用者の状況に応じて行う事業で、「必須事業」と、地方自治体の裁量で行える「任意事業」に分かれる。

地域包括ケアシステム

要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしいくらしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと。

知的障がい

知的機能の障がいが発達期（おおむね 18 歳まで）に現れ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。

点字

視覚に障がいのある人が触って読む文字。

特別支援学級

障がいのある児童・生徒が在籍し、毎日学習する学級。少人数で、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援を行い、学習上又は生活上の困難の改善・克服を図る。板橋区では、知的な発達に遅れのある児童・生徒を対象として、一部の区立小・中学校設置している。

特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的として設置される学校。

特別支援教育

特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

特別支援教室

通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童・生徒を対象に、学習上又は生活上の困難の改善・克服を図るため、一部の時間、別の教室で指導を受けられる制度。特別支援教室は全小・中学校に設置されており、児童・生徒は原則自分の在籍する学校で指導を受ける。板橋区では、特別支援教室を「STEP UP 教室」と呼ぶ。

な行

内部障がい

心臓機能障がい、呼吸器機能障がい、腎臓機能障がい、肝臓機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいのこと。

難聴

音が耳に入ってから脳に伝わるまでのどこかの段階で障がいが起こり、音が聞こえにくくなったり、まったく聞こえなくなったりする症状。

難病

①原因不明、治療方針未確立で後遺症を残す恐れが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病と定義している。(1972 年の厚生省（当時）の「難病対策要綱」より)

ノーマライゼーション

障がいのある人や高齢者など、社会的にハンデを負う人々を当然に包含するのが通常の社会であって、そのあるがままの姿でほかの人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。

は行

発達障がい

コミュニケーションをとったり、暗黙のルールを守ったり、集中・関心を保ったり、ミスや抜け・漏れなく社会生活を送ったりすることに困難を感じる障がい。

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、そのほかこれに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

バリアフリー

すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁（バリア）を取り除くこと。障がいのある人を取り巻く障壁とは、

①歩道などの段差や車いす使用者の通行を妨げる障害物等の物理的な障壁

②障がいがあることを理由に資格・免許等の付与を制限する等の制度的な障壁

③音声案内、点字、手話通訳、字幕放送、分かりやすい表示の欠如などによる文化・情報面での障壁

④心ない言葉や視線、障がいのある人を庇護されるべき存在としてとらえる等の意識上の障壁

避難行動要支援者

高齢者、要介護認定者、重度の障がい者、難病患者などのうち、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方」のこと。2013 年の災害対策基本法の改正により、全国の自治体に「避難行動要支援者名簿」の策定が義務付けられている。

福祉避難所

災害時における高齢者や障がいのある人などの特に配慮が必要な要配慮者を受け入れる施設。

板橋区では区内福祉関連施設と「災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定」を締結し、福祉避難所の整備を進めている。

副籍制度

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小・中学校に副次的な籍（副籍）をもち、学校行事や授業への参加などの直接的な交流や、学校だよりの交換などの間接的な交流を通じて、地域とのつながりの維持・継続を図る制度。

法定雇用率

民間企業・国・地方公共団体に対し、それぞれの雇用割合が設けられており、それに相当する人数の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の雇用が義務づけられている。

ま行

モニタリング

個別支援計画に沿って提供されたサービスについて、定期的に実施状況を把握し、継続的なアセスメント・利用者に対する面接を行い、その効果を評価すること。

や行

ユニバーサルデザイン

『基本的人権の尊重』を基本理念として、年齢、性別、国籍及び個人の能力にかかわらず、一人ひとりの多様性を尊重され、あらゆる場面で社会参加ができる環境を整えること。

要支援児

板橋区では、発達の遅れの疑いや心身に障がいがある子どもに対し、さらなる成長を促すことを目的として、「要支援児」として認定し、様々な配慮のうえ集団保育等を行っている。「要支援児」に認定された子どもに対する支援としては、入所施設への保育士や支援員等の増員や、巡回指導員による発達支援を行っている。

要保護児童

保護者のない子ども又は保護者に監護させることが不適当であると認められる子どものこと。

要約筆記

情報保障（障がいの有無や内容にかかわらず、必要な情報を円滑かつ正確に入手でき、また、自分の意思を伝えらるようにする）手段の一つで、その場の音声を文字で書いて伝える通訳。

ら行

理学療法（士）

病気、けが、高齢、障がいなどによって運動機能が低下した状態にある人々に対し、運動機能の維持・改善を目的に運動、温熱、電気、水、光線などの物理的手段を用いて行われる治療法。理学療法士は、理学療法士国家試験に合格し、免許を持つ専門職。

臨床心理士

臨床心理学に基づいた知識と技術で心の問題に取り組む専門家。日本では、心理カウンセラー、サイコセラピスト、心理士、心理相談員等の名称で呼ばれ、臨床心理士は、これらのうち、（財）日本臨床心理士資格認定協会の認定を受けている心理専門職。

臨床発達心理士

発達の臨床に携わる幅広い専門家として、発達をめぐる問題を査定し、具体的な支援を子どもから大人まで生涯にわたり支援する。（一社）臨床発達心理士認定運営機構の認定を受けている心理専門職。

レスパイト

「休息」「息抜き」「小休止」のこと。家族などの介護・支援を行う人に対し、一時的に代替して負担の軽減を図ることで、日ごろの心身の疲れを回復し、休息を取れるように援助するサービスをレスパイトケアという。